（道路運送法の一部改正）

6 道路運送法の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「設けられた道」の下に「（高速自動車国道を除く。）」を加える。

（道路法の一部改正）

7 道路法の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第四条」に、「道路の種類」を「一級国道等の意義」に、「第四条」を「第五条」に改める。

第二条第一項中「一般交通の用に供する道」の下に「（自動車のみの一般交通の用に供する道を含む。）」を加え、「第四条各号」を「次条各号」に改める。

第四条を削り、第一章中第三条を第四条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道
二 一級国道
三 二級国道
四 都道府県道
五 市町村道

（高速自動車国道）

第三条の二 高速自動車国道については、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

第二章の章名中「道路の種類」を「一級国道等の意義」に改める。

第五条第一項中「前条第一号」を「第三条第二号」に改め、「又は循環して」の下に「、高速自動車国道とあわせて」を加える。

第六条第一項各号列記以外の部分中「第四条第二号」を「第三条第五号」に改める。

第七条第一項中「第四条第三号」を「第三条第四号」に改める。

第八条第一項中「第四条第四号」を「第三条第五号」に改める。

第七十九条第一項中「諮問に応じ、」の下に「国土開発縦貫自動車道建設審議会の権限に属せしめられた事項を除き、」を加える。

第九十一条第二項中「第三条」を「第四条」に改める。

第九十六条第七項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改める。

第九十八条中「第三条」を「第四条」に改める。

第九十九条中「みだりに道路」の下に「（高速自動車国道を除く。以下本条中同じ。）」を加える。

（内閣総理・運輸・建設大臣署名）

法律第八十号（昭三二・四・二五）

◎道路整備特別措置法の一部を改正する法律

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

本則中別に定める場合を除き、「法」を「道路法」に改める。

第二条第一項中「（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）」を「（昭和二十七年法律第百八十号）」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（公団の行う有料の高速自動車国道の新設又は改築）

第二条の二 建設大臣は、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第六条の規定にかかわらず、公団をして同法第五条に規定する整備計画に基く高速自動車国道の新設又は改築を行わせ、料金を徴収させることができる。

（有料の高速自動車国道の工事実施計画書の認可）

第二条の三 公団は、前条の規定に基き高速自動車国道を新設し、又は改築しようとするときは、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した工事実施計画書について、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 路線名及び工事の区間
二 工事方法
三 工事予算
四 工事の着手及び完成の予定年月日

（高速自動車国道に係る料金及び料金の徴収期間の認可）

第二条の四 公団は、第二条の二の規定に基き新設し、又は改築した高速自動車国道について料金を徴収しようとするときは、運輸省令・建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三条の見出し中「道路」を「一級国道等」に改め、同条第一項中「法第十二条」を「同法第十二条」に、「法第十六条第二項ただし書」を「同法第十六条第二項ただし書」に、「法第十六条第四項」を「同法第十六条第四項」に改める。

第四条中「公団は、」の下に「第二条の二の規定に基き、又は」を、「改築した道路については、」の下に「高速自動車国道法第六条の規定若しくは」を加え、「法第十六条第二項ただし書」を「同法第十六条第二項ただし書」に、「法第十六条第四項」を「同法第十六条第四項」に改める。

第五条の見出し中「道路」を「一級国道等」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（建設大臣の権限の代行）

第六条の二 公団は、第二条の二の規定に基き高速自動車国道を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速自動車国道の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、建設大臣に代つてその権限のうち次の各号に掲げるものを行うものとする。

一 高速自動車国道法第七条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。
二 高速自動車国道法第八条第一項の規定により管理の方法について協議すること。
三 高速自動車国道法第十二条第一項の規定により協議すること。
四 高速自動車国道法第十七条第二項の規定により

道路標識を設けること。

五　高速自動車国道法第十八条の規定により必要な措置をすることを命ずること。

六　道路法第二十一条第一項の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をあせること。

七　道路法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。

八　道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

九　道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を附すること。

十　道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を附すること。

十一　道路法第三十四条（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な条件を附すること。

十二　道路法第三十五条（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

十三　道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

十四　道路法第四十条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

十五　道路法第四十五条第一項並びに第四十八条第一項及び第二項の規定により道路標識を設けること。

十六　道路法第四十六条の規定により道路の通行を禁止し、又は制限し、及び同法第四十八条第三項の規定により通知すること。

十七　道路法第四十七条第二項及び第三項の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十八　道路法第七十一条第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により聴聞を行い、及び同条第一項又は第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命ずること。ただし、同法第三十七条第一項及び第四十四条第四項の規定に係るものを除く。

十九　道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

2　公団は、前項の規定により建設大臣に代つてその権限のうち同項第一号から第三号まで、第十号から第十二号まで又は第十九号に掲げるもの（同項第十号から第十二号までに掲げる権限にあつては、道路の占用で道路の構造又は交通に及ぼす支障が少いと認められるもので政令で定めるものに係るものを除く。）を行おうとするときは、あらかじめ、建設大臣の承認を受け、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

3　第一項の規定により公団が建設大臣に代つて行う権限は、第十条第一項の規定により公告する工事開始の日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。

第七条第一項第六号中「法第八十七条第一項」を「同法第八十七条第一項」に改め、同項第八号及び第九号

中「法第九十一条第二項」を「同法第九十一条第二項」に改め、同項第十一号中「法第四十八条第三項」を「同法第四十八条第三項」に改め、同項第十三号中「法第九十一条第二項」を「同法第九十一条第二項」に、「法第三十二条第一項」を「同法第三十二条第一項」に改める。

第十条第一項中「公団は、」の下に「第二条の二の規定に基く高速自動車国道の新設若しくは改築に関する工事又は」を加え、「新設又は改築」を「新設若しくは改築」に改める。

第十一条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「料金の額は、」を削り、「許可に係る道路」を「許可に係る料金の額は、当該許可に係る道路」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

高速自動車国道に係る料金の額は、高速自動車国道の新設、改築その他の管理に要する費用で政令で定めるものを償うものであり、かつ、公正妥当なものでなければならない。この場合における料金の徴収期間の基準は、政令で定める。

第十二条第一項中「料金は、」の下に「第二条の二の規定に基き新設し、又は改築した高速自動車国道については当該高速自動車国道を通行する高速自動車国道法第二条第四項に規定する自動車から、」を加え、「許可に係る道路」を「許可に係る道路にあつては当該道路」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　高速自動車国道以外の道路にあつては、前項本文の規定にかかわらず、トンネル及び橋並びに渡船施設、道路用エレベーターその他政令で定める施設を通行し、又は利用する人からも料金を徴収することができる。

第十五条第一項中「第三条第一項又は」を「第二条の二の規定に基く高速自動車国道の新設又は改築に関する工事又は第三条第一項若しくは」に改め、同条第二項中「第三条第一項若しくは」を「第二条の三の認可又は第三条第一項若しくは」に、「当該許可」を「当該認可又は許可」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（有料の高速自動車国道の供用の開始）

第十五条の二　建設大臣は、高速自動車国道について第十六条において準用する場合を含む。）の規定による検査をし、これを合格としたときは、遅滞なく、当該高速自動車国道の供用を開始しなければならない。

第十六条の見出し中「道路」を「一級国道等」に改め、同条第一項中「前条第一項後段の規定による検査」を「第十五条第一項後段の規定による検査（高速自動車国道に係るものを除く。）」に改め、同条第三項中「前条第一項後段」を「第十五条第一項後段」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（建設大臣が権限を行う場合の意見の聴取等）

第十六条の二　建設大臣は、公団が第二条の二の規定に基き新設し、若しくは改築し、又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速自動車国道（以下「公団の管理する高速自動車国道」という。）について、次の各号に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、公団の意見をきかなければならない。

一　高速自動車国道法第十三条第一項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定により特別沿道区域を指定すること。

二　高速自動車国道法第十四条第二項又は第三項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を命ずること。

三　道路法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道

路の占用を禁止し、又は制限すること。

条第一項」と改める。

第二十五条中「第三条第一項」を「第二条の二、第三条第一項」に、「並びに」を「、第十八条の二において準用する同法第三十九条の規定において準用する場合を含む。）並びに」に、「法第五十八条第一項」を「同法第七十三条第一項」に、「法第五十八条第一項」を「同法第七十三条第一項」に改める。

第二十六条中「一般国道」を「直轄国道」に改める。

第二十七条第一項から第七項までを次のように改める。

（直轄国道の維持）

第二十六条の二　道輪大臣は、公団の管理する道路（第二十六条第一項第八号若しくは第十三号又は第二十七条第一項第八号若しくは第十三号又は第三十八条第一項の規定により道路管理者に代つて道路管理を行なう場合を含む。）の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路（同法第九十九条第一項第一号の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路を含む。）について、公団に対して必要な措置をすることを命ずることができる。

2　道輪大臣は、前項の規定により公団に対して必要な措置をすることを命じようとするときは、あらかじめ、公団の意見を聴かなければならない。

3　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じようとするときは、あらかじめ、公団の意見を聴かなければならない。

4　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

5　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

6　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

7　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

8　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

9　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

10　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

11　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

12　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

13　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

14　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

15　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

16　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

17　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

18　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

19　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

20　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

21　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

22　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

23　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

24　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

25　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

26　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

27　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

28　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

29　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

30　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

31　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

32　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

33　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

34　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

35　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

36　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

37　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

38　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

39　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

40　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

41　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

42　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

43　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

44　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

45　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

46　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

47　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

48　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

49　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

50　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

51　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

52　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

53　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

54　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

55　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

56　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

57　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

58　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

59　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

60　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

61　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

62　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

63　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

64　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

65　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

66　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

67　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

68　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

69　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

70　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

71　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

72　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

73　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

74　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

75　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

76　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

77　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

78　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

79　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

80　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

81　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

82　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

83　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

84　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

85　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

86　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

87　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

88　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

89　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

90　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

91　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

92　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

93　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

94　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

95　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

96　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

97　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

98　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

99　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

100　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

101　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

102　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

103　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

104　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

105　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

106　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

107　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

108　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

109　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

110　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

111　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

112　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

113　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

114　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

115　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

116　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

117　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

118　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

119　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

120　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

121　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

122　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

123　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

124　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

125　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

126　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

127　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

128　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

129　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

130　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

131　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

132　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

133　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

134　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

135　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

136　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

137　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

138　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

139　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

140　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

141　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

142　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

143　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

144　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

145　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

146　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

147　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

148　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

149　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

150　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

151　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

152　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

153　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

154　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

155　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

156　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

157　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

158　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

159　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

160　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

161　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

162　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

163　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

164　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

165　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

166　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

167　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

168　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

169　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

170　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

171　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

172　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

173　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

174　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

175　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

176　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

177　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

178　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

179　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

180　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

181　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

182　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

183　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

184　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

185　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

186　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

187　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

188　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

189　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

190　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に対して必要な措置をすることを命じたときは、その旨を公示しなければならない。

191　道輪大臣は、第一項の規定により公団が維持し、修繕し、及び災害復旧その他の管理を行なう道路について、公団に

を「同法第九十一条第二項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号及び第九号を一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第六条第一項第十九号又は第七条第一項第十四号の規定により公団が建設大臣又は道路管理者に代つてする道路法第九十一条第一項の規定による許可を与えないこと。

第三十条の見出し中「道路法」を「道路法及び高速自動車国道法」に改め、同条第一項中「修繕」の下に「、災害復旧」を加え、「公団の管理する一級国道等」に、「法第二条第二項」を「同法第二条第二項」に、「法第二十四条」を同法第二十四条」に、「法第七十一条第四項」を「同法第七十一条第四項」に、「法第七十二条第一項」を「同法第七十二条第一項」に改め、同条第二項中「公団の管理する一級国道等」に改め、同条第三項中「道路管理者に代つて」を「道路管理者又は建設大臣に代つて」に、「法第八章（第百六条を除く。）又は高速自動車国道法第二十六条から第三十二条まで」に、「道路管理者とする。」を「それぞれ道路管理者又は建設大臣とする。」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　この法律による高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるものを除くほか、高速自動車国道法の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第十六条中「建設大臣」とあるのは「日本道路公団」と、同法第十九条第一項中「建設大臣は、」とあるのは「日本道路公団は、」と、「建設大臣が命じた」とあるのは「その命じた」と、「第十四条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）若しくは第十七条第一項の規定又は第十四条第二項若しくは第三項（第十六条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十七条第一項の規定」と、「その違反行為の中止を命じ、又は建築物等の改築、移転、除却」とあるのは「その違反行為の中止」とする。

4　前項に定めるものを除くほか、高速自動車国道法第二十五条の規定により適用があるものとされた道路法の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十八号の三の次に次の一号を加える。

三十八の四　日本道路公団の管理する高速自動車国道に関し、料金及び料金の徴収期間を認可すること。

第二十八条第一項第八号の四の次に次の一号を加える。

八の五　日本道路公団の管理する高速自動車国道の料金に関すること。

第二十八条第三項中「第八号の四」を「第八号の五」に改める。

（運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第八十一号（昭三二・四・二六）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウエーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウエーデンとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（使用料、配当又は利子に対する所得税の税率の特例等）

第二条　所得税法第一条第二項又は第五項の規定に該当する個人又は法人でスウェーデンの居住者又は法人である者（所得税法の施行地に条約第二条第一項(j)に規定する恒久的施設を有する者を除く。以下同じ。）が支払を受ける条約第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に規定する使用料、配当又は利子で同法の施行地にその源泉があるものに対する同法第十七条、第十八条第二項又は第四十一条の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、これらの所得に対し所得税を課さず、又はこれらの所得に対する所得税額をその収入金額の百分の十五に相当する金額以下とする租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）その他の法律の規定の適用を妨げない。

2　前項に規定する者が条約第六条第四項に規定する所得で所得税法又は法人税法の施行地にその源泉があるものを有する場合において、その者の所得税額（所得税法第十七条に規定する所得に係るものを除く。以下同じ。）又は法人税額の同項に規定する所得に対応する部分の金額が、同項に規定する財産の売却により支払を受ける金額の百分の十五に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。この場合において、同項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分の所得税額又は法人税額に、当該所得がこれらの税額の計算の基礎となつた所得の金額のうちに占める割合を乗じて得た金額とする。

（実施規定）

第三条　前条に定めるものを除くほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条第一項中所得税法第十七条又は第十八条第二項の規定に係る部分及び第二条第二項の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子及び同日以後（法人にあつては、同日以後に開始する事業年度以後の事業年度）に生ずる所得について、第二条第一項中同法第四十一条の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第八十二号（昭三二・四・二七）

◎北海道開発公庫法の一部を改正する法律

北海道開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道東北開発公庫法

第一条中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改め「北海道」の下に「及び東北地方」を加える。

第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第一条の二 この法律において「東北地方」とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。

第二条中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

第三条第一項中「札幌市」を「東京都」に改める。

第四条中「十億円」を「二十五億円」に改める。

第六条中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

第八条中「理事長」を「総裁」に、「三人」を「四人以内」に改める。

第九条第一項及び第二項、第十条並びに第十四条から第十六条まで中「理事長」を「総裁」に改める。

第十九条中「北海道」の下に「又は東北地方」を加え、同条第一号中「又は可燃性天然ガス」を「、可燃性天然ガス又はその他の未開発鉱物資源」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（借入金）

第二十六条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から長期借入金をすることができる。

2 公庫は、前項に規定するほか、次条第一項の規定により北海道東北開発債券を発行して資金を調達しようとする場合において、その発行までの間の資金繰上必要があるときは、当該債券の引受契約が成立し、又はその引受契約の成立の見込が確実である場合に限り、かつ、発行しようとする金額の限度において必要な金額を限り、当該債券の発行により調達する資金の前借として、主務大臣の認可を受けて、政府から短期借入金をすることができる。

3 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金に係る債券の発行があつたときは、その発行により調達した資金をもつて直ちに償還しなければならない。

4 政府は、公庫に対して、長期資金の貸付をし、又は第二項の規定により北海道東北開発債券を発行して調達しようとする資金に係る短期資金の貸付をすることができる。

5 公庫は、第一項及び第二項に規定する場合のほか、資金の借入をしてはならない。

第二十七条第一項中「北海道開発債券」を「北海道東北開発債券」に改める。

第三十九条中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際北海道開発公庫の理事長である者は、別に辞令を用いないで、その際改正後の北海道東北開発公庫法第十条第一項の規定により北海道東北開発公庫の総裁として任命されたものとみなす。

3 前項に規定する北海道東北開発公庫の総裁の任期は、改正後の北海道東北開発公庫法第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が北海道開発公庫の理事長として在任した期間を控除した期間とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（北海道開発法の一部改正）

5 北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号を次のように改める。

二 北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。（同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係るものを除く。）

（経済企画庁設置法の一部改正）

6 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号ホの次に次のように加える。

ヘ 北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）（同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係るものに限る。）

第九条に次の一号を加える。

四 北海道東北開発公庫に関すること。（東北地方に係る業務に関することに限る。）

（大蔵省設置法の一部改正）

7 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号の二中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

（登録税法の一部改正）

8 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号ノ六中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

（印紙税法の一部改正）

9 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ四ニ中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

（所得税法の一部改正）

10 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

（法人税法の一部改正）

11 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

（地方税法の一部改正）

12 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

（国庫出納金等端数計算法の一部改正）

13 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

14 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

15　公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「及び北海道開発公庫にあつては北海道開発債券の発行の限度額」を「（北海道東北開発公庫にあつては、長期借入金の限度額）」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　北海道東北開発債券の発行の限度額

第五条第三項中「北海道開発公庫」を「北海道東北開発公庫」に、「北海道開発債券」を「北海道東北開発債券」に改める。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第八十三号（昭三二・四・二七）

◎公営企業金融公庫法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　役員及び職員（第九条―第十八条）
第三章　業務（第十九条―第二十二条）
第四章　公営企業債券（第二十三条―第二十七条）
第五章　会計（第二十八条―第三十四条）
第六章　監督（第三十五条―第三十七条）
第七章　補則（第三十八条・第三十九条）
第八章　罰則（第四十条・第四十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　公営企業金融公庫は、公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もつて地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　公営企業　地方公共団体が行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので政令で定めるものをいう。

二　地方債　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定によつて許可を受けた公営企業に係る地方債で、政府資金による引受が行われないものをいう。

（法人格）

第三条　公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　公庫は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　公庫の資本金は、五億円とし、政府が産業投資特別会計からその全額を出資する。

（登記）

第六条　公庫は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければこれをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七条　公庫でない者は、公営企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公庫について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第九条　公庫に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第十条　理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、公庫を代表し、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

3　監事は、公庫の業務を監査する。

（役員の任命）

第十一条　理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2　理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十二条　役員の任期は、四年とする。

2　役員は、再任されることができる。

3　役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の欠格条項）

第十三条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二　政党の役員

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条　公庫と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。

（職員の任命）

第十六条　公庫の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十七条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（退職手当の支給の基準）

第十八条　公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十九条　公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一　地方債の資金の貸付又は証券発行の方法による地方債の応募

二　前号に掲げる業務に附帯する業務

2　公庫は、前項第一号の場合において、当該地方債について地方自治法第二百五十条の規定による許可があるまでの間において特別の必要があり、かつ、

該許可があることの見込が確実であるときに限り、当該許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付をすることができる。

（業務方法書）

第二十条　公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、政令で定める。

（業務の委託）

第二十一条　公庫は、特別の必要がある場合においては、地方公共団体に対し、資金の貸付に関する調査事務の一部を委託することができる。

2　公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができる。ただし、資金の貸付の決定については、この限りでない。

（事業計画及び資金計画）

第二十二条　公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章　公営企業債券

（債券の発行）

第二十三条　公庫は、公営企業債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　公庫は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（一般担保）

第二十四条　債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（発行事務の委託）

第二十五条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

2　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

（政府保証）

第二十六条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができる。

（政令への委任）

第二十七条　前四条に規定するもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　会計

（予算及び決算）

第二十八条　公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

（国庫納付金）

第二十九条　公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3　第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

（短期借入金）

第三十条　公庫は、第二十三条の規定により、債券を発行して資金の調達をしようとする場合において、発行までの間の資金繰上必要があるときは、当該債券の引受契約が成立し、又はその引受契約の成立の見込が確実である場合に限り、かつ、発行しようとする当該債券の金額の限度において必要な金額を限り、当該債券の発行により調達する資金の前借として、主務大臣の認可を受けて、金融機関から短期借入をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金に係る債券の発行があつたときは、その発行により調達した資金をもつて直ちに償還しなければならない。

3　公庫は、第一項に規定する場合のほか、資金の借入をしてはならない。

（余裕金の運用）

第三十一条　公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の保有

二　資金運用部への預託

三　銀行への預金

（資金の交付）

第三十二条　公庫は、業務を行うため必要があるときは、第二十一条第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託者」という。）に対し、資金の貸付に必要な資金を交付することができる。

（会計帳簿）

第三十三条　公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

（会計検査院の検査）

第三十四条　会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第六章　監督

（監督）

第三十五条　公庫は、主務大臣が監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（役員の解任）

第三十六条　主務大臣は、公庫の役員が第十三条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　主務大臣は、公庫の役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一　この法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

二　刑事事件により有罪の言渡を受けたとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　心身の故障により職務を執ることができないとき。

（報告及び検査）

第三十七条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　補則

（主務大臣）

第三十八条　この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

（恩給）

第三十九条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（以下本条において「公務員」という。）又は同条に規定する公務員とみなされるもの（以下本条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続いて公庫の職員になつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）附則第十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者若しくは公営企業金融公庫の職員として在職し」と読み替えるものとする。

2　他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3　公庫の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて公庫の職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき（公庫の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公庫の職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。）は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公庫の職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4　第一項（他の法律の規定において同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び前項の規定は、公庫の職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5　第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二の規定の適用又は準用については、公庫の職員としての就職を再就職とみなす。

6　公庫は、第一項（他の法律の規定において同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける公庫の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

第八章　罰則

（罰則）

第四十条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十一条　第七条の規定に違反して公営企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（設立の手続）

2　主務大臣は、第十一条第一項の例により、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

4　主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対して出資金の払込の請求をしなければならない。

6　設立委員は、出資金の払込があつた日（出資金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込があつた日）において、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7　附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継を受けた後、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8　公庫は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（登録税法の一部改正）

9　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ七」を「第二号ノ八」に改め、同条中第二号ノ八を第二号ノ九とし、第二号ノ七を第二号ノ八とし、第二号ノ六の次に次の一号を加える。

二ノ七　公営企業金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

（印紙税法の一部改正）

10　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ四ノ二の次に次の一号を加える。

五ノ四ノ三　公営企業金融公庫ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

11　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「及び北海道東北開発公庫」を「、北海道東北開発公庫及び公営企業金融公庫」に改める。

（法人税法の一部改正）

12　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「北海道東北開発公庫」の下に「、公営企業金融公庫」を加える。

（大蔵省設置法の一部改正）

13　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の三を第六号の四とし、第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三　公営企業金融公庫を監督すること。

（国庫出納金等端数計算法の一部改正）

14　国庫出納金等計端数算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「北海道東北開発公庫」の下に「、公営企業金融公庫」を加える。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

15　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「北海道東北開発公庫」の下に「、公営企業金融公庫」を加える。

（地方税法の一部改正）

16　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「北海道東北開発公庫」の下に「、公営企業金融公庫」を加える。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

17　公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び北海道東北開発公庫」を「、北海道東北開発公庫及び公営企業金融公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「長期借入金の限度額」を「長期借入金の限度額とし、公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第三十条の規定による短期借入金を除く。」に改め、同項第三号中「北海道東北開発債券」の下に「及び公営企業債券」を加え、同条第三項中「北海道東北開発債券」の下に「、公営企業金融公庫にあつては公営企業債券」を加える。

（自治庁設置法の一部改正）

18　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二　公営企業金融公庫を監督すること。

第十二条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　公営企業金融公庫を監督すること。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第八十四号（昭三二・四・三〇）

◎日本科学技術情報センター法

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　役員及び職員（第十一条―第二十一条）
第三章　業務（第二十二条―第二十四条）
第四章　財務及び会計（第二十五条―第三十五条）
第五章　監督（第三十六条・第三十七条）
第六章　雑則（第三十八条―第四十一条）
第七章　罰則（第四十二条―第四十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　日本科学技術情報センターは、わが国における科学技術情報に関する中枢的機関として内外の科学技術情報を迅速かつ適確に提供することにより、わが国における科学技術の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「科学技術情報」とは、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する情報をいう。

（法人格）

第三条　日本科学技術情報センター（以下「情報センター」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　情報センターは、主たる事務所を東京都に置く。

2　情報センターは、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第五条　情報センターの資本金は、その設立に際し政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2　政府は、予算の範囲内において、情報センターに対し出資することができる。

3　情報センターは、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

（出資証券）

第六条　情報センターは、出資に対し出資証券を発行する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（定款）

第七条　情報センターは、定款をもつて次の事項を定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金、出資及び資産に関する事項

五　役員及び会議に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　会計に関する事項

八　公告に関する事項

九　定款の変更に関する事項

2　定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第八条　情報センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第九条　情報センターでない者は、日本科学技術情報センターという名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、情報センターについて準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第十一条　情報センターに、役員として、理事長一人、常務理事一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十二条　理事長は、情報センターを代表し、その業務を総理する。

2　常務理事は、定款で定めるところにより、情報センターを代表し、理事長を補佐して情報センターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、定款で定めるところにより、理事長を補

佐して情報センターの業務を掌理し、理事長及び常務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び常務理事が欠員のときはその職務を行う。

4　監事は、情報センターの業務を監査する。

（役員の任命）

第十三条　理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2　常務理事及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十四条　理事長、常務理事及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十五条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二　政党の役員

（役員の解任）

第十六条　内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十七条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十八条　情報センターと理事長又は常務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が情報センターを代表する。

（代理人の選任）

第十九条　理事長及び常務理事は、理事又は情報センターの職員のうちから、情報センターの業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十条　情報センターの職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十一条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第二十二条　情報センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　内外の科学技術情報を収集すること。

二　内外の科学技術情報を分類し、整理し、及び保管すること。

三　内外の科学技術情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて提供すること。

四　前各号に掲げる業務を妨げない範囲内において、情報センターが保管する内外の科学技術情報を閲覧させること。

五　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2　情報センターは、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（業務の方法）

第二十三条　情報センターは、業務開始の際、業務の方法を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務の方法に定めるべき事項は、総理府令で定める。

（関係機関との協力）

第二十四条　情報センターは、その業務を行うに際しては、できる限り、国立国会図書館その他の関係機関の文献及び資料の利用を図るほか、関係機関と緊密に協力しなければならない。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十五条　情報センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）

第二十六条　情報センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十七条　情報センターは、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十八条　情報センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条及び次条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　情報センターは、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（書類の送付）

第二十九条　情報センターは、第二十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、情報センターに出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十条　情報センターは、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じて得た額以上の額を積み立てなければならない。

2　情報センターは、前項の規定による積立を行つた後、なお残余があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれその出資額に応じて分配することができる。

3　情報センターは、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第三十一条　情報センターは、短期借入金をする場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（補助金）

第三十二条　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、情報センターに対し第二十二条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第三十三条　情報センターは、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

（財産の処分等の制限）

第三十四条　情報センターは、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（総理府令への委任）

第三十五条　この法律及びこれに基く命令に規定するもののほか、情報センターの財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十六条　情報センターは、内閣総理大臣が監督する。

2　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、情報センターに対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十七条　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、情報センターに対して業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして情報センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（関係行政機関の長の協力）

第三十八条　関係行政機関の長は、情報センターの行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。

（解散）

第三十九条　情報センターの解散については、別に法律で定める。

（科学技術庁長官への委任）

第四十条　内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に対し委任することができる。

一　第七条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第一項、第二十六条並びに第三十一条第一項及び第二項ただし書の規定による認可

二　第二十八条第一項の規定による承認

三　第三十七条第一項の規定による報告及び立入検査

（大蔵大臣との協議）

第四十一条　内閣総理大臣（前条の規定により科学技術庁長官に委任された場合には、科学技術庁長官）は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第五条第三項、第二十三条第一項、第二十六条、第三十一条第一項及び第二項ただし書並びに第三

十四条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三　第二十三条第二項、第三十四条及び第三十五条の規定により総理府令を定めようとするとき。

第七章　罰則

第四十二条　第三十七条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした情報センターの役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十三条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした情報センターの役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により内閣総理大臣（第四十条の規定により科学技術庁長官に委任された場合には、科学技術庁長官）の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十六条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第四十四条　第九条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（情報センターの設立）

第二条　内閣総理大臣は、第十三条第一項の例により、情報センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、情報センターの成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3　内閣総理大臣は、設立委員を命じて、情報センターの設立に関する事務を処理させる。

4　設立委員は、定款を作成して、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し情報センターに対する出資を募集しなければならない。

6　設立委員は、前項の募集が終つたときは、内閣総理大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

7　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込を求めなければならない。

8　設立委員は、出資金の払込があつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

9　第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

10　情報センターは、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第三条　第九条の規定は、この法律の施行の際現に日本科学技術情報センターに類似する名称を使用している者で、この法律の施行後三月以内に科学技術庁

長官の許可を受けたものには適用しない。

2　この法律の施行の際現に日本科学技術情報センターという名称又はこれに類似する名称を使用している者（前項の許可を受けた者を除く。）は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第九条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第四条　情報センターの最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第五条　情報センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十六条中「事業年度開始前に」とあるのは、「情報センターの成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

（登録税法の一部改正）

第六条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本原子力研究所」の下に「、日本科学技術情報センター」を、「日本原子力研究所法」の下に「、日本科学技術情報センター法」を加える。

（科学技術庁設置法の一部改正）

第七条　科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

六　日本科学技術情報センターに関すること。

（内閣総理・法務・大蔵大臣署名）

法律第八十五号（昭三一・四・三〇）

◎防衛庁設置法の一部を改正する法律

防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「二十一万五千三人」を「二十二万三千五百一人」に改め、同条第二項中「二万二千七百十六人」を「二万四千百四十六人」に、「一万四千四百三十四人」を「一万九千九百二十五人」に、「十九万七千百八十二人」を「二十万四千百五人」に改める。

第三十四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、その事務に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験をすることができる。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、附則第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項を附則第八項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第八十六号（昭三一・四・三〇）

◎臨時受託調達特別会計法

（設置）

第一条　政府がアメリカ合衆国政府との間に締結する受託調達契約の実施に関する政府の経理の適正を図るため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2　前項に規定する受託調達契約とは、防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）附則第七項に規定する受託調達契約をいう。

（管理）

第二条　この会計は、内閣総理大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、受託調達契約（第一条第二項に規定する受託調達契約をいう。以下この条において同じ。）に基くアメリカ合衆国政府の支払に係る収入金で当該契約を履行するため政府が締結する契約（以下「調達契約」という。）に基く政府の支払金に係るもの及び調達契約に基く政府の収入金で受託調達契約に基くアメリカ合衆国政府への支払金に係るもの並びに支出済となつた歳出の返納金その他の収入金で歳出金に係るもの（歳出の金額に戻入されるものを除く。）をもつてその歳入とし、これらの収入金をもつてする支払金で調達契約又は受託調達契約に基くものをもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書等の作成及び送付）

第四条　内閣総理大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の国庫債務負担行為要求書には、国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書を添附しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第五条　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書並びに第四条第二項に規定する調書を添附しなければならない。

（剰余金の繰入）

第七条　この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第八条　内閣総理大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、債務に関する計算書を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第九条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項に規定する債務に関する計算書を添附しなければならない。

（実施規定）

第十条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　防衛庁設置法の一部を次のように改正する。

附則中第十九項を第二十項とし、第八項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、附則第七項中「調達を行う。」を「調達を行い、並びに受託調達契約を履行するため必要な契約の締結、検査その他の事務を長官の定めるところにより実施する。」に改め、同項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

7　防衛庁は、当分の間、第五条の権限のほか、左に掲げる権限を有する。

一　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き日本国政府に無償で譲渡される予定の艦船二隻をアメリカ合衆国政府の負担において調達し、同国政府に引き渡すことを目的とする契約（以下「受託調達契約」という。）を同国政府との間に締結し、及び当該契約の実施に関する事務を行うこと。

二　臨時受託調達特別会計の経理を行うこと。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第八十七号（昭三二・四・三〇）

◎市町村職員共済組合法の一部を改正する法律

市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「第六十四条」を「第六十四条の二」に、「（第九十七条・第九十八条）」を「（第九十七条）」に改める。

第三条第二項中「規約の変更」の下に「（政令で定める事項に係るものを除く。）」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「認可を受けたとき」を「認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る規約の変更をしたとき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合は、前項に規定する政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを自治庁長官に届け出なければならない。

第五条第一項第二号中「予算の決定及び」を「事業計画書の作成及び総理府令で定める重要な変更並びに」に改める。

第九条第二項中「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

第十三条第二項中「第三十九条の退職年金」を「の規定による退職年金又は廃疾年金」に改め、同条に次の二項を加える。

3　組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間は、合算する。ただし、前後の組合員であつた期間を合算した期間が二十年に達しないときは、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員の期間の計算については、この限りでない。

4　組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に再び組合員の資格を取得した場合における後の期間の計算については、第一項の規定にかかわらず、その再び組合員の資格を取得した月は、その期間に算入しない。

第十四条第一項中「組合から退職年金」の下に「若しくは廃疾年金」を加え、「退職年金を受ける権利を有しない者」を「退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有しない者」に改め、同条第三項中「組合員で船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険の被保険者であるもの（以下「船員である組合員」という。）」を「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険（以下「船員保険」という。）の被保険者（以下「船員」という。）で組合員であるもの」に、「なお船員保険法」を「なお同法」に改める。

第二十四条第二項中「その権利を失つた場合」を「死亡した場合」に改める。

第二十六条中「支給すべき給付金」の下に「（家族埋葬料に係るものを除く。）又はその者の遺族に支給すべき給付金（埋葬料に係るものを除く。）」を加える。

第二十七条に次の一項を加える。

2　前項の時効は、この法律の規定によつて給付の支給を停止する期間は、進行しない。

第二十九条中「給付を受ける権利を有する者」の下に「（給付事由が組合員の被扶養者について発生した場合にあつては、当該被扶養者を含む。）」を加える。

第三章第一節中第二十九条の次に次の一条を加える。

（不正受給者等からの費用の徴収）

第二十九条の二　詐偽その他不正の行為により給付を受けた者があるときは、組合は、その者から、その

給付に要した費用（その給付が療養の給付であるときは、第三十一条第一項第二号又は第三号の規定により支払つたこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の場合において、第三十一条第一項第三号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五の規定により登録を受けた保険医をいう。以下同じ。）が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付させることができる。

第三十一条第一号中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、同条第二号中「組合員の療養について組合が契約している医療機関」を「特定の組合の組合員のための療養を行う医療機関又は薬局で組合が契約しているもの」に改め、「（大正十一年法律第七十号）」を削り、「第四十三条ノ六」を「第四十三条ノ九」に改め、「当該医療機関」の下に「又は薬局」を加え、「厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額」を「規約で定めるところにより、同法第四十三条ノ八の規定の例により算定した一部負担金（以下「一部負担金」という。）に相当する金額の全部又は一部」に改める。

第三十三条の見出し中「保険医等」を「保険医療機関等」に改め、同条中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「厚生大臣の定める基準によつて」を「厚生大臣の定める基準（当該基準の範囲内において組合と当該保険医療機関又は保険薬局との契約により別段の定をした場合にあつては、その契約により定めた基準）によつて」に、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条第四号中「医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から」を「医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関において」に、「薬剤の支給若しくは手当」を「、薬剤の支給若しくは手当」に、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第三項第一号から第三号までの規定により療養を受ける場合の手続については、総理府令で定める。

第三十二条第一項中「被扶養者が、」を「被扶養者は、前条の規定に準じ、」に改め、「受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを」を削り、「同条の規定」を「前条第一項の規定」に、「同条第二号但書」を「同項第二号但書」に改める。

第三十三条の見出し中「保険医等」を「保険医療機関等」に改め、同条中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「第三十一条第三号」を「第三十一条第一項第三号」に改める。

第三十四条を次のように改める。

（保険医療機関等の療養担当等）

第三十四条　保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ五の規定により登録を受けた保険薬剤師をいう。以下同じ。）は、健康保険法及びこれに基く命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならない。

第三十五条第一項中「同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に関し左に掲げる事由に該当するに至つたとき」を「同一人に係る同一の疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、これらの給付（国家公務員共済組合法又は公共企業体職員等

共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）による）これらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後三年を経過したとき」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「国家公務員共済組合」の下に「、専売共済組合、国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を加え、「又は船員保険法による船員保険（以下「船員保険」という。）の被保険者」を「の被保険者又は船員」に改める。

第三十七条の見出しを「（分べん費及び配偶者分べん費）」に改め、同条第一項及び第二項中「分べん」を「分べん」に、「分べん費」を「分べん費」に改め、同条第三項中「被扶養者である配偶者」の下に「（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、「分べん」を「分べん」に、「配偶者分べん費」を「配偶者分べん費」に改める。

第三十八条の見出しを「（保育手当金）」に改め、同条第一項中「配偶者」の下に「（第三項本文の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、「分べん」を「分べん」に、「ほ育」を「保育」に、「ほ育手当金」を「保育手当金」に改め、同条第二項及び第三項中「ほ育手当金」を「保育手当金」に、「分べん」を「分べん」に、「ほ育」を「保育」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前三項の規定による保育手当金は、分べんしたときに前金払をすることができる。

第三十九条第二項中「被扶養者」の下に「（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）」を加える。

第四十一条第一項中「該当し組合員の資格を喪失したとき」に改め、「又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるとき」を「第四十三条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3　退職年金を受ける権利を有する者が別表第二に掲げる程度の廃疾の状態となつたときは、その状態にある間は、その者には、第一項ただし書の規定を適用しない。

4　退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者に退職年金を支給するときは、第二項の規定により算定した退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を退職年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

第四十二条に見出しとして「（再就職した場合の退職年金の停止等）」を附し、同条第二項中「該当し組合員の資格を喪失したとき（引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得し第十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く。）」を「該当したとき」に改め、同条第三項中「従前の退職年金の額より」を「従前の退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額より」に、「従前の退職年金の額」を「その額」に改める。

第四十三条第一項中「該当し組合員の資格を喪失したとき」を「該当したとき（引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第四項の規定の適用を受けるときを除く。）」に改める。

第四十四条第一項を次のように改める。

組合員であつた期間六月以上の者で公務によらな

いで疾病にかかり、若しくは負傷したものが退職した場合において、その退職の時（第三十五条第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養の給付又は療養費を受けている場合においては、これを受けることができる期間内になおつた時又はなおらないがその期間を経過した時。以下第四十七条までにおいて同じ。）に、当該疾病若しくは負傷の結果として、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は廃疾一時金の支給を受けた者の廃疾の程度が退職の時から五年以内に増進し、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態に該当することとなつた場合において、その期間内に請求があつたときは、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

4　退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後に廃疾年金を支給するときは、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を廃疾年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

第四十五条　廃疾年金を受ける権利を有する者若しくは廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾年金を支給すべき事由が発生したとき、又は廃疾一時金を受けた者に対して更に廃疾一時金を支給すべき事由が発生した場合において、当該事由が発生した時における前後の廃疾を併合した廃疾の程度が別表第二に掲げる廃疾の程度に該当するときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を支給する。

2　廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を受ける権利を取得したときは、従前の廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

第四十六条の二　廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から廃疾年金の支給を停止する。

2　前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合において、その退職の時に別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、

前後の組合員であつた期間を合算し、その廃疾の程度に応じて、廃疾年金の額を改定する。

3　前項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の廃疾年金の額（改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が従前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合にあつては、従前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額）に、組合員であつた期間十年をこえ二十年に至るまではその十年をこえる期間のうち後の組合員であつた期間一年につき再び退職した当時の給料日額の三日分に相当する額を、二十年をこえる期間についてはその期間のうち後の組合員であつた期間一年につき当該給料日額の四日分に相当する額を加算した額より少ないときは、その額をもつて改定廃疾年金の額とする。

第四十七条第一項を次のように改める。

組合員であつた期間六月以上の者で公務によらないで疾病にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時に、当該疾病又は負傷の結果として、別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者に廃疾一時金を支給する。

第五十条第一項第二号を次のように改める。

二　婚姻したとき、又は直系姻族以外の者の養子となつたとき。

第五十六条中「組合員が」の下に「非常災害により」を加える。

第三章第八節中第六十四条の次に次の一条を加える。

第六十四条の二　他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費の支給は、行わない。

2　組合は、前項各号に掲げる事業を行うに当つては、町村職員恩給組合と共同して行う等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行われるように努めなければならない。

第六十六条第二項中「前項の掛金は、」の下に「政令で定めるところにより、」を加える。

第六十八条第一項中「予算」を「事業計画書」に改める。

第七十二条第三項第二号中「予算の決定及び」を「事業計画書の作成及び総理府令で定める重要な変更並びに」に改める。

第七十七条中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「『前項』を『第二項』」に、「第六十五条第一項第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

第七十八条第一項中「附則第十四項」を「附則第十三項」に改める。

第八十三条第二項を削る。

第八十四条の見出し中「予算」を「事業計画書」に改め、同条第一項中「収入及び支出の予算」及び「予算」を「事業計画書」に、「重要な」を「総理府令で定める重要な」に、「加えようとするとき」を「加えたとき」に改め、同条第二項中「予算」を「事業計画書」に、「決算完結後一月」を「事業年度終了後二月」に改める。

第八十五条中「運用」を「管理」に改める。

第八十六条第三項中「第三十条第二項及び」を削り、「必要な限度において、」の下に「当該医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして

質問させ、又は」を加え、「医療機関から」を「保険医療機関若しくは保険薬局から」に、「又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施術所に立ち入り、」を「当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問をさせ、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは」に、「診療簿」を「診療録」に改め、同条第四項中「立入検査」を「質問をし、又は検査」に改め、同条第五項中「立入検査」を「質問又は検査」に改める。

第八十八条中「施設」の下に「（土地を含む。）」を加える。

第九十条及び第九十一条を次のように改める。

（船員である組合員についての特例）

第九十条 船員である組合員の船員であつた期間（船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ。）の計算については、船員保険法の定めるところによる。

2 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する退職給付、廃疾給付又は遺族給付の支給については、船員であつた期間は、その期間に三分の四を乗じて得た期間を組合員であつた期間とみなす。ただし、当該三分の四を乗じて得た期間（船員でない組合員であつた期間があるときは、その期間を加えた期間）が二十年未満である者（船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当する者を除く。）については、船員である組合員であつた期間（組合員でない船員であつた期間があるときはその期間に二分の一を乗じて得た期間を、船員でない組合員であつた期間があるときはその期間をそれぞれ加えた期間）を組合員であつた期間とする。

3 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族が、第九十一条の二の規定により、船員保険法第三章第五節から第八節までに規定する給付又は同章第九節に規定する遺族年金を選択した場合において、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者に船員でない組合員であつた期間があるときは、これらの者に支給すべき退職給付、廃疾給付又は遺族給付の基礎となる組合員の期間の計算については、前項の規定にかかわらず、組合員であつた期間から船員である組合員であつた期間を控除した期間を組合員であつた期間とみなす。

第九十一条 船員である組合員又は船員である組合員であつた者で船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当するものに対するこの法律の適用については、第十三条第三項、第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十六条第三項及び第四項、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条並びに附則第十六項中「二十年」とあるのは「十五年」とし、第四十一条第二項中「四月分」とあるのは「三月分」とし、「二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四日分」とあるのは「十五年をこえ二十年に達するまでは十五年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の六日分、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四日分」とし、第四十二条第三項中「四日分」とあるのは「四日分（組合員であつた期間二十年に達するまでは六日分）」とする。

第九十一条の次に次の一条を加える。

第九十一条の二 船員である組合員又は船員である組合員であつた者の船員である期間又は船員であつた期間に係る給付は、第三章、第九十条第二項及び前条の規定にかかわらず、これを受ける権利を有する

者の選択により、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者が組合員とならなかつたものとした場合に受けるべき船員保険法の規定による給付（失業に関する給付を除く。）とすることができる。

第九十二条中「船員である組合員でない船員保険の被保険者であつた期間は、船員保険の被保険者」を「組合員でない船員であつた期間は、船員」に、「前条」を「前三条」に改める。

第九十七条を次のように改める。

（罰則）

第九十七条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第八十六条第三項の規定による報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第九十八条を削る。

附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とし、附則第十五項を附則第十四項とする。

附則第十六項中「同項に規定する組合員」の下に「（次項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員を除く。）」を加え、「これを退職とみなす。」を「その前日に退職したものとみなす。」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を附則第十六項とする。

この場合においては、市町村は当該組合員に対する第六十八条第一項第二号に掲げる給付に要する費用を負担しないものとする。

附則第十八項を次のように改める。

17 附則第十五項の規定は、前項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員がこれらの給付に関する規定の適用を受けない組合員となつた場合に準用する。

18 退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が再び附則第十四項第二号又は第三号に規定する組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月以後その者が組合員である間は、その支給を停止する。

附則第三十項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改める。

附則第三十一項中「（以下本項において「控除期間」という。）」を「（第十三条第二項の規定により、この法律による組合の組合員であつた期間とみなされる国家公務員共済組合法第九十五条に規定する控除期間を含むものとし、以下この項において「控除期間」という。）」に改める。

附則第五十五項を附則第五十七項とし、附則第四十項から附則第五十四項までを二項ずつ繰り下げ、附則第三十九項の次に次の二項を加える。

40 適用除外市町村以外の市町村の区域の全部又は一部が適用除外市町村の区域の一部となつた場合におけるこの法律による組合と健康保険組合との関係の調整については、附則第二十三項後段、第二十五項及び第二十六項の規定に準じて政令で定める。

（附則第二十一項に規定する団体の行う給付等についての取扱）

41 第九条第一項及び第二項の規定は附則第二十一項に規定する団体の行う同項に規定する長期給付に相当する給付について、第十条の規定は附則第二十一項に規定する団体の行う同項に規定する長期給付に相当する給付を受ける権利を有する者について準用

する。この場合において、第九条第一項中「組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付」とあるのは「附則第二十一項に規定する長期給付に相当する給付のうち退職給付に相当する給付以外の給付」と、同条第二項中「この法律に基く給付、第六十五条第一項第二号の貸付並びに同条同項第三号及び第四号に規定する事業」とあるのは「附則第二十一項に規定する長期給付に相当する給付」と読み替えるものとする。

別表第二の一級の項の廃疾の状態の欄中「高度の精神障害」の下に「又は身体障害」を加える。

別表第四の廃疾の状態の欄中「言語の機能」に著しい」を「言語の機能」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十二年七月一日から施行する。ただし、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十一条から第三十四条まで、第八十六条及び第九十七条の改正規定、第九十八条を削る改正規定並びに附則第四条、第五条及び第十八条の規定は、同年五月一日から施行する。

（組合員の期間の計算方法に関する経過措置）

第二条　改正後の市町村職員共済組合法（以下「新法」という。）第十三条第三項の規定は、この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前に再び組合員の資格を取得した者に係る給付でこの法律の施行後に給付事由が発生したものの基礎となるべき組合員である期間の計算についても、適用する。

（時効に関する経過措置）

第三条　新法第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際改正前の市町村職員共済組合法（以下「旧法」という。）の規定により給付の支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止されていた期間についても、適用する。

（組合の契約する医療機関等に関する経過措置）

第四条　第三十一条の改正規定の施行の際現に組合が契約している旧法第三十一条第二号に規定する医療機関は、昭和三十二年七月三十一日までの間は、新法第三十一条第一項第二号に規定する医療機関又は薬局に該当しないものであつても、これらに該当するものとみなす。

（一部負担金に関する経過措置）

第五条　昭和三十二年五月一日から同年六月三十日までの間においては、新法第三十一条及び第三十三条の規定の適用については、新法第三十一条第一項第二号中「規約で定めるところにより、同法第四十三条ノ八の規定の例により算定した一部負担金（以下「一部負担金」という。）に相当する金額の全部又は一部」とあるのは、「健康保険法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第四十二号）附則第五条の規定の例による一部負担金（以下「一部負担金」という。）に相当する金額」と読み替えるものとする。

第六条　この法律の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、該当疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、新法第三十一条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号の規定の例により算定した一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。ただし、その者がこの法律の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第七条　組合は、当分の間、組合員が新法第三十一条第一項第三号ただし書の規定により一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払戻しその他の措置で規約で定めるものを

行うことができる。

（療養費に関する経過措置）

第八条　昭和三十二年七月一日前に行われた診療又は手当に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

（退職年金受給者に関する経過措置）

第九条　新法第四十一条第三項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十一条の規定により退職年金を受ける権利を有する者で同条第一項ただし書の規定の適用を受けるものが現に新法別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある場合についても、適用する。この場合において、新法第四十一条第三項中「その状態にある間」とあるのは、昭和三十二年七月一日以後その状態にある間」とする。

第十条　新法第四十二条第三項の規定は、旧法第四十二条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている組合員がこの法律の施行後に新法第四十二条第二項の規定により退職年金の改定を受ける場合についても、適用する。

（廃疾年金受給者等に関する経過措置）

第十一条　新法第四十四条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行前に旧法第四十七条の規定による廃疾一時金の支給を受けた者で当該給付事由の発生の日からこの法律の施行の日までの期間が五年に達しないものについても、適用する。

第十二条　新法第四十五条の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者又はこの法律の施行前旧法第四十七条の規定により廃疾一時金の支給を受けた者についても、適用する。

第十三条　新法第四十六条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

第十四条　新法第四十六条の二の規定は、旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者がこの法律の施行の際現に組合員となつている場合又はこの法律の施行後再び組合員となつた場合についても、適用する。この場合において、その者がこの法律の施行の際現に組合員となつているときは、新法第四十六条の二第一項中「その組合員となつた日の属する月」とあるのは、昭和三十二年七月」とする。

（遺族年金の失権に関する経過措置）

第十五条　新法第五十条第一項第二号の規定は、この法律の施行の際遺族年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

（船員である組合員の期間の計算に関する経過措置）

第十六条　昭和二十九年五月一日前における船員保険の被保険者であつた期間が三年以上である者で同日において現に五十歳以上であつたものに支給する新法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員である期間の計算については、新法第九十条第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」として同項の規定を適用する。

（従前の給付に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行前に給付事由が発生した給付については、この附則に特別の定があるものを除き、なお従前の例による。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十八条　昭和三十二年五月一日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第十九条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号及第四号ノ事業並ニ」を「同条同項第三号及第四号ノ事業、」に改め、「第三号ノ事業」の下に「並ニ同法附則第二十一項ニ規定スル団体ノ同項ニ規定スル長期給付ニ相当スル給付」を加える。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第八十八号（昭三二・五・一）

◎離島振興法の一部を改正する法律（衆法）

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中第四項及び第五項をそれぞれ一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　離島振興対策実施地域における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、公布の日以降実施される災害復旧事業について適用する。

（内閣総理・大蔵・建設大臣署名）

法律第八十九号（昭三二・五・一）

◎国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、国の負担に属する年金又は恩給の支給金その他の政令で定める支払金でその支払のための資金が法令の規定により各省各庁の長から郵政大臣の指定する出納官吏に交付されるものに係る債権の管理及び当該債権に係る収納金の処理について必要な特例を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「債権の管理に関する事務」とは、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二条第二項に規定する債権の管理に関する事務をいう。

2　この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（返還金債権の管理の特例）

第三条　第一条に規定する支払金の過誤払による返還金に係る債権（以下「返還金債権」という。）に係る債権の管理に関する事務でその発生の日から三月を経過する日までの間におけるものについては、政令で定めるところにより、国の債権の管理等に関する法律の特例を設けることができる。

（返還金債権に係る債権の管理等の事務）

第四条　返還金債権に係る債権の管理に関する事務及び返還金債権の金額の収納に関する事務は、法令の定めるところにより、郵政官署の職員が行うものとする。

（返還金債権に係る収納金の処理）

第五条　前条に規定する職員が同条の規定により収納した返還金債権の金額（次項の規定に該当する金額を除く。）は、その過誤払に係る資金の金額に戻し入れることができる。

2　前条に規定する職員が同条の規定により収納した返還金債権の金額のうち第一条に規定する支払金の過誤払による返還金に係る利息又は延滞金の金額及び前年度以前における過誤払による返還金債権の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その過誤払に係る資金を交付した各省各庁の長が、その資金の交付を受けた出納官吏をしてその収納した日の属する年度の歳入に払い込ませなければならない。

（返還金債権に係る充当又は控除）

第六条　法令の規定により第一条に規定する支払金の支払に関する事務を行う郵政官署の職員は、その支払に係る返還金債権がある場合において、その過誤払に係る支払金を支払つた日以後当該返還金債権に係る債務の弁済をすべき者（以下「返還義務者」という。）に対して支払うべき第一条に規定する支払金の金額があるときは、政令で定めるところにより、当該金額を当該返還金債権の金額に充当することができる。

2　返還義務者が国から俸給、退職手当その他の給与（恩給を除く。）を受ける場合には、国の給与支払機関は、返還金債権に係る債権管理者の請求に基き、当該返還金債権の金額に相当する金額をその支払うべき当該給与の金額から控除して、その控除した金額を当該返還義務者に代り国に払い込まなければならない。

3　第一条に規定する支払金のうち恩給の支給金に係る返還義務者が都道府県から報酬、給料、退職年金、退職一時金その他の給与を受ける場合には、都道府県の給与支払機関は、政令で定めるところにより、返還金債権の金額に相当する金額を当該返還義務者に代り国に払い込まなければならない。

4　前二項の規定により控除する金額は、国又は都道府県が返還義務者に支払うべき支払日ごとのこれらの規定に規定する給与の金額の四分の一をこえることができない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第九十号（昭三二・五・一）

◎関税法の一部を改正する法律

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

3　本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの（公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。以下「特殊船舶等」という。）が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに入港届を税関に提出しなければならない。

第二十条に次の一項を加える。

3　前項の規定は、特殊船舶等が不開港に入港した場合について準用する。

第二十四条第一項中「交通」の下に「（次項の規定に該当するものを除く。）」を加え、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　本邦と外国との間を往来する船舶への交通が貨物（その授受につきこの法律の規定により承認又は許可を受けた貨物及び郵便物を除く。）の授受を目的とするものであるときは、その交通は、政令で定めるところにより、税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行わなければならない。

3　税関長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、当該許可をしないことができる。

一　その者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から二年を経ない場合

二　その者が刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章（あへん煙に関する罪）、たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第一条（趣旨）に規定する酒税法等その他貨物の輸出入に関し罰則の定のある法令で政令で定めるものの規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない場合

三　その者が前二号の一に該当する者又はこれを役員とする法人の代理人、使用人その他の従業者である場合

第三十一条第一項に後段として次のように加える。

これらの貨物以外の貨物（郵便物その他政令で定める貨物を除く。）を政令で定める臨港地区その他これに準ずる地区にある保税地域に入れ、又は当該保税地域から出そうとする者も、また同様とする。

第三十一条第二項中「前項に規定する貨物」を「前項の規定に該当する貨物」に改める。

第九十七条第一項中「第二十条第二項（事故に因る不開港への入港）」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百条第一号中「第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）」の下に「及び関税定率法第十九条の二第二項（関税の払いもどしを受ける課税原料品に係る準用規定）」を加える。

第百一条に次の一項を加える。

3　税関長は、同一の外国貿易船が同一の不開港に一年を通じて四回以上入港する場合には、政令で定めるところにより、その四回目以後の入港に係る前条第二号に掲げる許可の手数料を軽減し、又は免除することができる。この場合においては、第九十六条第三項（期間の起算日）の規定を準用する。

第百十三条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百十三条の二　第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条（外国貨物の積みもどし）において準用する場合を含む。）の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提出した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十四条第二号中「第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条（外国貨物の積みもどし）において準用する場合を含む。）の申告若しくは検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、若しくは偽つた書類を提出した者又は」を削り、同条第三号中「第十五条」の下に「第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号中「第二十四条」の下に「第一項、第二項若しくは第四項」を加える。

第百十五条第一号中「第十八条」を「第十五条第三項（特殊船舶等の入港届）、第十八条」に改め、「（入出港の簡易手続）」の下に「又は第二十条第三項（特殊船舶等が不開港に入港したときの届出）」を加え、同条第四号中「第五十四条」を「第三十一条第一項（貨物の出し入れの届出）」の規定に違反した者又は第五十四条」に、「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に改める。

第百十六条中「第百十三条（許可を受けないで不開港に出入する罪）」の下に「、第百十三条の二（偽つた申告をする等の罪）」を加え、「当該各条の罰金刑を科する。」を「当該各条の例により処する。」に改める。

第百十七条中「密輸貨物の運搬等をする罪）」の下に「、第百十三条の二（偽つた申告をする等の罪）」を加え、「（偽つた申告をする等の罪）」を「（郵便物について偽つた証明をする等の罪）」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　改正後の関税法第百一条第三項に規定する期間は、昭和三十二年に限り、同項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から同年十二月三十一日までとする。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第九十一号（昭三二・五・一）

◎裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「裁判所書記官の」を「裁判所書記官及び裁判所速記官の」に改める。

第十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二の次に次の一条を加える。

第十四条の三　（家庭裁判所調査官研修所）　家庭裁判所調査官の研究及び修養並びにその養成に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所を置く。

第五十六条の五を第五十六条の七とし、第五十六条の四を第五十六条の六とし、第五十六条の三の次に次の二条を加える。

第五十六条の四　（家庭裁判所調査官研修所教官）　最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所教官を置く。

家庭裁判所調査官研修所教官は、上司の指揮を受けて、家庭裁判所調査官研修所における研究及び修養の指導並びに養成を掌る。

第五十六条の五　（家庭裁判所調査官研修所長）　最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所長を置き、家庭裁判所調査官研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

家庭裁判所調査官研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、家庭裁判所調査官研修所の事務を掌理し、家庭裁判所調査官研修所の職員を指揮監督する。

第六十条の二の次に次の二条を加える。

第六十条の三　（裁判所速記官）　各裁判所に裁判所速記官を置く。

裁判所速記官は、裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務を掌る。

裁判所速記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十条の四　（裁判所速記官補）　各裁判所に裁判所速記官補を置く。

裁判所速記官補は、上司の命を受けて、裁判所速記官の事務を補助する。

第六十五条中「裁判所書記官補」の下に「、裁判所速記官、裁判所速記官補」を加える。

附則第三項中「裁判所調査官」を「家庭裁判所調査官研修所教官又は裁判所調査官」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　各裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、裁判所速記官補に裁判所速記官の職務を行わせることができる。

3　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「裁判所書記官研修所教官」の下に「、家庭裁判所調査官研修所教官」を、「裁判所書記官補」の下に「、裁判所速記官、裁判所速記官補」を加える。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律九十二号（昭三二・五・一）

◎判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律

判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　最高裁判所は、当分の間、高等裁判所の裁判事務の取扱上特に必要があるときは、その高等裁判所の管轄区域内の地方裁判所又は家庭裁判所の判事補で前条第一項の規定による指名を受けた者にその高等裁判所の判事の職務を行わせることができる。

2　前項の規定により判事補が高等裁判所の判事の職務を行う場合においては、判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律九十三号（昭三二・五・一）

◎湿田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律（衆法）

湿田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第九十四号（昭三二・五・二）

◎滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　滞納処分による差押がされている財産に対する強制執行等
　第一節　有体動産に対する強制執行等（第三条―第十一条）
　第二節　不動産又は船舶に対する強制執行等（第十二条―第二十条）
第三章　強制執行等がされている財産に対する滞納処分
　第一節　有体動産に対する滞納処分（第二十一条―第二十八条）
　第二節　不動産又は船舶に対する滞納処分（第二十九条―第三十六条）
第四章　雑則（第三十七条）

附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、滞納処分と強制執行、仮差押の執行又は競売との手続の調整を図るため、これらの手続に関する規定の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、「滞納処分」とは、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。

2　この法律において「収税官吏等」とは、収税官吏、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。

3　この法律において「有体動産」又は「不動産」とは、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第六編第二章にいう有体動産又は不動産をいう。

第二章　滞納処分による差押がされている財産に対する強制執行等

第一節　有体動産に対する強制執行等

（強制執行による差押）

第三条　強制執行による差押は、滞納処分による差押がされている有体動産に対してもすることができる。

2　滞納処分による差押がされている有体動産に対する強制執行による差押は、執行吏がその物を差し押える旨の書面を収税官吏等に交付することによつてする。

3　執行吏は、前項の規定による差押をしたときは、その旨を債務者に通知しなければならない。

（競売手続の制限）

第四条　滞納処分による差押後に強制執行による差押をした有体動産については、競売その他強制執行による売却のための手続は、滞納処分による差押が解除された後でなければ、することができない。ただし、強制執行続行の決定があつたときは、この限りでない。

（滞納処分による差押の解除時の処置等）

第五条　前条の有体動産について滞納処分による差押を解除すべきときは、収税官吏等は、その有体動産を執行吏に引き渡さなければならない。ただし、滞納処分による差押の際債権者及び債務者以外の第三者が占有していた有体動産で、その者が執行吏に引き渡すことを拒んだものについては、この限りでない。

2　前項ただし書の有体動産について滞納処分による差押がされているときは、強制執行による差押は、その効力を失う。

（売却代金の残余の交付等）

第六条　第四条の有体動産の滞納処分による売却代金について滞納者に交付すべき残余が生じたときは、収税官吏等は、これを執行吏に交付しなければならない。

2　前項の規定により執行吏が交付を受けた金銭及びその交付を受けた日は、配当に関しては、それぞれ有体動産の強制執行による売得金及び競売期日とみなす。

3　第一項の売却代金の残余が生じなかつたときは、収税官吏等は、その旨を執行吏に通知しなければならない。

（強制執行による差押の解除の方法）

第七条　第四条の有体動産に対する強制執行による差押の解除は、執行吏が差押を解除する旨の書面を収税官吏等に交付することによつてする。

（強制執行続行の決定の申請）

第八条　差押債権者又は執行力のある正本により配当を要求する債権者は、次の場合には、第四条の有体

動産について、執行裁判所に強制執行続行の決定を申請することができる。

一　法令の規定又はこれに基く処分により滞納処分の手続が進行しないとき。

二　前号の場合を除き、相当期間内に公売その他滞納処分による売却がされない場合において、すみやかに売却をすべきことを収税官吏等に催告したにかかわらず、その催告の効果がないとき。

（強制執行続行の決定）

第九条　裁判所は、前条の申請があつた場合において、相当と認めるときは、強制執行を続行する旨の決定をしなければならない。

2　裁判所は、強制執行続行の決定をするには、あらかじめ収税官吏等の意見をきかなければならない。

3　強制執行続行の決定は、収税官吏等に告知することによつてその効力を生ずる。

4　強制執行続行の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第十条　強制執行続行の決定があつたときは、この法律の適用については、滞納処分による差押は、強制執行による差押後にされたものとみなす。

2　第五条の規定は、強制執行続行の決定があつた場合に準用する。

3　強制執行続行の決定があつたときは、収税官吏等は、滞納処分による差押に係る国税及びその他の徴収金を徴収するには、執行吏にその交付を求めなければならない。

4　国税徴収法第二条第二項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五条第二項の規定は、前項の規定による交付の要求があつた場合についても適用があるものとする。

（仮差押の執行）

第十一条　第三条、第五条第一項及び第三項並びに第七条の規定は、滞納処分による差押がされている有体動産に対する仮差押の執行に関して準用する。

2　前項において準用する第六条第一項の規定により執行吏が交付を受けた金銭は、仮差押の執行がされている有体動産を他の債権のための強制執行により売却した場合における売得金とみなす。

第二節　不動産又は船舶に対する強制執行等

（競売開始の通知）

第十二条　競売手続開始の決定は、滞納処分による差押がされている不動産に対してもすることができる。

2　執行裁判所は、滞納処分による差押がされている不動産に対し競売手続開始の決定をしたときは、その旨を収税官吏等に通知しなければならない。

（競売手続の制限）

第十三条　滞納処分による差押後に競売手続開始の決定をした不動産については、民事訴訟法第六百五十四条の規定による手続その他競売又は入札払のための手続は、滞納処分による差押が解除された後でなければ、することができない。ただし、強制執行続行の決定があつたときは、この限りでない。

（滞納処分による差押の解除の通知）

第十四条　収税官吏等は、前条の不動産について滞納処分による差押を解除したときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

（競売手続完結の通知）

第十五条　第十三条の不動産について競売の申立が競落を許すことなく完結したときは、裁判所は、その旨を収税官吏等に通知しなければならない。

（競売申立登記のまつ消）

第十六条　登記官吏は第十三条の不動産について公売処分による権利移転の登記をしたときは、競売の申

立があつたことの登記をまつ消しなければならない。

（売却代金の残余の交付等の規定の準用）

第十七条　第六条、第八条、第九条並びに第十条第一項、第三項及び第四項の規定は、第十三条の不動産に関して準用する。この場合において、第六条及び第十条第三項中「執行吏」とあるのは「裁判所」と、第六条第二項中「競売期日」とあるのは「競落期日」と読み替えるものとする。

（仮差押の執行）

第十八条　第十二条の規定は、滞納処分によつてされている不動産に対する仮差押の執行に関して準用する。

2　滞納処分による差押後に仮差押の執行をした不動産の滞納処分による売却代金について滞納者に交付すべき残余を生じたときは、収税官吏等は、これをその不動産に対する強制執行について管轄権を有する裁判所に交付しなければならない。

3　前項の規定により裁判所が交付を受けた金銭は、仮差押の執行がされている不動産を他の債権のための強制競売により売却した場合における売却代金とみなす。

4　裁判所は、第二項の不動産について仮差押の執行を取り消したときは、その旨を収税官吏等に通知しなければならない。

（船舶に対する強制執行及び仮差押の執行）

第十九条　第十二条から前条までの規定は、滞納処分による差押がされている船舶で登記されるものに対する強制執行又は仮差押の執行に関して準用する。

（競売法による競売）

第二十条　第十二条から第十七条までの規定は、滞納処分による差押がされている不動産又は船舶の競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売に関して準用する。この場合において、第十三条中「民事訴訟法第六百五十四条の規定による手続その他」とあるのは、「競売法の規定による」と読み替えるものとする。

第三章　強制執行等がされている財産に対する滞納処分

第一節　有体動産に対する滞納処分

（滞納処分による差押）

第二十一条　滞納処分による差押は、強制執行による差押がされている有体動産に対してもすることができる。

2　強制執行による差押がされている有体動産に対する滞納処分による差押は収税官吏等がその物を差し押える旨の書面を執行吏に交付することによつてする。

3　収税官吏等は、前項の規定による差押をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

（公売手続の制限）

第二十二条　強制執行による差押後に滞納処分による差押をした有体動産については、公売その他滞納処分による売却のための手続は、強制執行による差押が解除された後でなければすることができない。ただし、滞納処分続行承認の決定があつたときは、この限りでない。

（強制執行による差押の解除時の処置）

第二十三条　前条の有体動産について強制執行による差押を解除すべきときは、執行吏は、その有体動産を収税官吏等に引き渡さなければならない。

（滞納処分による差押の解除の方法）

第二十四条　第二十二条の有体動産に対する滞納処分による差押の解除は収税官吏等が差押を解除する旨の書面を執行吏に交付することによつてする。

（滞納処分続行承認の決定の請求）

第二十五条　第二十二条の有体動産について強制執行が中止又は停止されたときは、収税官吏等は、執行裁判所に滞納処分続行承認の決定を請求することができる。

（滞納処分続行承認の決定）

第二十六条　裁判所は、前条の請求があつた場合において、相当と認めるときは、滞納処分の続行を承認する旨の決定をしなければならない。

2　滞納処分続行承認の決定は、執行吏に告知することによつてその効力を生ずる。

3　滞納処分続行承認の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第二十七条　滞納処分続行承認の決定があつたときは、この法律の適用については、強制執行による差押は、滞納処分による差押後にされたものとみなす。

2　第二十三条の規定は、滞納処分続行承認の決定があつた場合に準用する。

（仮差押物に対する滞納処分）

第二十八条　第五条第一項本文、第六条第一項及び第三項、第七条並びに第十一条第二項の規定は、仮差押の執行後に滞納処分による差押をした有体動産に関して準用する。

第四節　不動産又は船舶に対する滞納処分

（滞納処分の通知）

第二十九条　滞納処分による差押は、競売手続開始の決定があつた不動産に対してもすることができる。

2　収税官吏等は、競売手続開始の決定があつた不動産に対し滞納処分による差押をしたときは、その旨を執行裁判所に通知しなければならない。

（公売手続の制限）

第三十条　競売手続開始の決定後に滞納処分による差押をした不動産については、公売その他滞納処分による売却のための手続は、競売の申立が競落を許すことなく完結した後でなければ、することができない。ただし、滞納処分続行承認の決定があつたときは、この限りでない。

（競売手続完結の通知）

第三十一条　前条の不動産について競売の申立が競落を許すことなく完結したときは、裁判所は、その旨を収税官吏等に通知しなければならない。

（差押登記のまつ消）

第三十二条　登記官吏は、第三十条の不動産について強制競売による権利移転の登記をしたときは、滞納処分に関する差押の登記をまつ消しなければならない。

（滞納処分続行承認の決定等の規定の準用）

第三十三条　第二十五条、第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条第一項の規定は、第三十条の不動産に関して準用する。

（仮差押不動産に対する滞納処分）

第三十四条　第十八条第二項から第四項までの規定は、仮差押の執行後に滞納処分による差押をした不動産に関して準用する。

（船舶に対する滞納処分）

第三十五条　第二十九条から前条までの規定は、強制執行又は仮差押の執行がされている船舶で登記されるものに対する滞納処分に関して準用する。

（競売手続開始後の滞納処分）

第三十六条　第二十九条から第三十三条までの規定は、競売法による競売手続開始の決定があつた不動産又は船舶に対する滞納処分に関して準用する。

第四章　雑則

（政令への委任）

第三十七条　この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。ただし、強制執行、仮差押の執行及び

競売に関する事項は、最高裁判所が定める。

附　則

1　この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。

2　第十八条及び第十九条の規定は、この法律の施行の際、不動産又は登記される船舶に対し滞納処分による押差後に仮差押の執行がされている場合についても適用する。ただし、債権者が、仮差押の執行をしたことを収税官吏等に通知すべきことを仮差押の執行をした裁判所に申し立てた場合に限る。

3　第二十八条、第三十四条及び第三十五条の規定は、この法律の施行の際、有体動産、不動産又は登記される船舶に対し仮差押の執行後に滞納処分による差押がされている場合についても適用する。ただし、債権者が、仮差押の執行をしたことを収税官吏等に申し出た場合に限る。

（内閣総理・法務・大蔵大臣署名）

法律第九十五号（昭三二・五・二）

◎社会教育法の一部を改正する法律

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6　第十三条の規定は、国が、社会教育関係団体で運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とするものに対し、当該事業に関し必要な経費について行う補助に関しては、当分の間、適用しないものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第九十六号（昭三二・五・二）

◎輸出保険法の一部を改正する法律

輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二　海外投資保険（第十四条の二―第十四条の五）」を「第五章の二　海外投資元本保険（第十四条の二―第十四条の六）　第五章の三　海外投資利益保険（第十四条の七―第十四条の九）」に改める。

第一条の三中「及び海外投資保険」を「、海外投資元本保険及び海外投資利益保険」に改める。

第一条の七第七号中「海外投資保険」を「海外投資元本保険」に改め、同条に次の一号を加える。

八　一会計年度内に引き受ける海外投資利益保険の保険金額の総額

第五章の二の章名を次のように改める。

第五章の二　海外投資元本保険

第十四条の二中「海外投資保険」を「海外投資元本保険」に改め、同条第二項第一号中「準ずる者」の下に「（以下「外国政府等」という。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　当該外国法人が戦争、革命、内乱、暴動若しくは騒乱により損害を受け、又は設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であつて事業の遂行上特に重要なもの（以下「権利等」という。）を外国政府等によつて侵害されたことにより損害を受けて解散したこと。

第十四条の二第二項第三号中「又は内乱」を「、内乱、暴動若しくは騒乱により損害を受け、又は権利等を外国政府等によつて侵害されたこと」に改め、同条に次の一項を加える。

3　海外投資元本保険の保険期間は、十年以上において政令で定める期間をこえてはならない。

第十四条の三第一項中「海外投資保険」を「海外投資元本保険」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に改め、同項第一号中「配当として取得した金額」及び「配当として取得すべき金額」を「配当金」に改め、「多い金額」の下に「の半額」を加え、同条第二項第一号中「発生前に当該株式等に対する配当として取得した金額」を「発生前の当該株式等に対する配当金」に、「配当として取得すべき金額」を「配当金」に改め、「多い金額」の下に「の半額」を加え、同条に次の一項を加える。

3　政府は、前二項の規定にかかわらず、前条第二項各号の一に該当する事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額のうち左の各号の一に該当する事由により本邦に送金することができない金額（当該事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能額」という。）が生じたときは、前二項の規定により算定した政府がてん補すべき額のほか、その額と第一項第二号又は前項第三号に規定する金額から送金不能額を控除した残額をそれぞれ第一項第二号又は前項第三号に規定する金額とみなして前二項の規定を適用して算定した政府がてん補すべき額との差額をてん補しなければならない。

一　外国政府等による没収

二　外国政府等による管理（政令で定める期間以上の期間継続して行われたものに限る。）

三　前二号に準ずる事由であつて、政令で定めるもの

第五章の二の次に次の一章を加える。

第五章の三　海外投資利益保険

（保険契約）

第十四条の六　政府は、海外投資利益保険を引き受けることができる。

2　海外投資利益保険は、国際収支の改善に著しく寄与すると認められる海外投資を行つた者が保険契約で定める期間内における株式等に対する配当金を左の各号の一に該当する事由によつて政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかつたことにより受ける損失をてん補する輸出保険とする。

一　外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶

二　外国政府等による当該配当金の管理

三　当該配当金の送金の許可の取消又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかつたこと。

四　前四号の事由の発生後における外国政府等による配当金の没収

3　前項の保険契約で定める期間は、十年以上において政令で定める期間をこえてはならない。

（保険金）

第十四条の七　海外投資利益保険において政府がてん補すべき額は、前条第二項に規定する配当金のうち同項各号の一に該当する事由により同項の政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかつた金額（以下「事故配当金」という。）から、左の各号に掲げる金額を控除した残額に、百分の七十五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

一　当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二　当該事故配当金をもつて支出した金額

三　当該外国法人が前条第二項の政令で定める期間内に発行した株式の取得又はこれに準ずる海外投資であつて政令で定めるもののため当該事故配当金をもつて支出し得べきであつた金額

四　損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

（回収）

第十四条の八　保険金の支払を受けた者は、事故配当金の回収に努めなければならない。

（回収金の納付）

第十四条の九　保険金の支払を受けた者は、その支払の請求をした後回収した金額に支払を受けた保険金の額の第十四条の七に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に政府が引き受けた海外投資保険については、なお従前の例による。ただし、改正後の第十四条の二及び第十四条の三の規定の適用については、この限りでない。

3　政府は、改正後の第一条の七第七号及び第八号の規定にかかわらず、昭和三十二年度に限り、海外投資元本保険の保険金額及び海外投資利益保険の保険金額の総額及び海外投資保険の保険金額の総額の合計額が海外投資保険の保険金額として国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、海外投資元本保険又は海外投資利益保険の保険契約を締結することを妨げない。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第九十七号（昭三二・五・二一）

◎輸出検査法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　検査（第二条―第十三条）
第三章　指定検査機関（第十四条―第二十九条）
第四章　輸出検査審議会（第三十条―第三十七条）
第五章　雑則（第三十八条―第四十六条）
第六章　罰則（第四十七条―第五十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、輸出検査を行うことによつて、輸出品の声価の維持及び向上を図り、もつて輸出貿易の健全な発達に寄与することを目的とする。

第二章　検査

（品質に関する基準）

第二条　主務大臣は、品質（包装条件を含む。以下同じ。）の維持又は向上を図ることが特に必要である貨物であつて、政令で定める品目に属するもの（以下「指定貨物」という。）について、主務省令で、その品質の検査の基準を定めなければならない。

2　主務大臣は、指定貨物の特定の地域における声価を維持するため必要があると認めるときは、主務省令で、その品目及び地域を定めて、前項の主務省令で定める基準より高い基準を定めることができる。

（検査）

第三条　指定貨物（第十条第一項の主務省令で定める品目に属するものを除く。）は、その品質が前条第一項の主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関若しくは主務大臣が指定した者の行う主務省令で定める方法による検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示（主務大臣が定める基準より高い基準を定めることができる。

項の主務省令で定める区分に従い政府機関又は同項の規定により主務大臣が指定した者の行う同項の主務省令で定める方法による検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示（前項の規定により主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後同項の規定により主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。）を附されたものでなければ、同条の検査を受けることができない。

（包装条件の検査）

第五条　包装条件について特別の検査を行わなければ品質の維持を図ることができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、第三条の検査を受けた後その包装条件が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行う主務省令で定める方法による検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示を附されたものでなければ、輸出してはならない。

（合格）

第六条　前三条の検査（以下「輸出検査」という。）においては、その指定貨物若しくは第四条第一項の政令で定める材料の品質、同条第二項の政令で定める

品目に属する指定貨物の設計若しくは製造中の品質又は前条の政令で定める品目に属する指定貨物の包装条件がそれぞれ前三条に掲げる基準に適合しているときは、合格とする。

（合格の表示）

第七条　政府機関又は第三条第一項、第四条若しくは第五条の規定により主務大臣が指定した者（以下「指定検査機関」という。）は、主務省令で定める方法により、第三条の検査に合格した指定貨物若しくはその包装、第四条第一項の検査に合格した材料又は第五条の検査に合格した指定貨物の包装に、その検査に合格した旨、その検査をした者の名称その他主務省令で定める事項の表示を附さなければならない。

（等級の表示）

第八条　主務大臣は、品質を識別するため特に必要がある指定貨物について、主務省令で、その品目並びにその品質を識別するための等級及びその基準を定めることができる。

2　政府機関又は指定検査機関は、前項の主務省令で定める品目に属する指定貨物が第三条の検査に合格したときは、その指定貨物について、主務省令で定める方法により、前項の主務省令で定める基準による等級を定め、その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める等級の表示を附さなければならない。ただし、主務省令で定めるときは、この限りでない。

3　主務省令で定める品目に属する指定貨物に前項の規定により等級の表示を附したときは、その等級の表示をもつて前条に規定する検査に合格した旨の表示とみなす。

（封）

第九条　政府機関又は指定検査機関は、主務省令で定める品目に属する指定貨物又はその包装に第七条の規定により表示を附したときは、主務省令で定める方法により、その包装に封を施さなければならない。

2　前項の主務省令で定める品目に属する指定貨物であつて、同項の主務省令で定める品目に属するものは、主務省令で定める方法により、その品質が第二条第二項の主務省令で定める基準に適合している旨、その表示を附する者の氏名又は名称その他主務省令で定める事項の表示（前項の規定により主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後同項の規定により主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。）を附したもの又は次項に規定する表示を附したものでなければ、輸出してはならない。

2　第二条第二項の主務省令で定める品目に属する指定貨物であつて、前項の主務省令で定める品目に属するものは、主務省令で定める方法により、その品質が第二条第二項の主務省令で定める基準に適合している旨、その表示を附する者の氏名又は名称その他主務省令で定める事項の表示（主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。）を附したもの又は次項に規定する表示を附したものでなければ、輸出してはならない。

（検査の特例）

第十条　指定貨物のうち、政府機関又は指定検査機関がその品質の検査を行わなければ品質の維持又は向上を図ることができないと認められる貨物以外の貨物であつて、主務省令で定める品目に属するものは、主務省令で定める方法により、その品質が第二条第一項の主務省令で定める基準に適合している旨、その表示を附する者の氏名若しくは名称その他主務省令で定める事項の表示（主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。）を附したもの又は次項に規定する表示を附したものでなければ、輸出してはならない。

二項の主務省令で定める地域に輸出してはならない。

第十一条　前条の規定により指定貨物に表示を附そうとする者は、その指定貨物の品質がそれぞれ同条に掲げる基準に適合しているときでなければ、その表示を附してはならない。

第十二条　第十条の規定により指定貨物に表示を附する者は、その指定貨物が第八条第一項の主務省令で定める品目に属するときは、その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める方法により、同項の主務省令で定める基準による等級の表示を附さなければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2　主務省令で定める品目に属する指定貨物に前項の規定により等級の表示を附したときは、その等級の表示をもつて第十条に規定する基準に適合している旨の表示とみなす。

（適用除外）

第十三条　第三条、第五条、第九条第二項又は第十条の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一　その指定貨物の輸出が輸出品の声価を害するおそれがないと認められる場合において、主務大臣が許可したとき。

二　本邦にある外国公館が送付する指定貨物を輸出するとき、その他主務省令で定める場合

第三章　指定検査機関

（指定）

第十四条　第三条第一項、第四条又は第五条の指定は、主務省令で定める区分ごとに、輸出検査を行おうとする者の申請により行う。

（欠格事由）

第十五条　次の各号の一に該当する者は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定を受けることができない。

一　この法律又は外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）若しくは輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二　第二十八条第一項の規定により指定を取り消され、取消の日から一年を経過しない者

三　その業務を行う役員のうちに、次の各号の一に該当する者がある者

イ　第一号に該当する者

ロ　第二十四条の規定による命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者

（指定基準）

第十六条　主務大臣は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一　主務省令で定める機械器具その他の設備を用いて輸出検査を行うものであること。

二　主務省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が輸出検査を実施し、その数が主務省令で定める数以上であること。

三　輸出検査を行うため主務省令で定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。

四　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が輸出検査の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五　輸出検査の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて輸出検査の運営が不公正になるおそれがないものであること。

六　輸出検査の運営を適確かつ円滑に行うに十分な

経理的基礎を有するものであること。

七　その指定をすることによつて申請に係る指定貨物の輸出検査の能力が著しく過剰とならないこと。

（指定の公示）

第十七条　主務大臣は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定をしたときは、その指定検査機関の名称、住所、輸出検査の区分及び輸出検査を行う事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

（検査の義務）

第十八条　指定検査機関は、輸出検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、輸出検査を行わなければならない。

2　指定検査機関は、輸出検査を行うときは、第十六条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者に輸出検査を実施させなければならない。

（事業所の変更）

第十九条　指定検査機関は、輸出検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2　主務大臣は、前項の認可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（業務規程）

第二十条　指定検査機関は、輸出検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3　主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が輸出検査の公正な運営上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第二十一条　指定検査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、輸出検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　主務大臣は前項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（事業計画等）

第二十二条　指定検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（役員等の選任及び解任）

第二十三条　指定検査機関の役員又は輸出検査を実施する者（以下「輸出検査員」という。）の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解任命令）

第二十四条　主務大臣は、指定検査機関の役員又は輸出検査員がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は輸出検査員を解任すべきことを命ずることができる。

（輸出検査員の登録）

第二十五条　主務省に輸出検査員登録を備え、輸出検査員に関する事項を登録する。

2　前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、主務省令で定める。

（罰則の適用）

第二十六条　輸出検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第二十七条　主務大臣は、指定検査機関が第十六条第一号から第六号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消等）

第二十八条　主務大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項、第四条若しくは第五条の指定を取り消し、又は期間を定めて輸出検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この法律の規定に違反したとき。

二　第二十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで輸出検査を行つたとき。

三　第二十条第三項、第二十四条又は前条の規定による命令に違反したとき。

四　不正の手段により指定を受けたとき。

2　主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は輸出検査の業務の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（帳簿の記載）

第二十九条　指定検査機関は、帳簿を備え、輸出検査に関し主務省令で定める事項を記載しなければならない。

第四章　輸出検査審議会

（設置）

第三十条　通商産業省に、輸出検査審議会を置く。

（権限）

第三十一条　輸出検査審議会（以下「審議会」という。）は、関係各大臣の諮問に応じ、輸出検査に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第三十二条　審議会は、委員六十人以内で組織する。

2　専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第三十三条　委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び輸出検査に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

（任期）

第三十四条　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

（勤務）

第三十五条　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第三十六条　審議会に、部会を置くことができる。

2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

（省令への委任）

第三十七条　この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章　雑則

（審議会への諮問）

第三十八条　主務大臣は、第二条第一項、第四条若しくは第五条の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第二条若しくは第八条第一項の主務省令、第四条若しくは第五条の基準を定める主

務省令若しくは第十条第一項の品目を定める主務省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

（報告の徴収）

第三十九条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、輸出検査を受ける者、第十条の規定により表示を附する者又は輸出業者に対し、その指定貨物の品目、数量、仕向地、所在の場所若しくは輸出の時期又は輸出検査若しくは同条の規定による表示に関し、報告をさせることができる。

2　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、輸出検査を受ける者、第十条の規定により表示を附する者若しくは指定貨物の輸出業者の事務所、事業所若しくは倉庫又はこれらの者の所有する指定貨物の保管の場所に立ち入り、指定貨物、第四条第二項の政令で定める材料、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（表示の除去等）

第四十一条　主務大臣は、前条第一項又は第二項の規定によりその職員に指定貨物又は第四条第一項の政令で定める材料を検査させた場合において、その指定貨物又は材料が次の各号の一に該当するときは、その表示を除去し、又はこれに消印を附することができる。

一　その指定貨物若しくは包装又は材料にこの法律の規定に違反して表示が附されているとき。

二　前号の場合のほか、第七条、第八条第二項、第十条又は第十二条第一項の規定により表示が附されている場合において、その指定貨物又は材料の品質がそれぞれ第二条、第四条第一項、第五条又は第八条第一項の主務省令で定める基準に適合していないとき。

三　第三条第一項若しくは第十条第一項の規定により主務大臣が指定する貨物若しくはその包装又は第四条第一項の規定により主務大臣が指定する材料に第七条又は第十条の規定により表示が附されている場合において、その表示の日の後それぞれ第三条第一項、第四条第一項又は第十条第一項の規定により主務大臣が定める期間を経過しているとき。

（輸出停止命令）

第四十二条　主務大臣は、第三条、第五条、第九条第二項又は第十条の規定に違反してなした指定貨物の輸出が輸出品の声価を著しく害するものと認めるときは、その指定貨物を輸出した者に対し、一年以内の期間を限り、指定貨物の品目を定め、その輸出の停止を命ずることができる。

（聴聞）

第四十三条　主務大臣は、第二十四条又は第二十八条第一項の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る指定検査機関に対し、また、前条の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る指定貨物を輸出した者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（異議の申立）

第四十四条　この法律の規定による行政庁又は指定検査機関の処分に対し不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、主務大臣に異議の申立をすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

2　主務大臣は、異議の申立を受理したときは、前条の例により公開による聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

（手数料）

第四十五条　輸出検査を受けようとする者は、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2　前項の政令で定める手数料を要する場合においては、ついて二以上の輸出検査の手数料の額の合計額）は、その二以上の検査の手数料の額の合計額）は、貨物の輸出価格の百分の一をこえてはならない。

（この法律の適用）

第四十六条　次の各号に掲げる機関に納入する指定貨物のうち、輸出品の声価を維持するためその品質を規律する必要があると認められるものであつて、政令で定める品目に属するもののその機関に対する納入は、輸出となみして、この法律の規定を適用する。

一　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴い設置された海軍販売所若しくはピー・エックス又はこれらが販売する貨物を調達するアメリカ合衆国軍隊の機関

二　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴い設置された機関であつて、前号に掲げる機関に準ずるもの又はこれらが販売する貨物を調達する国際連合の軍隊の機関

第六章　罰則

第四十七条　第三条、第五条、第九条第二項若しくは第十条の規定に違反し、又は第四十二条の規定による命令に違反して指定貨物を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

第四十八条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第十一条の規定に違反して表示を附した者

二　第十二条第一項の規定に違反して、同項の規定による等級の表示を附さなかつた者

第四十九条　第二十八条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した場合は、その行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告した者

二　第四十条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十一条　次の各号の一に掲げる違反があつた場合は、その行為をした指定検査機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処す

品目（同条第二項の規定により指定されているものを除く。）に属する指定貨物であつて、新法の施行前に政府機関又は旧法第七条の二第一項の登録を受けた者が同項の規定による表示を附したものは、新法の施行の日から起算して三月間は、新法第三条第一項の規定にかかわらず、輸出することを妨げない。

（大蔵省設置法の一部改正）

第七条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中「輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）」を「輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第八条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十三号を次のように改める。

三十三 輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）の定めるところにより、所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を行い、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

第二十四条第二項第二号中「輸出品取締法」を「輸出検査法」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

第五条 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 前三条に定めるもののほか、新法の施行に関し必要な経過的措置は、政令で定める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第七条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中「輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）」を「輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第八条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十三号を次のように改める。

三十三 輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）の定めるところにより、所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を行い、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

第二十四条第二項第二号中「輸出品取締法」を「輸出検査法」に改める。

（農林省設置法の一部改正）

第九条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号を次のように改める。

十九 所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を行い、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

第八条第一項第二十一号を次のように改める。

二十一 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号を次のように改める。

二十二 輸出検査の基準を定め、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

第十一条 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

「輸出品の等級、標準及び包装その他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。」

を

「輸出検査に関する重要事項を調査審議すること。」

に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第十二条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の六を次のように改める。

十四の六 所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を行い、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

第二十四条第一項第五号の三を次のように改める。

五の三 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

第二十七条第一項第十四号の三を次のように改める。

十四の三 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

第二十八条第一項第十三号の三を次のように改める。

十三の三 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

（農林物資規格法の一部改正）

第十三条 農林物資規格法（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条ただし書を次のように改める。

但し、輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）第二条又は第八条第一項の省令で定める基準によつて格付を行う場合は、この限りでない。

（大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第九十八号（昭三二・五・九）

◎公衆電気通信法の一部を改正する法律

公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百五条第一項ただし書中「する場合」の下に「及び第一号に掲げる附属設備、第三号に掲げる設備又は第四号に規定する設備のうち郵政省令で定める特殊なものについてする場合」を加え、同項に次の一号を加える。

四　単独電話又は共同電話の電話回線に接続する附属機器その他の附属設備であつて、郵政省令で定めるもの

第百五条第七項中「第一項第一号の規定による構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備」を「第一項第一号又は第四号の規定による公衆電気通信設備」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項に次のただし書を加える。

但し、加入者がその附属電話機を設置し又は増設する場合は、この限りでない。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第九十九号（昭三二・五・一〇）

◎自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「地方隊」の下に「、練習隊群」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、掃海隊群その他の直轄部隊から成る。ただし、自衛艦隊司令部及び護衛隊群以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

第十五条第三項中「その他の部隊」を「その他の直轄部隊」に改め、同条に次の一項を加える。

4　練習隊群は、練習隊群司令部及び練習隊その他の直轄部隊から成る。

第十七条の次に次の一条を加える。

（練習隊群司令）

第十七条の二　練習隊群の長は、練習隊群司令とする。

2　練習隊群司令は、長官の指揮監督を受け、練習隊群の隊務を統括する。

第十八条中「及び地方隊」を「、地方隊及び練習隊群」に改める。

第二十条第一項中「航空団」を「航空集団、航空団」に改め、同条第二項中「飛行群」を「飛行隊」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　航空集団は、航空集団司令部及び航空団その他の直轄部隊から成る。

第二十条の三中「航空団」を「航空集団及び航空団」に改め、同条を第二十条の四とし、第二十条の二第二項中「長官」の下に「（航空集団に属する航空団の航空団司令にあつては、航空集団司令）」を加え、同条を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（航空集団司令）

第二十条の二　航空集団の長は、航空集団司令とする。

2　航空集団司令は、長官の指揮監督を受け、航空集団の隊務を統括する。

第二十一条の見出し中「航空団」を「航空集団及び航空団」に改め、同条第一項中「航空団の名称並びに航空集団及び航空団司令部の名称」を「航空集団及び航空団の名称並びに航空集団司令部及び航空団司令部の名称」に改める。

第二十二条第一項及び第二項中「編成することができる。」を「編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官の一部指揮下に置くことができる。」に改める。

3　前二項の規定により編成され、又は同一指揮官の下に置かれる部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊に対する長官の指揮監督については、長官の定めるところによる。

第二十六条第三項、第二十七条第三項及び第二十八条中「又は地方総監」を「、地方総監又は航空集団司令」に改める。

附則中第二十八項を第三十項とし、第十四項から第二十七項までを二項ずつ繰り下げ、第十三項の次に次の二項を加える。

14　長官は、当分の間、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、政令で定める技術者で他に養成又は教育訓練を行う施設がないと認めるものの養成又は教育訓練の委託を受け、及びこれを実施することができる。

15　前項の受託に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第三を次のように改める。

別表第三

航空集団及び航空団の名称

名称	所在地
航空集団司令部	東京都
第一航空団司令部	浜松市
第二航空団司令部	北海道千歳郡千歳町
第三航空団司令部	宮城県桃生郡矢本町
第四航空団司令部	宮城県桃生郡矢本町

航空集団司令部及び航空団司令部の名称

名称
航空集団司令部
第一航空団司令部
第二航空団司令部
第三航空団司令部
第四航空団司令部

法律第百号（昭三二・五・一五）

◎森林法の一部を改正する法律

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項第三号中「用材林薪炭林別、」を削り、同項第四号中「立木（地域別及び樹種別に省令で定める適正伐期齢級以上の齢級に属する立木を除く。）」を「針葉樹の立木（地域別及び樹種別に省令で定める適正伐期齢級以上の齢級に属するものを除く。）」に改め、「用材林薪炭林別広葉樹針葉樹別の」を削る。

第八条第一項中「毎年十一月三十日まで」を「毎年十二月三十一日まで」に改め、同条第四項中「翌年の一月二十五日まで」を「翌年の二月末日まで」に改め、同条第五項第三号中「用材林薪炭林別、」を削り、「許容限度」の下に「（第五号に規定する森林がある場合にあつては、同号の広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積の許容限度に相当する数量をそれぞれ控除して算出するものとする。）」を加え、同項第四号中「立木（前条第四項第四号の適正伐期齢級以上の齢級に属する立木を除く。）」を「針葉樹の立木（前条第四項第四号の適正伐期齢級以上の齢級に属するものを除く。）」に改め、「用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別の」を削り、「許容限度」の下に「（次号に規定する森林がある場合にあつては、同号の普通林の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積の許容限度に相当する数量をそれぞれ控除して算出するものとする。）」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　地方公共団体が森林所有者である森林であつて、政令で定めるところにより、その森林につき当該地方公共団体が経営計画をたて、その経営計画につき都道府県知事が適当である旨の認定をしているものがある場合には、その森林の立木（普通林の立木のうち、広葉樹の立木及び前条第四項第四号の適正伐期齢級以上の齢級に属する針葉樹の立木を除く。）について、当該経営計画に係る森林ごとの普通林制限林別及び制限林については広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれの許容限度

第八条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前

附　則

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十五条の改正規定、第十七条の次に一条を加える改正規定並びに第十八条、第二十二条及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

項第一号及び第二号」を「第五項第一号、第二号及び第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項第五号の経営計画は、森林区施業計画に基いてたてるものとし、都道府県知事は、地方公共団体からの申出に基き、その樹立に関し必要な助言、勧告その他の援助を行うものとする。

第十三条第二項中「第八条第五項第一号又は第二号」を「第八条第五項第一号、第二号又は第五号」に改める。

第十五条中「普通林の立木で第七条第四項第四号の適正伐期齢級以上の齢級に属するもの（風倒木、枯損木その他省令で定める立木を除く。）」を「普通林の立木（風倒木、枯損木その他省令で定める立木を除く。）のうち、広葉樹の立木又は第七条第四項第四号の適正伐期齢級以上の齢級に属する針葉樹の立木」に改める。

第十六条第一項ただし書中「除伐する場合」の下に「、第八条第五項第五号に規定する立木を、省令で定めるところにより都道府県知事に届け出て、森林区施業計画に定められた当該森林についての伐採に関する施業の要件に抵触せず、且つ、森林区実施計画に定められた当該立木についての同号のそれぞれの許容限度をこえない範囲内において伐採する場合」を加え、同項第二号中「用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別、伐採種別」を「伐採種別（制限林にあつては、主間伐別、伐採種別）」に改め、同条第二項中「第八条第七項」に改め、同条第六項本文中「制限林又は普通林の用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積」を「森林の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積（制限林にあつては、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積）」に、「森林区実施計画に定められたそれぞれの許容限度」を「森林区実施計画に定められた第八条第五項第三号又は第四号のそれぞれの許容限度」に改め、同項ただし書中「森林区実施計画に定められた第八条第五項第三号又は第四号のその許容限度」に改め、「六月一日」の下に「、九月一日及び十二月一日」を加え、「その日」を「これらの日」に、「第八条第五項第三号又は第四号のそれぞれの許容限度」を「同項第三号又は第四号のそれぞれの許容限度」に、「用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積」を「主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積（制限林にあつては、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積）」に、「公表することができる。」を「公表するものとする。」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　第一項の許可は、その許可に係る森林区実施計画の期間が経過した日にその効力を失う。

第十六条第九項中「前項の有効期間」を「前項の規定による有効期間の終期」に改め、同条に次の一項を加える。

11　制限林の立木について第一項の許可を受けた者が森林区施業計画に定められた当該許可に係る制限林についての伐採に関する施業の要件に違反して当該制限林の立木を伐採したときは、都道府県知事は、その許可を取り消すことができる。

第十九条中「又は同条第十項の許可の取消若しくは

その内容の変更」を「、同条第十項若しくは第十一項の許可の取消又は同条第十項の許可の内容の変更」に改める。

第百八十七条の見出しを「(林業専門技術員及び林業改良指導員)」に改め、同条第一項中「林業技術普及員及び林業経営指導員」を「林業専門技術員及び林業改良指導員」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　林業専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究を行い、及び林業改良指導員を指導する。

3　林業改良指導員は、左に掲げる事務を行う。

一　森林所有者その他林業を行う者又は林業に従事する者に接して林業に関する技術及び知識を普及すること。

二　森林区実施計画の作成に関する事務及びその実施の指導を行うこと。

第百八十七条に次の一項を加える。

4　政令で定める資格を有する者でなければ、林業専門技術員又は林業改良指導員に任用されることができない。

第百九十五条中「林業技術普及員及び林業経営指導員」を「林業専門技術員及び林業改良指導員」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、森林法第百八十七条及び第百九十五条の改正規定は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。）の施行前にした森林法第十六条第一項の許可でこの法律の施行の際現にその効力を有するものに係る普通林の広葉樹の立木でこの法律の施行の際なお伐採が行われていないものの伐採については、改正後の森林法第十五条の規定にかかわらず、同条の届出書を提出することを要しない。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第百一号（昭三一・五・一五）

◎建築基準法の一部を改正する法律

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項ただし書中「又は公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの」を「若しくは公衆便所、巡査派出所、その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの又は公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上若しくは衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの」に改める。

第四十四条に次の一項を加える。

3　特定行政庁は、第一項但書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第五十五条第三項第一号を次のように改める。

一　商業地域内で、且つ、準防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの

第五十五条に次の二項を加える。

4　建築物の敷地が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部がそれぞれ第六十一条、第六十三条及び第六十四条又は第六十二条から第六十四条までの規定に適合するものであるときは、当該建築物がそれぞれ防火地域内又は準防火地域内にあるものとみなして、前三項の規定を適用する。

5　建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が、第六十一条、第六十三条及び第六十四条の規定に適合するものであるときは防火地域内にあるものとみなし、その他のときは準防火地域内にあるものとみなし、それぞれ第一項から第三項までの規定を適用する。

第八十五条第四項中「博覧会建築物」の下に「、仮設店舗」を加え、同条第五項中「六月以内の期間」の下に「(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)」を加える。

第八十六条の見出しを「(総合的設計による一団地の建築物の取扱)」に改め、同条中「一街区内」を「一団地内」に、「綜合的設計」を「総合的設計」に改め、同条に次の二項を加える。

2　一団地の住宅経営に関する都市計画を決定する場合においては、空地地区については、別表第三(い)欄に掲げる空地地区の種別に応じて、同表に掲げる延面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、及び外壁又これに代る柱の面から敷地境界線までの距離と異なるこれらの割合及び距離の基準を定めることができる。

3　前項の都市計画に基き建築物を総合的設計によつて建築する場合において、当該建築物が同項の規定により当該都市計画に定められた基準に適合しており、且つ、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が当該空地地区内の住居の環境の保護に支障がないと認めるときは、当該建築物については、第五十六条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律百二号（昭三二・五・一六）

◎臨時恩給等調査会設置法

（設置）

第一条　総理府に、附属機関として、臨時恩給等調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条　調査会は、次の事項を調査審議する。

一　旧軍人（旧準軍人を含む。以下この号において同じ。）の公務傷病恩給、旧軍人の遺族の公務扶助料その他旧軍人又はその遺族の恩給に関する事項

二　前号に掲げる者以外の者の恩給に関する事項

三　前二号に関連する戦傷病者、戦傷病者又は戦没者の遺族等の援護に関する事項

四　その他前三号に関連する事項

（組織）

第三条　調査会は、委員二十五人以内で組織する。

2　委員は、国会議員、関係各行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条　調査会に、会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

（幹事）

第五条　調査会に、幹事五人以内を置く。

2　幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4　幹事は、非常勤とする。

（報告）

第六条　調査会は、第二条の事項に関し調査審議した結果を、遅くとも、昭和三十二年十一月十五日までに内閣総理大臣に報告しなければならない。

（庶務）

第七条　調査会の庶務は、総理府恩給局において処理する。

（雑則）

第八条　この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中恩給審査会の項の次に次のように加える。

臨時恩給等調査会	臨時恩給等調査会設置法（昭和三十二年法律第百二号）の規定に基き恩給等に関する事項を調査審議すること。

（内閣総理・大蔵・厚生大臣署名）

法律第百三号（昭三二・五・一六）

◎国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5　日本国有鉄道は、直接その本来の事業の用に供するため借り受けている車両で政令で定めるものについては、これを日本国有鉄道が所有する償却資産とみなして、この法律の規定により、当該償却資産所在の市町村に対して、市町村納付金を納付する。

第三条第三項中「国有財産法第三十二条第一項の台帳」の下に「若しくは物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第三十六条の帳簿」を加える。

第四条第二項中「前条第二項の規定にかかわらず、」の下に「当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度間にあつては、」を加え、「十分の五の額とする。」を「十分の五の額とし、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度を経過した年度以後にあつては、前条第二項の価格の十分の五の額とする。」に改める。

第五条第一項中「一の地方公共団体若しくは一の公社が所有する償却資産」の下に「（公社が所有する償却資産で鉄道又は電気通信の用に供するもののうち総理府令で定めるものを除く。以下本条及び次条において同じ。）」を、「本条」の下に「及び次条」を、「一の公社が所有する固定資産税を課される償却資産」の下に「（地方税法第三百四十九条の五第一項の新設大規模償却資産を除く。以下本条において同じ。）」を加え、「地方税法」を「同法」に改め、「固定資産税の課税標準となるべき額をいう。」の下に「以下本条において同じ。」を加え、「（以下「固定資産税の課税標準額という。）」を削り、「固定資産税の課税標準額を控除した額」を「当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る同法第三百四十九条の二から第三百四十九条の四までの規定によつて算定した固定資産税の課税標準額（以下本条及び第十六条第二項において「固定資産税の課税標準額」という。）を控除した額」に、「金額をこえるときは」、を「金額以上の額であるときは、」に改め、同項の表を次のように改める。

市町村の区分	金額
人口五千人未満の町村	二億円
人口五千人以上一万人未満の町村	人口六千人未満の場合にあつては二億三千万円、人口六千人以上の場合にあつては二億三千万円に人口千人を増すごとに三千万円を加算した額
人口一万人以上三万人未満の市町村	人口一万一千人未満の場合にあつては三億六千五百万円、人口一万一千人以上の場合にあつては三億六千五百万円に人口千人を増すごとに千五百万円を加算した額
人口三万人以上の市町村	六億五千万円（当該大規模の償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の十分の二の額が六億五千万円をこえるときは当該交付金算定標準額となるべき価格の十分の二の額とし、当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と当該大規模の償却資産を所有する公社が所有する固定資産税を課されるべき償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合算額の十分の二の額が六億五千万円をこえるときは当該合算額の十分の二の額とする。）

第五条第二項を次のように改める。

2　前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額（以下本項において「前年度の基準財政収入額」という。）からこれに算入された大規模の償却資産に係る市町村交付金又は市町村納付金の収入見込額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第二項の基準率をもつて算定した市町村交付金又は市町村納付金の収入見込額をいう。以下本項において同じ。）を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として交付されるべき市町村交付金又は納付されるべき市町村納付金の収入見込額を加算した額（一の公社が所有する大規模の償却資産で、これに係る納付金算定標準額となるべき価格と当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合計額によつて大規模の償却資産に該当することとなるものにあつては、前年度の基準財政収入額からこれに算入された当該大規模の償却資産に係る市町村納付金の収入見込額と当該固定資産税の税収入見込額（地方交付税法第十四条第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下本項において同じ。）

との合計額を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として納付されるべき市町村納付金の収入見込額と当該公社が所有する固定資産税を課される償却資産について地方税法第三百四十九条の二、第三百四十九条の三及び第三百四十九条の四第一項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができる固定資産税の税収入見込額との合計額を加算した額とする。以下本項において「基準財政収入見込額」という。）が前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額（以下本項において「前年度の基準財政需要額」という。）の百分の百三十に満たないこととなる市町村については、前項の表の下欄に掲げる金額を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百三十に達することとなるように前項の規定を適用する。この場合において、当該市町村に大規模の償却資産が二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき価格の低いものから順次当該価格を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年の基準財政需要額の百分の百三十に達することとなるように前項の表の下欄に掲げる金額を増額するものとする。

第五条第四項中「第二項において準用する地方税法第三百四十九条の四第二項の規定によつて」を「第二項の規定によつて」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例）

第五条の二　国若しくは地方公共団体又は公社は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体若しくは一の公社が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付すべきもので、一の市町村内に所在する新たに建設された一の工場又は発電所の用に供するものに係る交付金算定標準額又は納付金標準額となるべき価格の合計額が、当該償却資産について同条の規定によつて市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付することとなつた最初の年度から五年度間のうちいずれか一の年度において、前条第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえることとなるもの（以下本項、第十六条第一項及び第十九条第一項において「新設大規模償却資産」という。）がある場合においては、当該こえることとなつた最初の年度から五年度分の市町村交付金又は市町村納付金に限り、地方税法第三百四十九条の五第一項及び第二項並びに第五項に基く政令の規定の例により、前条第一項の表の下欄に掲げる金額を増額して同項（ただし書を除く。）の規定を適用し、当該新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定し、及び当該金額を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として市町村交付金を交付し、又は市町村納付金を納付するものとする。

2　一の市町村の区域内に新設大規模償却資産と新設大規模償却資産が二以上ある場合及び新設大規模償却資産と新設大規模償却資産以外の大規模の償却資産とがある場合における当該新設大規模償却資産又は当該大規模の償却資産について前条第一項の表の下欄に掲げる金額を増加するための計算方法は、地方税法第三百四十九条の五第三項及び第四項に基く総理府令の規定の例による。

第十一条第二項中「大規模の償却資産」の下に「（新設大規模償却資産を含む。以下本項、第十六条第一項及び第二項並びに第十九条第一項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　自治庁長官は、第一項の規定によつて公社が所有する固定資産の価格等を市町村に配分した後において当該配分に係る価格等に錯誤があることを発見した場合又は前項の規定による配分の調整の申出を受けた場合において、第一項の規定によつて配分した当該公社が所有する固定資産の価格等を修正する必要が生じたときは、当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額すべき額として総理府令で定めるところによつて計算した額を、翌年度において当該公社が所有する固定資産の価格等を配分する際に当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額することができる。

第十六条第一項中「及び第二項」の下に「並びに第五条の二」を加え、同条第二項中「及び第二項」の下に「並びに第五条の二」を加え、「金額をこえるため、」を「金額以上の額であるため、」に改める。

第十七条第二項中「第五条」の下に「及び第五条の二」を加える。

第十九条第一項中「第五条」を「第五条の二」に改める。

第二十一条の二中「課税標準となるべき額の十分の五の額」を「課税標準となるべき額の十分の五の額と当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度を経過した年度以後においては、前条第二項の価格の十分の五の額」に改める。

第二十二条中「その他市町村交付金及び都道府県交付金」を「、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合（都道府県の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合を含む。）におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。ただし、改正後第十一条第四項の規定は、昭和三十一年度分の市町村納付金について自治庁長官が配分した固定資産の価格等を修正する必要がある場合についても適用する。

2　国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は国税若しくは地方税の課税標準額」を「、国税若しくは地方税の課税標準額又は国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）若しくは国有資産等所在都道府県交付金（以下「都道府県交付金」という。）の交付金算定標準額若しくは公社有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）若しくは公社有資産所在都道府県納付金（以下「都道府県納付金」という。）の納付金算定標準額」に改める。

第五条の見出し中「課税標準額」を「課税標準額等」に改め、同条第一項中「国税又は地方税の課税標準額」を「国税若しくは地方税の課税標準額又は市町村交付金若しくは都道府県交付金の交付金算定標準額若しくは市町村納付金若しくは都道府県納付金の納付金算定標準額」に、「その課税標準額」を「その課税標準額、交付金算定標準額若しくは納付金算定標準額」に改める。

第六条第一項中「国税若しくは地方税又は」を「国税、地方税若しくは」に改め、「（以下「地方税に係る徴収金」という。）」の下に「又は市町村交付金若しくは都道府県交付金若しくは市町村納付金若しくは都道府県納付金」を加え、同条第三項中「国税、地方税又は地方税に係る徴収金を分割して収納する場合」を「国税、地方税若しくは地方税に係る徴収

金又は市町村納付金若しくは都道府県納付金を分割して収納する場合」に、「当該国税、地方税又は地方税に係る徴収金が政令をもつて指定する国税、地方税又は地方税に係る徴収金以外の国税、地方税又は地方税に係る徴収金であるときは、」を「当該国税、地方税若しくは地方税に係る徴収金が政令をもつて指定する国税、地方税若しくは地方税に係る徴収金以外の国税、地方税若しくは地方税に係る徴収金であるとき、又は市町村納付金若しくは都道府県納付金の金額であるときは、」に改める。

3　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項の表道府県の項中「第五条に規定する大規模の償却資産」の下に「又は同法第五条の二に規定する新設大規模償却資産」を加え、「第五条の規定により」を「第五条又は第五条の二の規定により」に改め、「当該大規模の償却資産」の下に「又は新設大規模償却資産」を加える。

4　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項ただし書中「使用する場合においては、」の下に「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）第二条第五項の規定の適用がある場合を除き、」を加える。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百四号（昭三一・五・一六）

◎国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律

1　国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。

2　前項の事務は、政令で定めるところにより、自治庁長官が行う。

3　この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の市町村助成交付金から適用する。

2　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十三号の七の次に次の一号を加える。

三十三の八　都及び市町村に交付すべき国有提供施設等所在市町村助成交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。

第十二条第一号中「及び公社有資産所在都道府県納付金」を「、公社有資産所在都道府県納付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金」に改める。

第十三条第一号中「及び公社有資産所在都道府県納付金」を「、公社有資産所在都道府県納付金及び国有提供施設等所在都道府県納付金」に改める。

第十三条第十四号中「及び公社有資産所在都道府県納付金」を「、公社有資産所在都道府県納付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金」に改める。

十四　国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付に関すること。

第十七条第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五　都及び市町村に交付すべき国有提供施設等所在市町村助成交付金の額の決定に関すること。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百五号（昭三一・五・一六）

◎消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律

消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　補則（第二十二条・第二十三条）　第八章　罰則（第二十四条）」を「第七章　補則（第二十二条―第二十五条）　第八章　罰則（第二十六条）」に改める。

第一条中「損害補償（以下「消防団員等公務災害補償」という。）に関する市（特別区の在する区域については、都。以下同じ。）町村」を「損害補償並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四条の規定による水防に従事した者に係る損害補償（以下「消防団員等公務災害補償」という。）に関する市町村又は水害予防組合」に改める。

第四条第一項第七号及び第八号中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

住に係るものについては、当該特別区に適用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

（消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結措置）

2　水防法第二条第一項の水防管理団体（以下「水防管理団体」という。）でこの法律（前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前すでに消防団員等公務災害補償責任共済基金（以下「基金」という。）との間に、消防団員等公務災害補償責任共済契約（以下「契約」という。）を締結しているもの以外のものは、この法律の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対して、改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法（以下「新法」という。）第十一条の規定による掛金を支払わなければならない。

3　水防管理団体であるこの法律の施行前すでに基金との間に契約を締結しているものは、当該市町村に置かれている水防団の非常勤の水防団長又は水防団員で消防団員でないもの及び水防に従事した者に係る分として、新法第十一条の規定による掛金をこの法律の施行後一月以内に、基金に対して支払わなければならない。

（従前の消防団員等公務災害補償の経過措置）

4　この法律の施行の日前又はこの法律の施行の日から附則第二項の規定により契約が締結されるまでの間に発生した事故により死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは廃疾となつた非常勤の水防団長若しくは水防団員若しくは水防に従事した者又はそれらの者の遺族若しくは被扶養者に係る消防団員等公務災害補償については、なお、従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

5　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ五の次に次の一号を加える。

五ノ五ノ二　消防団員等公務災害補償責任共済基金ノ発スル証書、帳簿

（水防法の一部改正）

6　水防法の一部を次のように改正する。

第六条の二中「水防管理団体は、」の下に「政令で定める基準に従い、」を加える。

第三十四条中「当該水防管理団体は、」の下に「政令で定める基準に従い、」を加える。

（内閣総理・大蔵・建設大臣署名）

法律第百六号（昭三二・五・一六）

◎駐車場法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　駐車場整備地区（第三条）
第三章　路上駐車場（第四条―第九条）
第四章　路外駐車場（第十条―第十九条）
第五章　大規模の建築物における駐車施設の附置（第二十条）
第六章　罰則（第二十一条―第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意

第六条中「理事十人以内」を「理事十一人以内」に改める。

第八条第二項中「消防団員を代表する者」の下に「、水害予防組合の管理者」を加える。

第九条中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第十条中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加え、「又は消防作業に従事した者」を「消防作業に従事した者、非常勤の水防団長若しくは水防団員又は水防に従事した者（以下「非常勤消防団員等」という。）」に改める。

第十一条中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加え、「非常勤消防団員の数等」を「水害予防組合の組合員の数、非常勤消防団員の数、非常勤の水防団長及び水防団員の数等」に改める。

第十三条第一項中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加え、「当該市町村に対して」を「当該市町村又は水害予防組合に対して」に改め、「当該市町村の市町村長」の下に「若しくは当該水害予防組合の管理者」を加え、「市町村長の保管する」を「市町村長若しくは水害予防組合の管理者の保管する」に、「当該非常勤消防団員若しくは消防作業に従事した者」を「当該非常勤消防団員等」に改める。

第十四条中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を、「当該市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第二十四条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とし、第二十二条を第二十四条とし、第七章中同条の前に次の二条を加える。

（建設大臣との協議）

第二十二条　内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ、建設大臣に協議するものとする。

一　第四条第二項の規定による定款の変更の認可及び第二十条第一項の規定による定款の変更命令

二　第十六条の規定による事業計画書の承認

三　第十七条第一項の規定による財産目録、事業状況報告書及び決算報告書の承認

（都等に関する特例）

第二十三条　この法律中市町村に関する規定は、特別区の存する区域については都に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条の規定による市町村の組合については当該組合に適用する。ただし、消防団員等公務災害補償で特別区の支払責

義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　路上駐車場　駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

二　路外駐車場　道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

三　道路　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。

四　自動車　道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第二条第五項の自動車のうち、自動二輪車及び軽自動車以外のものをいう。

五　駐車　道路交通取締法第二十一条第一項の規定に基く政令で定める駐車をいう。

第二章　駐車場整備地区

（駐車場整備地区）

第三条　建設大臣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項の商業地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区について、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため必要があると認めるときは、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長。以下同じ。）の申出に基き、都市計画法（大正八年法律第三十六号）の定める手続によつて、都市計画の施設として駐車場整備地区を指定することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による申出をしようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

3　建設大臣は、第一項の規定による指定をしようとする場合においては、あらかじめ、国家公安委員会及び関係のある道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の意見をきかなければならない。

第三章　路上駐車場

（路上駐車場設置計画）

第四条　前条第一項の規定により駐車場整備地区が指定された場合においては、都道府県知事は、その駐車場整備地区につき、政令で定める基準に従い、その地区内にある路外駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に応ずるために必要な路上駐車場の配置及び規模に関する計画（駐車料金の徴収に関する計画を含む。以下「路上駐車場設置計画」という。）を定め、建設大臣の承認を受けなければならない。この場合において、建設大臣は、承認をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の意見をきかなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定により路上駐車場設置計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会及び関係のある道路管理者の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定により路上駐車場設置計画について建設大臣の承認があつた場合においては、その旨を都道府県公安委員会及び関係のある道路管理者に通知しなければならない。

4　前三項の規定は、路上駐車場設置計画を変更しようとする場合及びその変更について建設大臣の承認があつた場合について準用する。

（路上駐車場の設置及び廃止）

第五条　前条第一項の規定により路上駐車場設置計画について建設大臣の承認があつた場合においては、道路管理者である地方公共団体（一級国道又は二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その市）。以下同じ。）は、その路上駐車場設置計画に基いて路上駐車場を設置するものとする。

2　道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体が路上駐車場を設置しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

3　道路管理者である地方公共団体は、駐車場整備地区内の路外駐車場が整備されるに応じて、逐次路上駐車場を廃止するものとする。この場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

（路上駐車場の駐車料金及び割増金）

第六条　道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、前条第一項の規定により設置した路上駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一　道路交通取締法第十条第三項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合

二　深夜その他の自動車交通の少い時間であつて政令で定める時間内において駐車する場合

2　前項の駐車料金の額は、駐車一時間につき五十円をこえない範囲内で政令で定める額をこえてはならない。

3　道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免かれた者から、その免かれた額のほか、その免かれた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

4　道路法第七十三条の規定は、第一項の規定による駐車料金及び前項の規定による割増金について準用する。

（駐車料金等の使途）

第七条　道路管理者である地方公共団体は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により徴収した駐車料金及び同条第三項の規定により徴収した割増金を、路上駐車場の管理に要する費用に充てるほか、駐車場整備地区内の地方公共団体の設置する路外駐車場の整備に要する費用に充てるように努めなければならない。

（路上駐車場の表示）

第八条　道路管理者は、路上駐車場のため、道路法第四十五条の規定による道路標識及び区画線を設けなければならない。

（構造及び設備の基準）

第九条　この章に定めるもののほか、路上駐車場の設置その他路上駐車場に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　路外駐車場

（駐車場整備地区内の路外駐車場の整備）

第十条　建設大臣は、第三条の規定により駐車場整備地区を指定した場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路外駐車場の配置及び規模を都市計画として決定しなければならない。

2　地方公共団体は、前項の都市計画に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

（構造及び設備の基準）

第十一条　路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平行メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほ

か、政令で定める技術的基準によらなければならない。

（設置の届出）

第十二条　都市計画法第二条の都市計画区域内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、運輸省令・建設省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出てある事項を変更しようとするときも、また同様とする。

（管理規程）

第十三条　駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、その業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2　前項の管理規程には、運輸省令・建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　路外駐車場の名称

二　駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

三　路外駐車場の供用時間に関する事項

四　駐車料金に関する事項

五　前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、運輸省令・建設省令で定める事項

3　前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

4　駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

（休止等の届出）

第十四条　駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとするときも、また同様とする。

（駐車場管理者の責務）

第十五条　駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2　駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

第十六条　駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

（道路の地下等の占用）

第十七条　都市計画として決定された路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条又は都市公園法第七条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

（立入検査等）

第十八条　都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（是正命令）

第十九条　都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反していると認めるときは、駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、駐車場管理者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第五章　大規模の建築物における駐車施設の附置（大規模の建築物における駐車施設の附置）

第二十条　地方公共団体は、駐車場整備地区内及びその周辺の区域内において、延べ面積が三千平方メートル以上の建築物の新築をし、又は延べ面積が三千平方メートル以上の増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設を設けなければならない旨を定めることができる。

2　建築基準法第三条第三項の規定は、前項の規定による基く条例の施行又は適用の際現に新築又は増築の工事中の建築物が当該条例の規定に適合しない場合について準用する。

第六章　罰則

（罰則）

第二十一条　第十九条第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（路外駐車場に関する経過措置）

2　この法律の施行の際都市計画区域内において現にその利用について駐車料金を徴収する路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものを設置している者は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、第十二条及

び第十三条の規定による届出をしなければならないものとし、それまでの間は、これらの規定による届出をして業務を営んでいるものとみなす。

3　建築基準法第三条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際現に存する路外駐車場（自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。以下この項において同じ。）又はこの法律の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合しない場合について準用する。

（道路交通取締法の一部改正）

4　道路交通取締法の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項に次のただし書を加える。

但し、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第一号の路上駐車場について制限を行う必要があるときは、緊急を要する場合の外、あらかじめ、当該路上駐車場を設置した道路管理者である地方公共団体の意見をきかなければならない。

（建設省設置法の一部改正）

5　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号の五の次に次の一号を加える。

五の六　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の施行に関する事務を管理すること。

（土地収用法の一部改正）

6　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「一般公共の用に供する駐車場」を「駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）による路外駐車場」に改める。

（道路法の一部改正）

7　道路法の一部を次のように改正する。

第四十五条の見出し中「道路標識」を「道路標識等」に改め、同条第一項中「道路標識」の下に「又は区画線」を加え、同条第二項中「道路標識」の下に「及び区画線」を加える。

（内閣総理・運輸・建設大臣署名）

法律第百七号（昭三二・五・一七）

◎国有財産法の一部を改正する法律

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　台帳、報告書及び計算書」を「第三章の二　台帳、立入及び境界確定　第四章　台帳、報告書及び計算書」に改める。

第二章中第九条の次に次の五条を加える。

（国有財産審議会）

第九条の二　大蔵省に国有財産中央審議会（以下「中央審議会」という。）を、財務局ごとに国有財産地方審議会（以下「地方審議会」という。）を置く。

第九条の三　中央審議会は、大蔵大臣の諮問に応じ、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を大蔵大臣に建議する。

2　地方審議会は、財務局長の諮問に応じ、国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を財務局長に建議する。

3　地方審議会は、前項に規定するもののほか、第三

十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議する。

第九条の四　中央審議会及び地方審議会は、それぞれ委員三十人以内で組織する。

2　特別の事項を調査審議するために必要があるときは、中央審議会又は地方審議会に臨時委員を置くことができる。

3　中央審議会又は地方審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関又は地方公共団体の職員及び学識経験のある者のうちから、それぞれ大蔵大臣又は財務局長が任命する。

4　中央審議会及び地方審議会にそれぞれ会長を置き、委員の互選によつて定める。ただし、関係行政機関又は地方公共団体の職員は、会長となることができない。

5　学識経験のある者のうちから任命された中央審議会又は地方審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　中央審議会又は地方審議会の委員及び臨時委員は、再任されることができる。

7　中央審議会又は地方審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第九条の五　第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議するため、地方審議会に境界査定部会を置く。

2　境界査定部会は、学識経験のある者のうちから任命された地方審議会の委員五人以内で組織する。

3　地方審議会は、境界査定部会の議決をもつてその議決とすることができる。

第九条の六　前二条に定めるもののほか、中央審議会及び地方審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二　各省各庁の長は、その所管に属する通財産について、毎会計年度、政令で定めるところにより、その管理及び処分に関する計画を定め、前年度末までに、これを大蔵大臣に通知しなければならない。

2　各省各庁の長は、前項の計画を著しく変更する必要があると認めるときは、そのつど、その変更に係る計画を大蔵大臣に通知しなければならない。

第十四条に次の一号を加える。

七　行政財産を国以外の者に使用させ、又は収益させようとするとき。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　立入及び境界確定（他人の土地への立入）

第三十一条の二　各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その所属の職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2　各省各庁の長は、前項の規定によりその職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめその占有者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の所在が知れないときは、当該通知の内容を公告して、これに代えることができる。

3　第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4　第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5　各省各庁の長は、第一項の規定による立入により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6　前項の規定により補償を受けることのできる者がその金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から三月以内に訴をもつて補償金額の増加を請求することができる。

（境界確定の協議）

第三十一条の三　各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の境界が明らかでないためその管理に支障がある場合には、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求めることができる。

2　前項の規定により協議を求められた隣接地の所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会つて境界の確定につき協議しなければならない。

3　第一項の協議がととのつた場合には、各省各庁の長及び隣接地の所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければならない。

4　第一項の協議がととのわない場合には、境界を確定するためにいかなる行政上の処分も行われてはならない。

（境界の決定）

第三十一条の四　各省各庁の長は、前条第一項の規定により協議を求めた隣接地の所有者が立ち会わないため協議することができないときは、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会を求めて、境界を定めるための調査を行うものとする。ただし、当該隣接地の所有者が正当な理由により立ち会うことができない場合において、その旨をあらかじめ当該各省各庁の長に通知したときは、この限りでない。

2　各省各庁の長は、前項の調査に基いてその調査に係る境界を定めようとするときは、当該境界の存する地域を管轄する財務局に置かれた地方審議会に諮問し、その意見に基いて、これを定めなければならない。

3　各省各庁の長は、前項の規定により境界を定めようとするときは、当該境界及びこれを定めた経過を当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

4　地方審議会は、前項の諮問に係る事案を調査審議する際、当該事案に係る隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

5　各省各庁の長は、第二項の規定により境界を定めた場合には、当該境界及びこれを定めた経過を当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知するとともにこれを公告しなければならない。この場合において、当該通知及び公告には、次条第一項の期間内に同項の規定による通告がないときは、境界の確定に関し、当該隣接地の所有者の同意があつたものとみなされる旨を附記しなければならない。

第三十一条の五　隣接地の所有者その他の権利者は、前条の規定により各省各庁の長が定めた境界に異議がある場合には、同条第五項の公告のあつた日から起算して六十日以内に、理由を附して、当該各省各庁の長に対し、その定めた境界に同意しない旨を通告することができる。

2　前項の期間内に前条第五項の通知を受けた隣接の所有者から前項の規定による通告がなかつた場合には、当該期間満了の時に、境界の確定に関し、その者の同意があつたものとみなす。ただし、同項の期間内に当該隣接地のその他の権利者から同項の規定による通告があつたときは、この限りでない。

3　前項の規定により同意があつたものとみなされる場合には、各省各庁の長は、すみやかに、境界が確定した旨を当該隣接地の所有者及び当該隣接地の知れたその他の権利者に通知しなければならない。

4　第三十一条の三第四項の規定は、第一項の期間内に同項の通告があつた場合について準用する。

第三十四条第二項中「各省各庁の国有財産増減及び現在額報告書」を「国有財産の増減及び現在額に関する説明書」に改める。

第三十七条第二項中「各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書」を「国有財産の無償貸付状況に関する説明書」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国有財産法第十一条の二第一項の規定による普通財産の管理及び処分に関する計画の通知の期限は、昭和三十二年度分に限り、同項の規定にかかわらず、昭和三十二年五月三十一日とする。

3　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中資産再評価審議会の項の次に次のように加える。

国有財産中央審議会	大蔵大臣の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を大蔵大臣に建議すること。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（附属機関）

第二十一条の二　国有財産地方審議会は、財務局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分につき調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を財務局長に建議するほか、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議することとする。

4　国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　境界の確定（第三条―第六条）」を「第二章　削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章　削除

第三条から第六条まで　削除

5　この法律の施行前に前項の規定による改正前の国有林野法第三条から第六条までの規定に基いてした手続その他の行為は、この法律による改正後の国有財産法第三十一条の三から第三十一条の五までの相当規定に基いてした手続その他の行為とみなす。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

に相当する対価で譲渡することができる。

一　地方公共団体又は社会福祉法人に対し住民の居住の用に供する施設として貸し付けている建物で、保安上危険なものその他その管理が困難なもの

二　共同住宅施設として住民に貸し付けている建物で、保安上危険なものその他その管理が困難なもの

2　前項の規定により譲与又は譲渡をした場合において、地方公共団体が、各省各庁の長の指定する期間内に、前項の公営住宅を建設しないとき、又は建設した公営住宅にその建設のために取りこわした建物の居住者を収容しようとしないときは、各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百九号（昭三二・五・一七）

◎引揚者給付金等支給法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　引揚者給付金等の支給（第四条―第十四条）
第三章　不服の申立（第十五条―第十七条）
第四章　雑則（第十八条―第二十四条）
附則

第一章　総則

（この法律の趣旨）

第一条　引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族には、この法律の定めるところにより給付金を支給する。

（定義）

第二条　この法律において「引揚者」とは、次に掲げる者をいう。

一　昭和二十年八月十五日まで引き続き六箇月以上本邦以外の地域（以下「外地」という。）に生活の本拠を有していた者（昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基く開拓民については、昭和二十年八月十五日まで引き続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。）で、終戦に伴つて発生した事態に基く外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむをえない理由により同日以後本邦に引き揚げたもの

二　昭和二十年八月九日まで引き続き六箇月以上外地に生活の本拠を有していた者で、ソヴイエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により同年同月同日以後同年同月十四日以前に本邦に引き揚げたもの

三　昭和二十年八月十五日まで引き続き六箇月以上外地に生活の本拠を有していた者で、本邦に滞在中、終戦によつてその生活の本拠を有していた外地へもどることができなくなつたもの

四　終戦に伴つて発生した事態により昭和二十年八月十五日以後引き続き外地に残留することを余儀なくされた者で、昭和二十七年四月二十九日以後本邦に引き揚げたもの及び当該引き続き外地に残留することを余儀なくされた者のうち、日本国との平和条約第十一条に定める裁判により拘禁された者で、同日前に本邦に引き揚げ、かつ、引き続き当該裁判により同日以後にわたつて拘禁されたもの

2　この法律の適用に関しては、「本邦」には、歯舞群島、色丹島及び厚生省令で定めるその他の島は、含まれないものとする。

（認定）

第三条　引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基いて、厚生大臣が行う。

第二章　引揚者給付金等の支給

（引揚者給付金の支給）

第四条　引揚者で、昭和三十二年四月一日（同年同月二日以後本邦に引き揚げた者については、その引揚げた日）において日本の国籍を有するものには、引揚者給付金を支給する。

（引揚者給付金の額及び記名国債の交付）

第五条　引揚者給付金の額は、引揚者の昭和二十年八月十五日における年齢により定めた次の表の額とし、記名国債をもつて交付する。

年齢	引揚者給付金の額
五十歳以上	二八、〇〇〇円
三十歳以上五十歳未満	二〇、〇〇〇円
十八歳以上三十歳未満	一五、〇〇〇円
十八歳未満	七、〇〇〇円

2　第二条第一項第四号に掲げる者で、日本国との平和条約第十一条に定める裁判により拘禁され、又はこれと同視すべき事情の下において外地に残留することを余儀なくされていたものに支給する引揚者給付金の額は、前項の規定にかかわらず、二万八千円とする。

（引揚者給付金を受けることができない者）

第六条　昭和三十一年分の所得税額（配偶者／婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に所得税を納付すべき所得があつた場合には、その配偶者の所得税額との合計額。以下同じ。）が八万八千二百円をこえる者及びその者の配偶者には、引揚者給付金を支給しない。ただし、昭和二十九年から昭和三十一年までの各年分の所得税額の平均額が八万八千二百円に満たない者については、この限りでない。

2　前項の所得税額とは、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第五号に規定す

る所得税額をいい、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の施行地以外の地域において所得を得た者については、政令で定めるこれに代るべき額とする。

（引揚者給付金を受ける権利の受継）

第七条　引揚者給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に引揚者給付金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の引揚者給付金を請求することができる。

2　前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした引揚者給付金の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした引揚者給付金を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

3　第五条に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のしたその者の死亡前に支払うべきであつた同条に規定する国債の元利金の請求又は同条に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした同条に規定する国債の元利金の支払又は同条に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

（遺族給付金の支給）

第八条　次に掲げる者の遺族で、昭和三十二年四月一日（第一号に掲げる者の死亡の日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の日）において日本の国籍を有するものには、遺族給付金を支給する。

一　昭和二十年八月十五日において外地にあつた者で、終戦に伴つて発生した事態に基く外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむをえない理由により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後引き続き外地にある間に死亡したもの又は終戦に伴つて発生した事態により引き続き外地に残留することを余儀なくされている間に死亡したもの

二　昭和二十年八月九日において外地にあつた者で、ソヴイエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後同年同月十四日以前に外地において死亡したもの

三　第二条第一項各号のいずれかに該当するに至つた後昭和三十二年三月三十一日以前に死亡した者で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの

（遺族給付金を受けるべき遺族の範囲）

第九条　遺族給付金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子及び父母並びに昭和二十年八月十五日（前条第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡の当時）においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2　死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

3　前項の子が、昭和三十二年四月二日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、その子は、同年同月一日（死亡した者の死亡の日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の日）において日本の国籍を有していたものとみなす。

（遺族給付金を受けるべき遺族の順位）

第十条　遺族給付金を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序による。ただし、父母については、昭和二十年八月十五日（第八条第二号に掲げる者に係る

遺族給付金については、同年同月九日、同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡の当時）において当該死亡した者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母についても、養父母の父母を先にし実父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

一　配偶者（死亡した者の死亡の日が昭和三十二年三月三十一日以前である場合において、その死亡の日以後同日以前に死亡した者の二親等内の血族（以下この項において「遺族」という。）以外の者と婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。）した者及び同年四月一日において遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

二　子（昭和三十二年四月一日（死亡した者の死亡の日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

三　父母

四　孫（昭和三十二年四月一日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

五　祖父母

六　兄弟姉妹（昭和三十二年四月一日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）

七　第二号において同号の順位から除かれている子

八　第四号において同号の順位から除かれている孫

九　第六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十　第一号において同号の順位から除かれている配偶者

2　前項の規定により遺族給付金を受けるべき順位にある遺族が、昭和三十二年四月一日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上（その者が昭和三十二年四月一日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明である場合において、他に同順位者がないときは、次順位者の請求により、その次順位者（その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を遺族給付金を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

（遺族給付金の額及び記名国債の交付）

第十一条　遺族給付金の額は、死亡した者一人につき次の各号に定める額とし、記名国債をもつて交付する。

一　第八条第一号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の昭和二十年八月十五日における年齢、同条第二号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の死亡の日における年齢により定めた次の表の額

年齢	遺族給付金の額
十八歳以上	二八、〇〇〇円
十八歳未満	一五、〇〇〇円

二　第八条第三号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の昭和二十年八月十五日（同年同月十四日以前に死亡した者の遺族に支給する遺族給付金については、その死亡の日）における年齢により定めた次の表の額

年齢	遺族給付金の額
五十歳以上	二八、〇〇〇円
三十歳以上五十歳未満	二〇、〇〇〇円
十八歳以上三十歳未満	一五、〇〇〇円
十八歳未満	七、〇〇〇円

（遺族給付金を受けることができない者）

第十二条　次の各号のいずれかに該当する遺族には、遺族給付金を支給しない。

一　第六条第一項に該当する者

二　昭和三十二年三月三十一日以前に、離縁によつて死亡した者との親族関係が終了した者

2　当該死亡した者の死亡に関し、他の法令により、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による遺族年金又は弔慰金その他遺族給付金に相当する給付を受ける権利を取得した者がある場合には、その遺族には、遺族給付金を支給しない。

（準用規定）

第十三条　第七条第二項の規定は、遺族給付金を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合において、同条第一項及び第二項の規定は、遺族給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ遺族給付金の請求又はその権利の認定について準用し、同条第三項の規定は、第十一条に規定する国債の記名者が死亡した場合において準用する。

（国債）

第十四条　第五条第一項及び第十一条の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

2　前項の規定により発行する国債は、十年以内に償還すべきものとし、その利率は、年六分とする。

3　第一項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定によつて発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第三章　不服の申立

（不服の申立）

第十五条　引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して一年以内に、書面で、厚生大臣に不服の申立をすることができる。

2　前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3　厚生大臣は、特にやむをえない理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立を受理することができる。

（裁決）

第十六条　厚生大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならない。

（政令への委任）

第十七条　前二条に定めるもののほか、不服の申立、審査及び裁決の手続に関して必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（時効）

第十八条　引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によつて消滅する。

（譲渡又は担保の禁止）

第十九条　引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、引揚者給付金を受ける権利については、引揚者が、その者と生計をともにしている配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で引揚者給付金を受ける権利を有するものに譲渡する場合においては、この限りでない。

（差押の禁止）

第二十条　引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利及び第五条又は第十一条に規定する国債は、差し押えることができない。ただし、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）又は国税徴収の例による場合においては、この限りでない。

（非課税）

第二十一条　引揚者給付金、遺族給付金、第五条又は第十一条に規定する国債につき引揚者、遺族又はこれらの者の相続人が受ける利子及びこれらの者の引揚者給付金を受ける権利の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2　引揚者給付金を受ける権利の譲渡、第五条若しくは第十一条に規定する国債の譲渡又はその国債を担保する金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

（国債元利金の支払）

第二十二条　第五条又は第十一条に規定する国債の元利金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2　郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3　郵政大臣は、前項の場合において同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4　第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5　前三項が定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（権限の委任）

第二十三条　この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

（省令への委任）

第二十四条　この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、公布の日が昭和三十二年四月二日以後であるときは、同年同月一日から適用する。

（第五条第二項に規定する者に関する特例）

2　第五条第二項に規定する者については、第四条の規定にかかわらず、その者が日本の国籍を有しない場合においても、同条の規定による引揚者給付金を支給するただし、この法律の施行前に本邦に引き揚げた者については、その者が、この法律の施行の際、本邦に住所又は居所を有する場合に限る。

（国債の発行の日）

3　第十四条第一項に規定する国債の発行の日は、昭和三十二年六月一日とする。ただし、昭和三十三年六月一日以後引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する国債については、その権利を有するに至つた日が六月一日以後十二月三十一日以前であるときは、その年の六月一日とし、その日が一月一日以後五月三十一日以前であるときは、その前年の六月一日とする。

（厚生省設置法の一部改正）

4　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二　引揚者給付金等支給法（昭和三十

二年法律第百九号）の定めるところにより、引揚者給付金等を受ける権利を認定し、及び不服の申立について裁決をすること。

第十四条の二第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　引揚者給付金等支給法を施行すること。

（行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正）

5　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表厚生省本省の項中「二七〇人」を「二八〇人」に改める。

6　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中

二七〇人	を
二八〇人	

に改める。

（総理府設置法の一部改正）

7　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中在外財産問題審議会の項を削る。

（内閣総理・大蔵・厚生・郵政大臣署名）

法律第百十号（昭三二・五・一七）

◎東北開発促進法

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、東北地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「東北地方」とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。

（東北開発促進計画）

第三条　内閣総理大臣は、東北開発審議会の審議を経て、東北開発促進計画（以下「開発促進計画」という。）を作成するものとする。

2　開発促進計画は、東北地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3　関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（東北開発審議会の設置）

第四条　総理府に、東北開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事務）

第五条　審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一　開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二　東北開発株式会社の事業の基準となるべき事項

三　前各号に掲げるもののほか、東北地方の開発の促進に関する重要事項

2　審議会は、開発促進計画について必要があると認める場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

（審議会の組織）

第六条　審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一　衆議院議員のうちから衆議院が指名する者　五人

二　参議院議員のうちから参議院が指名する者　三人

三　関係行政機関の職員　十人

四　関係県の知事　七人

五　関係市長を代表する者　一人

六　関係町村長を代表する者　一人

七　開発促進計画に関し学識経験のある者　八人以内

3　前項第七号の委員の任期は、二年とし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

5　会長は、会務を総理し、及び審議会を代表する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6　専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（審議会の運営等）

第七条　前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（資料の提出等の要求）

第八条　審議会は、関係行政機関の職員に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

（開発促進計画に基く事業の実施）

第九条　開発促進計画に基く事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（開発促進計画に基く事業の調整）

第十条　関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2　経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

3　経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基く事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする

（開発促進計画の実施に要する経費）

第十一条　政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（地方財政再建促進特別措置法の特例）

第十二条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）に基く財政再建団体である県（以下「財政再建団体」という。）が開発促進計画に基く事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

2　前項の財政再建団体に係る開発促進計画に基く事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基く政令に規定する事業に該当するもののうち、自治庁長官が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、当該県が財政再建団体である間に限り、通常の国の負担割合の百分の百二十とする。ただし、当該財政再建団体の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該財政再建団体の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

3　地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基く政令、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項並びに前二項の規定は、開発促進計画に基く事業を実施する県で財政再建団体以外のものが同法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行う場合においては、当該県について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、第十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十二年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

（総理府設置法の一部改正）

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

2　東北開発促進計画と総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が国土総合開発審議会の意見を聞いて行うものとする。

（経済企画庁設置法の一部改正）

3　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　東北地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第十九号中「前四号」を「前五号」に改める。

第四条第二十号トの次に次のように加える。

チ　東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）第九条第五号の次に次の一号を加える。

六　東北地方の開発の促進に関すること。

（内閣総理・大蔵・農林・通商産業・運輸・建設大臣署名）

次に次のように加える。

東北開発審議会	東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

（国土総合開発法の一部改正）

3　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

2　東北開発促進計画と総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が国土総合開発審議会の意見を聞いて行うものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、第十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十二年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

（総理府設置法の一部改正）

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

2　東北開発促進計画と総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が国土総合開発審議会の意見を聞いて行うものとする。

（経済企画庁設置法の一部改正）

3　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　東北地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第十九号中「前四号」を「前五号」に改める。

第四条第二十号トの次に次のように加える。

チ　東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）第九条第五号の次に次の一号を加える。

六　東北地方の開発の促進に関すること。

（内閣総理・大蔵・農林・通商産業・運輸・建設大臣署名）

法律第百十一号（昭三二・五・一七）

◎蚕糸業法の一部を改正する法律

蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　農林省ニ蚕糸業振興審議会（以下審議会ト称ス）ヲ置ク

審議会ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ属セシメラレタル事項ヲ行フノ外農林大臣ノ諮問ニ応ジ蚕糸業ノ振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

審議会ハ蚕糸業ノ振興ニ関スル重要事項ニ付関係行政庁ニ建議スルコトヲ得

審議会ハ委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ蚕糸業ニ関シ学識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ任命ス

委員ノ任期ハ二年トシ之ニ欠員ヲ生ジタル場合ノ補欠委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

審議会ニ会長ヲ置ク

会長ハ委員ノ中ヨリ之ヲ互選ス

会長ハ会務ヲ総理ス

前各項ニ規定スルモノノ外審議会ノ組織及運営ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中

「装蹄師試験審査会	装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く装蹄師試験に関する事務をつかさどること。」

を

「装蹄師試験審査会	装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く装蹄師試験に関する事務をつかさどること。
蚕糸業振興審議会	蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）その他の法律によりその権限に属させた事項を行うこと。」

に改める。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第百十二号（昭三二・五・二〇）

◎南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法

在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号）に規定する借入金を提供した者（その者が死亡した場合においては、その相続人）で、硫黄島島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度（昭和二十八年十二月二十四日までは、北緯二十九度）以南の南西諸島（大東諸島を含む。）に住所又は居所を有していたため同法の規定による借入金の確認の請求をすることができなかつたものは、この法律の施行後百五十日以内に、同法第五条第一項の規定の例により、外務大臣に対し、同法の規定による借入金の確認の請求をすることができる。この場合においては、同法同条第二項の規定を準用し、かつ、同法第四条第一号の規定の適用については、同号中「第五条」とあるのは、「第五条」及び南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法」とする。

附　則

この法律は、昭和三十二年七月一日から施行する。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百十三号（昭三二・五・二〇）

◎国土調査法の一部を改正する法律

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「高度化に資する」を「高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図る」に改める。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二　都道府県が行う基本調査

三　地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者（以下「土地改良区等」という。）が行う土地分類調査又は水調査で第五条第四項又は第六条第三項の規定による指定を受けたもの及び地方公共団体又は土地改良区等が行う地籍調査で第五条第四項若しくは第六条第三項の規定による指定を受けたもの又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基くもの

第二条第三項から第五項まで中「第二号」を「第三号」に改める。

第三条第三項を削る。

第五条の見出しを「（都道府県が行う国土調査の指定）」に改め、同条第二項中「基本調査以外の第二条第一項第二号の調査」を「第二条第一項第三号の調査（地籍調査で第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基くものを除く。以下第六条第二項において同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

6　主務大臣は、第四項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、公示しなければならない。

第六条の見出しを「（市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定）」に改め、同条第一項中「基本調査以外の第二条第一項第二号の調査」を「第二条第一項第三号の調査」に改め、同条に次の一項を加える。

5　都道府県知事は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、公示しなければならない。

第六条の次に次の三条を加える。

（地籍調査に関する特定計画）

第六条の二　内閣総理大臣は、国土の総合開発に関する施策を策定し、又はこれが実施の円滑化を図るため特にすみやかに地籍調査を行う必要があると認める地域について、政令で定めるところにより地籍調査に関する特定計画を定めて、遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県に通知しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の特定計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、関係都道府県と協議しなければならない。

（地籍調査に関する都道府県計画等）

第六条の三　都道府県は、前条第一項の通知を受けたときは、同項の特定計画に基き、政令で定めるところにより地籍調査に関する都道府県計画を定めて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

2　都道府県は、前項の都道府県計画に基き、関係市町村又は土地改良区等と協議し、毎年度、政令で定めるところにより、当該年度における事業計画を定めなければならない。

3　都道府県は、前項の事業計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を得なければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の承認をする場合においては、第九条の二第二項の規定により国が負担することとなる経費の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内においてしなければならない。

5　第二項の事業計画が定められた場合においては、都道府県知事は、遅滞なく、政令で定めるところにより公示するとともに、関係市町村又は土地改良区等に通知しなければならない。

（事業計画の実施等）

第六条の四　都道府県、市町村又は土地改良区等は、前条第五項の規定により公示された事業計画に基く地籍調査を行うものとする。

2　前項の場合において、都道府県、市町村又は土地改良区等は、あらかじめ、その実施に関する計画及び第三条第二項の作業規程の準則に基く作業規程を作成して、都道府県にあつては内閣総理大臣に、市町村又は土地改良区等にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3　前項の規定により国が負担する経費は、第六条の三第三項の承認に係る金額を限度とするものとする。

第十二条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第六条の二第一項の規定による特定計画の設定

第十五条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第六条の三第一項の規定による都道府県計画の設定

第二十条の次に次の一条を加える。

（職権登記）

第二十条の二　前条第二項の規定により土地台帳の記載を改めた場合において、登記簿における当該土地

又はその所有権の登記名義人の表示が土地台帳と符合しないときは、登記所は、遅滞なく、土地台帳に基いて、当該土地の表示又は所有権の登記名義人の表示の変更の登記をしなければならない。

2　前項の登記の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（調査等に対する勧告）

第二十三条の二　内閣総理大臣は、国の機関その他これに準ずる者で政令で定めるものがその所有又は管理する土地について地籍調査に類する調査又は測量を行う場合において、その正確さを確保し、又は重複を除くため必要があると認めるときは、その調査又は測量につき勧告することができる。

第三十二条中「第五条第四項及び第六条第三項の指定を受けて」を「第五条第四項若しくは第六条第三項の規定により指定を受け、又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基いて」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（代位登記）

第三十二条の二　地方公共団体又は土地改良区等は、前条の規定により土地の合筆があつたものとして調査を行う場合において必要があるときは、当該土地の所有権の登記名義人又はその相続人に代り土地の表示若しくは所有権の登記名義人の表示の変更又は相続による所有権の保存若しくは移転の登記を申請することができる。

2　前項の登記の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条第一項を次のように改める。

この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前において改正前の国土調査法第二十条第二項の規定により土地台帳の記載を改めた場合における改正後の同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

3　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一ノ二　国土調査法第三十二条の二第一項ノ規定ニ依ル土地ニ関スル登記

（内閣総理・法務・大蔵大臣署名）

法律第百十四号（昭三二・五・二〇）

◎建築士法の一部を改正する法律（参法）

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　業務（第十八条―第二十二条）」を「第四章　業務（第十八条―第二十二条）　第四章の二　建築士会及び建築士会連合会（第二十二条の二―）」に改める。

第三条の二第一項第二号中「百五十平方メートル」を「百平方メートル」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　建築士会及び建築士会連合会

（建築士会及び建築士会連合会）

第二十二条の二　建築士は、都道府県の区域ごとに、建築士会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2　建築士会は、全国を単位として、建築士会を会員とする建築士会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

3　建築士会及び建築士会連合会は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

附則第九項中「第三十六条第二号」を「第三十六条第四号」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二第一項第二号の改正規定は、昭和三十三年一月一日から施行する。

2　政令で定める日において次の各号の一に該当する者で、都道府県知事の選考を受けて二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められたものは、建築士法第四条第二項の試験を受けないで、二級建築士の免許を受けることができる。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

二　学校教育法による短期大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者

三　学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して五年以上の実務の経験を有する者

四　前各号に掲げる学校と同等以上又はこれに準ずる学校において建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関してそれぞれ前各号に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

五　建築に関して十年以上の実務の経験を有する者

3　前項の規定により都道府県知事の選考を受けようとする者は、建設大臣の定める業務経歴書を添えて、政令で定める日までに都道府県知事に申請しなければならない。

4　第二項の選考を受けようとする者は、政令で定めるところにより、選考手数料を都道府県に納入しなければならない。

5　第二項の選考の事務は、建築士法附則第六項の二

級建築士選考委員がつかさどる。

6　二級建築士選考委員は、第二項の選考を行うにあたつて必要と認める場合においては、考査を行うことができる。

7　第二項の選考又は前項の考査の基準は、建設大臣が告示する。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第百十五号（昭三二・五・二〇）

◎国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、庁舎等の使用調整及び特定の庁舎等の整備を計画的に実施して適正かつ効率的な使用を図り、公務の能率の向上と公衆の利便の増進に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この法律において「行政財産」、「所管換」、「各省各庁の長」、「所属替」又は「各省各庁」とは、それぞれ国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項、第四条第二項若しくは第三項又は第三十二条第一項に規定する行政財産、所管換、各省各庁の長、所属替又は各省各庁をいう。

2　この法律において「庁舎等」とは、行政財産のうち国の事務若しくは事業又は企業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びこれに附帯する工作物その他の施設（以下「附帯施設」という。）並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）をいう。

3　この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

4　この法律において「特定庁舎等」とは、庁舎等のうち特別会計に属するもの以外のもの（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定したものにあつては、政令で定める機関に係るものに限る。）をいう。

（庁舎等使用現況及び見込報告書）

第三条　各省各庁の長は、その所管に属する庁舎等について、政令で定めるところにより、毎会計年度末現在における使用の現況及び見込に関する報告書（以下「庁舎等使用現況及び見込報告書」という。）を作成し、翌年度五月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2　各省各庁の長は、庁舎等使用現況及び見込報告書の内容を変更する必要があると認めるときは、そのつど、その変更に係る事項を記載した書面を大蔵大臣に送付しなければならない。

（庁舎等使用調整計画）

第四条　大蔵大臣は、前条の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該報告書に基き、庁舎等の使用調整に関する計画（以下「庁舎等使用調整計画」という。）を定め、遅滞なく、これを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

2　大蔵大臣は、庁舎等使用現況及び見込報告書の内容の変更その他の事情により庁舎等使用調整計画を変更する必要があると認めるときは、そのつど、当該計画を変更して、その変更に係る計画を関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

3　大蔵大臣は、前二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、庁舎等調整審議会にはかり、その意見をきかなければならない。

4　大蔵大臣は、前三項の規定により定め、又は変更した庁舎等使用調整計画に基いて庁舎等の使用調整を行うため、関係の各省各庁の長に対し、庁舎等の所管換、所属替、用途の変更その他必要な措置を求めることができる。この場合において、使用調整を行うことにより不用となるべき庁舎等があるときは、大蔵大臣は、当該庁舎等の用途を廃止すべきことを、あわせて求めることができる。

（特定庁舎等特殊整備計画等）

第五条　大蔵大臣は、特定庁舎等について、前条に規定する使用調整を行うほか、さらにその使用の効率化及び配置の適正化を図るため、政令で定めるところにより、次に掲げる計画をとりまとめた特定庁舎等特殊整備計画の案を定め、閣議の決定を求めるものとする。

一　特定庁舎等とする目的で政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる特定庁舎等を処分する計画

二　特定庁舎等で、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）その他の住宅又はその敷地の用に供することが適当であると認められる場所に存するものを、主としてこれらの用に供するために処分し、これに伴つて必要となる特定庁舎等とする目的で建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得する計画

2　大蔵大臣は、前項の規定により決定された特定庁舎等特殊整備計画が実情に沿わないことが明らかになつた場合その他特別の事情がある場合には、当該計画を、閣議の決定を経て変更することができる。

3　前条第三項の規定は、前二項の規定により大蔵大臣が特定庁舎等特殊整備計画につき閣議の決定を求めようとする場合について準用する。

4　大蔵大臣は、特定庁舎等特殊整備計画の案を定めたときは、遅滞なく、これを建設大臣に通知しなければならない。

5　建設大臣は、特定庁舎等特殊整備計画の案の通知を受けたときは、当該計画により建築し、又は建設すべき建物又はその附帯施設につき、その位置、規模及び構造その他政令で定める事項に関する計画の案を定め、前項の特定庁舎等特殊整備計画の案にあわせて閣議の決定を求めるものとする。

6　前二項の規定は、第二項の規定により大蔵大臣が特定庁舎等特殊整備計画を変更する場合について準用する。

（特定庁舎等の処分による収入の使途）

第六条　特定庁舎等特殊整備計画の実施により処分された特定庁舎等に係る収入は、当該計画により取得

すべき特定庁舎等の取得に要する経費の財源に充てなければならない。

（庁舎等調整審議会）

第七条 大蔵大臣の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、大蔵省に庁舎等調整審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員三十人以内で組織する。

3 委員は、各省各庁の職員及び学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。ただし、各省各庁の職員は、会長となることができない。

5 委員は、非常勤とする。

6 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和三十一年度分の庁舎等使用現況及び見込報告書から適用する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中旧軍港市国有財産処理審議会の項の次に次のように加える。

庁舎等調整審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）の施行に関する重要事項を調査審議すること。

3 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十七号を次のように改める。

二十七 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）の施行に関する事務（同法第五条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）を行うこと。

第四条第七項中「関するもの」の下に「並びに同条第二十七号に規定する事務」を加える。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百十六号（昭三二・五・二〇）

◎国有財産特殊整理資金特別会計法

（設置）

第一条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号。以下「法」という。）第五条の規定による特定庁舎等特殊整備計画の実施に伴い、これにより処分すべき特定庁舎等（法第二条第四項に規定する特定庁舎等をいう。以下同じ。）の処分による収入金を、これにより取得すべき特定庁舎等の取得に要する経費に充てるために、国有財産特殊整理資金（以下「資金」という。）を置き、資金に関する経理を一般会計と区分して行うため、特別会計を設置する。

（管理）

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（資金）

第三条 資金は、特定庁舎等特殊整備計画の実施により処分すべき特定庁舎等の処分による収入金及び資金運用部預託金の利子をもつて充てる。

（資金の使用）

第四条 資金は、特定庁舎等特殊整備計画の実施により取得すべき特定庁舎等の取得に要する経費のうち、次に掲げるものに使用するものとする。

一 建物の建築若しくは模様替又はその附帯施設（法第二条第二項に規定する附帯施設をいう。以下この項において同じ。）の建設の工事代価

二 建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下次号において同じ。）の購入代価

三 建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地の買収に係る移転料その他の補償費

2 資金を使用しようとするときは、予算の定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れ、一般会計の歳出として経理するものとする。

（歳入及び歳出）

第五条 この会計においては、資金の受入をもつてその歳入とし、資金の払出をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予定計算書の作成）

第六条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書

二 前年度及び当該年度の資金受払額及び年度末現在額見込表

（余裕金の預託）

第九条 資金に余裕があるときは、当該余裕金を資金運用部に預託することができる。

（資金残額の繰越）

第十条 毎会計年度内に使用されなかつた資金の残額は、翌年度に繰り越し、歳入歳出の決算上の剰余として同年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作成）

第十一条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 当該年度の資金受払額及び年度末現在額表

（支出残額の繰越）

第十三条 この会計の毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十四条 この法律の実施のための手続その他その執

行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和三十二年度分の予算については、第八条第二項第二号に掲げる書類の添附は、要しないものとする。

3　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五十七号を第五十八号とし、第三十一号から第五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　国有財産特殊整理資金の管理に関すること。

第十一条中第八号以下を一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　国有財産特殊整理資金の管理に関すること。

第十五条第二項中「第五十二号及び第五十三号」を「第五十三号及び第五十四号」に改める。

第十六条第二項中「第五十四号から第五十六号」を「第五十五号から第五十七号」に改める。

第二十九条中「第四十号」を「第四十一号」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百十七号（昭三二・五・二〇）

◎国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（衆法）

国立又は公立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下同じ。）の事務職員（文部事務官である者又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定を準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際、現に結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされている国立又は公立の学校の事務職員に対しては、この法律の施行の日において休職を命ぜられたものとみなして、この法律の規定を適用すること。の場合においては当該休職の期間には、従前の休職期間を通算するものとする。

（内閣総理・文部大臣署名）

法律第百十八号（昭三二・五・二〇）

◎盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（参法）

（目的）

第一条　この法律は、盲学校、聾学校及び養護学校における教育の特殊性にかんがみ、これらの学校の幼稚部及び高等部において学ぶ幼児及び生徒の心身の健全な発達に資し、あわせて国民の食生活の改善に寄与するため、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、かつ、その普及充実を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「学校給食」とは、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部において、その幼児又は生徒に対して実施される給食をいう。

（設置者の任務）

第三条　盲学校、聾学校又は養護学校の設置者は、当該学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）

第四条　国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。

（経費の負担）

第五条　学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、盲学校、聾学校又は養護学校の設置者の負担とする。

2　前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける幼児又は生徒の保護者等（幼児又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者、成年に達した生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者をいう。）の負担とする。

（小麦等の売渡）

第六条　国が、食糧管理特別会計の負担において買い入れた小麦又はこれを原料として製造した小麦粉を、農林大臣が文部大臣と協議して定める売渡計画に従い、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の定めるところにより、学校給食用として売り渡す場合における売渡の予定価格は、食生活の改善のため必要があるときは、同法第四条ノ三第二項の規定にかかわらず、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十条の規定により農林大臣が定める価格によるものとする。

（小麦等の用途外使用の禁止）

第七条　前条に規定する小麦又は小麦粉を学校給食用として買い受けた者、その者から当該小麦又は小麦粉を学校給食用として買い受けた者及びこれらの者のために当該小麦又は小麦粉を保管する者は、当該小麦又は小麦粉を学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。

（報告の徴取）

第八条　文部大臣又は農林大臣は、第六条に規定する売渡計画の立案又は実施のため必要があるときは、公立又は私立の盲学校、聾学校又は養護学校の設置者に対し、学校給食に関し必要な事項の報告を求めることができる。

（政令への委任）

第九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定め

る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「又ハ夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条又ハ盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条」に改める。

3　関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「若しくは盲学校」を「、盲学校」に改め、「小学部若しくは中学部の」を削り、「児童若しくは生徒」を「幼児、児童若しくは生徒」に改める。

4　日本学校給食会法（昭和三十年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第二条に規定する夜間学校給食」を、「、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第二条に規定する学校給食」に改める。

（大蔵・文部・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百十九号（昭三二・五・二〇）

◎農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「農業共済組合の行う共済事業」を「農業共済組合又は市町村（特別区のある地にあつては、特別区。以下同じ。）の行う共済事業」に改める。

第五条第一項中「（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。以下本条において同じ。）又は特別区」を削り、「同項ただし書中「又は特別区」を削る。

第十二条第一項中「農業共済組合の組合員」の下に「又は第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者（以下組合員等と総称する。）」を加え、同項中第一号を次のように改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

一　当該都道府県の当該共済目的に係る第百七条第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率の

二分の一

第十三条第一項中「農業共済組合の組合員が当該組合に」を「組合員等が農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村（以下組合等と総称する。）に」に、「当該組合にこれを」を「当該組合等にこれを」に改め、同条第二項中「農業共済組合に」を「組合等に」に、「組合に交付する」を「組合等に交付する」に、「当該組合」を「当該組合等」に改める。

第十三条の二中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に、「定款」を「定款等」に改める。

第十四条中「農業共済団体」を「組合等及び農業共済組合連合会」に改める。

第十五条第一項中「該当する者」の下に「で当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「当該農業共済組合の区域内に住所を有し、」を削り、同条第二項中「区域内に住所を有する農業共済組合」を「区域の一部をその区域とする組合等」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条　農業共済組合が成立したときは、前条第一項第一号に該当して同項の規定により組合員たる資格を有する者（以下第一号資格者という。）は、その時に、すべて、その農業共済組合の組合員となる。但し、その営む同号の業務の規模が省令で定める基準に達していない者については、この限りでない。

組合員でない者が農業共済組合が成立した後に当然加入資格者（第一号資格者で前項但書に規定するもの以外のものをいう。以下同じ。）となるに至つたときは、その者についても、また同項本文と同様とする。

農業共済組合連合会が成立したときは、当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする組合等は、その時に、すべて、当該農業共済組合連合会の組合員となる。農業共済組合連合会が成立した後に、当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする農業共済組合が成立したとき、及び当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする市町村が第八十五条の三第一項の規定により共済事業を行うことなつたときは、当該組合等についても、また同様とする。

農業共済組合は、左に掲げる者で当該農業共済組合の組合員になろうとするものから加入の申込を受けたときは、正当な理由がなければ、その加入を拒んではならない。

一　第一号資格者で第一項但書に規定するもの

二　組合員たる資格を有する者で第一号資格者以外のもの

第十九条第一項第二号中「解散」の下に「（第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の廃止）」を加え、同条第二項中「第十五条第一項第一号に該当しないもの」を「第十六条第四項各号の一に該当するもの」に改める。

第二十条中「十五人以上の第十五条第一項各号に掲げる者」を「第十五条第一項に規定する者で農業共済組合を設立しようとするもの十五人以上」に、「二以上の農業共済組合」を「農業共済組合連合会を設立しようとする二以上の組合等」に改める。

第二十一条第一項中「発起人は」を「農業共済組合を設立する場合には、発起人は」に、「組合の区域」を「農業共済組合の区域」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

農業共済組合連合会を設立する場合には、発起人は、一定の期間前までに設立準備会の日時及び場所を公告して、設立準備会を開かなければならない。

第二十二条第一項中「その者が農業共済組合であるときは、その組合員」を「その者が組合等であるときは、その組合員等」に改め、同条第三項中「前条第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者」を「組合員たる資格を有する者（農業共済組合を設立する場合にあつては、前条第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者）」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「組合の設立」を「その設立」に、「第十五条第一項第一号の規定による組合員たる資格を有する者」を「当然加入資格者」に改める。

第三十条第一項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　共済金額又は保険金額に関する規定

第三十条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　損害評価会に関する規定

第三十一条第九項中「農業共済組合であるときは、その組合員」を「組合等であるときは、その組合員等」に改める。

第三十二条の二第一項及び第二項中「組合」を「農業共済団体」に改める。

第三十八条第一項中「住所」の下に「（市町村にあつては、その事務所の所在地）」を加える。

第四十六条第一項第四号中「第八十条第二項」を「第百四十二条の六第三項」に改め、同条第四項中「第二十五条及び」を削る。

第五十一条第一項中「各組合」を「各農業共済組合」に改め、同条第二項中「組合の組合員」を「農業共済組合の組合員」に改める。

第五十二条中「組合又は合併に因つて設立する組合」を「農業共済組合又は合併に因つて設立する農業共済組合」に改める。

第五十三条中「組合」を「農業共済組合」に、「当該組合」を「当該農業共済組合」に改める。

第六十四条中「組合について」を「農業共済組合について」に改める。

第六節　監督」を削り、第七十八条までを次のように改める。

第七十八条から第八十二条まで　削除

第三章　農業共済組合の共済事業」を「第三章　農業共済組合等の共済事業」に改める。

第八十五条の次に次の九条を加える。

第八十五条の二　農業共済組合（一の市町村の区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合で、第八十五条第一項の規定により現に共済事業を行つているものが二以上存するときは、そのすべての農業共済組合から前条第一項の申出があつた場合）において、その申出に基き共済事業を行うことを必要且つ適当と認めるときは、都道府県知事の認可を受け、当該申出に係る農業共済組合の区域に相当する区域において、本章の規定により共済事業を行うことができる。

市町村は、前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例及び共済事業の実施計

画（第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び新たに共済事業の実施区域となる地域に係る共済事業の実施計画）を定め、これを申請書に添え、都道府県知事に提出しなければならない。

前項の共済事業の実施に関する条例には、第三十条第一項第五号の二乃至第七号及び第八号の二乃至第十号に掲げる事項、共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規定しなければならない。

都道府県知事は、第二項の規定による申請書の提出を受けたときは、これを受理した日から二箇月以内に、省令の定めるところにより、当該市町村に対し書面で認可又は不認可の通知を発するとともに、その旨を、当該申請の原因となつた前条第一項の申出をした農業共済組合に対し書面で通知し、且つ、認可処分に係る場合にあつては共済事業の実施区域を明らかにして公示しなければならない。第二項の規定による申請書の提出があつた場合には、第二十五条及び第二十六条第二項乃至第五項の規定を準用する。この場合において、第二十五条中「定款」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例」と読み替えるものとする。

前項において準用する第二十六条第二項の場合には、都道府県知事は、同条第二項の場合にあつては、同項の期間満了後、同条第五項の場合にあつては同項の判決の確定後、遅滞なく、省令の定めるところにより、その旨を、共済事業の実施区域を明らかにして公示しなければならない。

第八十五条の四　前条第四項の公示（同条第六項の公示を含む。以下本条において同じ。）があつた日以後においては、当該公示に係る農業共済組合が行う共済事業は、第八十三条及び第八十五条の規定にかかわらず、左に掲げるものに限るものとする。

一　その共済責任期間が当該公示前に始まり当該公示の際まだ満了していない共済目的についての作物共済又は蚕繭共済

二　当該公示以前にその共済責任期間が満了した共済目的についての農作物共済又は蚕繭共済

三　当該公示以前に共済事故が発生した家畜共済に係る共済目的についてその共済事故の発生の際存した家畜共済関係に係る家畜共済

四　任意共済を行う農業共済組合にあつては、当該公示以前に共済事故が発生した任意共済に係る共済目的についてその共済事故の発生の際存した任意共済関係に係る任意共済

五　前各号に掲げるものの外、当該公示の際現に行つている共済事業の残務

前条第四項の公示があつたときは、その公示の際現に当該公示に係る農業共済組合とその組合員との間に存する家畜共済関係及び任意共済関係は、消滅する。

前項の規定により家畜共済関係及び任意共済関係が消滅したときは、当該農業共済組合は、これらの共済関係についてのまだ経過しない期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。この場合には、農業共済組合連合会又は政府は、これらの共済関係に係る保険関係に係る再保険関係についてのまだ経過しない期間に対する保険料又は再保険料をそれぞれ当該農業共済組合又は当該農業共済組合連合会に払いもどさなければならない。

前項後段の規定により政府が払いもどすべき家畜共済に係る再保険料は、農業共済組合連合会が払い込むべき家畜共済に係る再保険料で省令で定めるも

のと相殺することができる。

第一項の農業共済組合は、同項の規定により行う同項第一号の農作物共済又は蚕繭共済に係る共済目的のすべてについて共済責任期間が満了した日として都道府県知事が認定する日（前条第四項の公示の際共済責任期間の満了していない農作物共済又は蚕繭共済に係る共済目的の存しない農業共済組合にあつては、当該公示の日）から起算して二箇月を経過した時に解散する。

第八十五条の五　前三条に規定するものの外、第八十五条の二第一項の申出、その申出に係る市町村の共済事業の開始及びその申出に係る農業共済組合の共済事業の結了に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十五条の六　第八十五条の三第一項の認可を受けた市町村（以下共済事業を行う市町村という。）は、当該市町村の区域内の地域で農業共済組合の区域に属しないものがある場合において、当該地域を共済事業の実施区域に含めることを必要且つ適当と認めるときは、都道府県知事の認可を受け、当該地域においても、本章の規定により共済事業を行うことができる。

市町村は、前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び当該地域に係る共済事業の実施計画を定め、これを申請書に添え、都道府県知事に提出しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、これを受理した日から二箇月以内に、省令の定めるところにより、当該市町村に対し書面で認可又は不認可の通知を発するとともに、認可処分に係る場合にあつては、その旨を、新たに共済事業の実施区域となる地域を明らかにして公示しなければならない。

第二項の規定による申請書の提出があつた場合には、第八十五条の三第五項及び第六項の規定を準用する。

第八十五条の七　共済事業を行う市町村については、第八十三条、第八十四条第一項及び第二項並びに第八十五条第一項の規定を準用する。この場合において、第八十三条第一項中「左の通りとする。」とあるのは、「第一号乃至第三号に掲げるものとする。」と読み替えるものとする。

第八十五条の八　共済事業を行う市町村について準用する第八十三条及び第八十五条第一項の規定にかかわらず、その共済事業の実施区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合が第八十五条の四第一項の規定により行う同項第一号の共済事業の共済目的に係る農作物共済及び蚕繭共済を行うことができない。

第八十五条の九　共済事業を行う市町村は、当該共済事業を廃止しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

市町村は、前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例の廃止に関する条例を定め、これを申請書に添え、都道府県知事に提出しなければならない。

前項の規定による申請書の提出があつた場合には、第二十六条の規定を準用する。

市町村が共済事業を廃止した場合には、第四十七条の規定を準用する。

第八十五条の十　共済事業を行う市町村は、共済事業の実施に関する条例の変更（共済事業の実施区域の拡張に係る変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

前項の場合には、第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。この場合において、第二十五条中

「定款」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例」と読み替えるものとする。

第八十六条中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に改め、「定款」の下に「又は共済事業の実施に関する条例（以下定款等と総称する。）」を加え、「組合に」を「組合等」に改める。

第八十七条第一項中「農業共済組合」を「組合等」に、「定款」を「定款等」に、「組合員」を「組合員等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二　農業共済組合は、農作物共済若しくは蚕繭共済に係る第八十六条の共済掛金又は前条第一項若しくは第三項の規定による賦課金（第七項において共済掛金等という。）を滞納する者がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促しなければならない。

農業共済組合は、前項の規定による督促をした場合において、その督促を受けた者が督促状で指定する期限までにこれを完納しないときは、市町村に対し、その徴収を請求することができる。

市町村は、前項の規定による請求があつた場合には、地方税の滞納処分の例によりこれを処分する。この場合には、農業共済組合は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

市町村が第二項の規定による請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、農業共済組合は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。

前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、市町村その他これに準ずるものの徴収金に次ぐものとする。

第一項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

共済事業を行う市町村が徴収する共済掛金等については、本法に特別の定があるものを除き、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百二十五条の規定の適用があるものとする。

第八十八条第一項中「前条」を「第八十七条第一項若しくは第三項」に改め、同条第二項を削る。

第九十条中「農業共済組合の組合員は、組合に」を「組合員等は、組合等に」に、「第八十七条」を「第八十七条第一項又は第三項」に、「農業共済組合に」を「当該組合等に」に改める。

第九十一条中「農業共済組合が組合員に」を「組合等が組合員等に」に、「その組合」を「当該組合等」に改める。

第九十二条中「農業共済組合」を「組合等」に改める。

第九十三条第一項ただし書及び第四項中「譲渡人の所属する農業共済組合の組合員」を「譲渡人と同一の組合等の組合員等」に改め、同条第二項及び第三項中「農業共済組合」を「組合等」に改める。

第九十四条第一項中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に改め、同条第二項中「農業共済組合」を「組合等」に、「組合員」を「組合員等」に改める。

第九十五条中「農業共済組合」を「組合等」に、「組合員」を「組合員等」に、「組合の」を「当該組合等の」に改める。

第九十六条中「農業共済組合」を「組合等」に、「定款」を「定款等」に改める。

第九十七条中「農業共済組合」を「組合等」に改める。

第九十八条中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に、「組合に」を「組合等に」に改め、同条第二項中「定款」を「定款等」に改め、同条の次に次の二

条を加える。

第九十八条の二　組合等が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、主務大臣が定める準則に従つてこれをしなければならない。

第九十八条の三　組合等は、その支払うべき共済金に係る損害の額を認定するに当つては、定款等の定めるところにより、あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聞かなければならない。

第九十九条第一項中「農業共済組合」を「組合等」に、「組合員」を「組合員等」に改め、同項第三号中「前条」を「第九十八条」に改め、同条第二項中「農業共済組合は、その組合員が」を「組合等は、その組合員等が」に、「当該組合員」を「当該組合員等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十九条の二　農業共済組合は、その会計を省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

共済事業を行う市町村は、当該共済事業の経理については、政令の定めるところにより特別会計を設けてこれを行い、その経費は、当該共済事業による収入をもつて充てなければならない。

共済事業を行う市町村は、特別の事由により必要があるときは、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計からの繰入れによる収入をもつて当該共済事業の経費に充てることができる。

前項の規定による繰入金に相当する金額は、翌年度以降において、予算の定めるところにより、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰りもどさなければならない。但し、一般会計又は他の特別会計において支出すべきものを当該共済事業の特別会計において支出したことによる繰入金その他特別の事由による繰入金については、議会の議決を経て、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰りもどさないことができる。

第百条中「農業共済組合」を「組合等」に改め、「毎事業年度」の下に「（共済事業を行う市町村にあつては、毎会計年度。次条において同じ。）」を加える。

第百一条中「農業共済組合」を「組合等」に改める。

第百二条中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に、「組合から」を「組合等から」に、「組合は、組合員に対して」を「当該組合等は、当該組合員等に対して」に改める。

第百三条中「農業共済組合」を「組合等」に改める。

第百四条中「第十五条第一項第一号」を「第十六条第一項の規定により農業共済組合の組合員となつたとき」を「第一号資格者が農業共済組合の組合員となつたとき」に、「その者」を「その時に、その者」に改め、同条に次のただし書を加える。

但し、第十六条第一項但書に規定する者で第十五条第一項第二号又は第三号にも該当するもののうち当該農業共済組合に加入の申込をする際当該農業共済組合との間に農作物及び蚕繭共済の共済関係を成立させない旨の申出をしたものについては、この限りでない。

第百四条に次の三項を加える。

農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存しないものが、当然加入資格者となるに至つたときも、また前項本文と同様とする。

第八十五条の三第四項若しくは第六項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつたときは、命令で定める場合を除いて、その時に、当該公示に係る共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者（命令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。以下農作物共済等資格者という。）と当該公示に係る市町村

との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立するものとする。但し、その営む同号の業務の規模が命令で定める基準に達していない者については、この限りでない。

第八十五条の三第四項若しくは第六項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつた後に、当該公示に係る市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存しない者が農作物共済等資格者（前項但書に規定する者を除く。）となるに至つたときも、また同項本文と同様とする。

第百四条の次に次の四条を加える。

第百四条の二　農業共済組合の組合員である第十六条第一項但書に規定する者で当該農業共済組合との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存しないものは、当該農業共済組合に対し、農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の成立の申出をすることができる。

共済事業を行う市町村の農作物共済等資格者たる前条第三項但書に規定する者で当該市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存しないものは、当該市町村に対し、農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の成立の申出をすることができる。

第一項又は前項の申出があつたときは、組合等がその申出を受理した日から起算して二十日を経過した時に、当該組合等と当該申出をした者との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立するものとする。但し、組合等が、その申出を受理した日から起算して二十日以内に、正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

農作物共済等資格者でなければ、共済事業を行う市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係を成立させることができない。

第百四条の三　第百四条又は前条第三項の場合において、これらの規定により組合等との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立する者の営む第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる耕作又は養蚕に係る共済目的がその共済関係の成立の際現に第百十条第一項の規定により定められている期間の始期を過ぎているものであるときは、当該共済目的については、その者と当該組合等との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、存しないものとする。

第百四条の四　共済事業を行う市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存する者が当該市町村の農作物共済等資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

組合等との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存する者で第十六条第一項但書（共済事業を行う市町村との間に当該共済関係の存する者については、第百四条第三項但書）に規定するものは、当該組合等に対し、当該共済関係の消滅の申出をすることができる。

前項の申出があつたときは、組合等がその申出を受理した時に、当該申出に係る共済関係は、消滅するものとする。

第百四条の五　組合等との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存する者は、左に掲げる共済目的の区分ごとに、そのいずれかの区分の共済目的についてのその者の営む第十五条第一項第一号の業務の規模が省令で定める基準に達しないときは、省令の定めるところにより、組合等に対し、その達しない年ごとに、当該区分の共済目的について農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の停止の申出をすることができる。

一　水稲及び陸稲

二　麦

三　春蚕繭
四　夏秋蚕繭
五　第八十四条第一項第一号の政令で指定する食糧農作物（陸稲を除く。）

前項の申出があつたときは、当該申出に係る共済目的については、当該組合等と当該申出をした者との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、存しないものとする。

第百五条第一項中「農業共済組合の組合員は、定款に特別の定のある場合」を「組合員等は、命令の定めるところにより定款等で特別の定をした場合」に、「当該組合」を「組合等」に改め、同条第二項中「定款」を「定款等」に改め、同条第三項中「組合員は定款の定めるところにより」を「組合員等は、定款等の定めるところにより」に、「組合に」を「組合等に」に改める。

第百六条中「農作物共済及び」を削り、「収穫量別」を「収穫量別」に、「その収穫物」を「繭」に、「定款」を「定款等」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

農作物共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び共済目的である農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当り共済金額に、当該耕地に係る平年における当該共済目的の収穫量の百分の七十に相当する数を乗じて得た金額とする。

前項の単位当り共済金額は、共済目的の種類ごとに、当該共済目的に係る収穫物の単位当り価格の百分の七十に相当する額を標準として主務大臣が定める最高額と最低額の範囲内において省令の定めるところにより組合等が定款等で定める金額とする。

第百七条第一項を次のように改める。

農作物共済及び蚕繭共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域（農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。）又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

第百七条第三項中「市町村及び特別区並びに」を「第一項の区域又は地域及び」に改める。

第百八条及び第百九条を次のように改める。

第百八条　削除

第百九条　組合等は、農作物共済にあつては共済事業による共済目的の減収量が当該耕地の平年における収穫量の百分の三十をこえた場合、蚕繭共済にあつては共済事故による共済目的の減収量が平年における当該組合員等の単位当り収繭量の百分の三十をこえた場合に、左の金額に相当する金額の共済金を当該組合員等に支払うものとする。

一　農作物共済にあつては、当該耕地に係る第百六条第一項の単位当り共済金額に、当該耕地の平年における収穫量の百分の七十からその年における当該耕地の収穫量を差し引いて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

二　蚕繭共済にあつては、第百六条第三項の共済金額に、被害の程度に応じて省令で定める率を乗じて得た金額

第百十一条　組合等との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の存する者で、出生後第五月の月の末日を経過した牛（十二歳以下のものに限る。）及び明け二歳以上明け十六歳以下の馬を所有し、又は管理するもの（以下本項において「義務加入者」という。）は、農業共済組合にあつてはその総会において、共済事業を行う市町村にあつてはその議会において、その旨の議決をしたときは、省令で定める場合を除き、当該家畜を当該組合等の死廃病傷共済に付さなければならない。その議決後に当該議決に係る組合等につき義務加入者となるに至つた者についても、また同様とする。

前項の総会の議決については、第四十三条第二項の規定を準用する。

第百十一条の二中「農業共済組合は、組合員から」を「組合等は、農業共済組合にあつては組合員から、共済事業を行う市町村にあつては家畜共済資格者から」に改め、同条を第百十一条の三とし、第百十一条の次に次の一条を加える。

第百十一条の二　共済事業を行う市町村との間に家畜共済の共済関係を成立させることができる者は、第十五条第一項第二号に掲げる者で当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有するもの（以下家畜共済資格者という。）とする。

共済事業を行う市町村との間に家畜共済の共済関係の存する者が家畜共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

第百十二条第一項中「農業共済組合」を「組合等」に、「定款」を「定款等」に、「組合が組合員から」を「組合等が組合員等から」に改め、同条第二項ただし書中「定款」を「定款等」に改める。

第百十三条第一項中「家畜は」の下に「、省令で定める場合を除き」を加え、同条第二項中「死廃病傷共済関係は」の下に「、省令で定める場合を除き」を加える。

第百十四条第一項第一号及び第二号中「定款」を「定款等」に改める。

第百十五条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項中「定款」を「定款等」に改め、同条第五項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第百十六条第一項第一号及び同条第二項中「定款」を「定款等」に改め、同条第一項第二号中「組合員」を「組合員等」に改める。

第百十七条中「農業共済組合」を「組合等」に、「組合は」を「当該組合等は」に改める。

第百十八条中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に改め、同条ただし書中「生じたときは」を「生じた場合その他省令で定める場合は」に改める。

第百十九条中「農業共済組合の組合員」を「組合員等」に、「組合の承諾」を「組合等の承諾」に改める。

第百二十条の三中「第百十一条の二」を「第百十一条の三」に改める。

第百二十一条第一項中「農業共済組合が」を「組合等が」に、「その組合員」を「その組合員等」に改め、同条第三項を削る。

第百二十二条中「農業共済組合員とその組合員」を「組合等とその組合員又は農作物共済等資格者若しくは家畜共済資格者」に、「当該農業共済組合との間」を「当該組合等との間」に改める。

第百二十五条第二項中「当該農業共済組合連合会と当該農業共済組合」を「当該農業共済組合連合会とその組合員たる当該組合等」に改める。

第百二十六条第一項中「農業共済組合は」を「組合等は」に改め、同条第二項中「当該農業共済組合」を「当該組合等」に改める。

第百二十七条中「組合に」を「農業共済組合連合会に」に改める。

第百二十九条第一号中「定款」を「定款等」に改める。

第百三十条中「命令の定めるところにより、共済事業の種類ごとに会計を区分して」を「その会計を省令で定める勘定区分ごとに」に改める。

第百三十一条第一項中「当該組合」を「当該農業共

済組合連合会」に改める。

第百三十二条中「第八十八条」を「第八十七条の二第一項及び第六項、第八十八条」に、「第九十八条の三」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九十八条の三中「当該組合等の損害評価会」とあるのは、「当該農業共済組合連合会の損害評価会」と読み替えるものとする。

第百三十二条の二第一項中「所属農業共済組合」の下に「、当該農業共済組合連合会の組合員たる共済事業を行う市町村の農作物共済等資格者若しくは家畜共済資格者」を加え、同条第二項中「及び第百二十一条第三項」を削る。

第百三十四条中「当該組合」を「当該農業共済組合連合会」に改める。

第百四十条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　農業共済組合連合会が正当な理由がないのに再保険料の払込を遅滞したとき。

第百四十二条中「第八十八条」を「第八十七条の二第六項及び第八十八条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第八十七条の二第六項中「第一項の規定による督促」とあるのは、「再保険料の納入の督促」と読み替えるものとする。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　監督

第百四十二条の二　行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款等を守つているかどうかを知るために必要があるときは、組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは会計（共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務若しくは会計。以下本条、次条及び第百四十二条の五第一項において同じ。）に関し必要な報告を徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第百四十二条の三　行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

第百四十二条の四　組合員が、総組合員の二十分の一以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反する疑があることを理由として当該農業共済団体の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

第百四十二条の五　行政庁は、第百四十二条の二の規定により報告を徴し、又は同条乃至前条の規定により検査を行つた場合において、組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款等に違反すると認めるときは、当該組合等又は農業共済組合連合会に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

行政庁は、前項の規定による外、この法律の規定による共済事業又は保険事業を適正且つ効率的に行わせるため特に必要があるときは、組合等又は農業共済組合連合会に対し、当該事業につき、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

第百四十二条の六　農業共済団体が前条の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団体に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。

農業共済団体が前項の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該命令に係る役員を解任することができる。

ことができる。

農業共済団体が前条の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団体の解散を命ずることができる。

第百四十二条の七　行政庁は、組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選の決定の日から一箇月以内に当該決議又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

「**第六章**　審査会」を「**第六章**　補則」に改める。

第百四十三条を第百四十三条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

第百四十三条　組合等及び農業共済組合連合会に、損害評価会を置く。

損害評価会は、定款等の定めるところにより、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、定款等の定めるところにより当該農業共済団体の理事又は共済事業を行う市町村の長が選任した委員をもつて組織する。

前三項に規定するもの外、損害評価会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第百四十五条の次に次の一条を加える。

第百四十五条の二　第二章及び第五章の二の規定中「行政庁」とあるのは、第五十三条の場合及び「法令に基いてする行政庁の処分」とある場合を除いて、組合等については都道府県知事、農業共済組合連合会については主務大臣（第百四十二条の二乃至第百四十二条の五の場合にあつては、主務大臣及び都道府県知事）とする。

第百四十六条第一項中「第七十八条」を「第七十八条の二」に、「第七十九条」を「同条の三若しくは第百四十二条の四」に、「千円以下」を「三万円以下」に改める。

第百四十七条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　第九十九条の二第一項又は第百三十条の規定に違反したとき。

第百四十七条第十三号を次のように改める。

十三　第百四十二条の五の規定による命令に従わなかつたとき。

附　則

1　この法律は、昭和三十三年一月一日から施行する。ただし、改正後の農業災害補償法第十二条第一項第一号、第九十八条の二、第九十八条の三、第百六条、第百七条及び第百九条の規定は、水稲、陸稲及び蚕繭については昭和三十三年産のものから、麦については昭和三十四年産のものから適用する。

2　この法律の施行前にした農業災害補償法第百八条第一項の請求に係る滞納処分については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした農業災害補償法第百十一条第一項の議決は、改正後の同項前段の規定によつてした農業共済組合の総会の議決とみなす。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　農作物共済に係る通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率は、当分の間、第百七条第五項の規定にかかわらず、三年ごとに一般に改訂するものとする。

6　農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「第九十条」を「第八十七条の二第一項及び第六項（共済掛金等の督促）並びに第九十条」に改める。

第四十六条第三項中「第九十条」を「第八十七条の二第一項から第六項まで（共済掛金等の督促及び滞納処分）及び第九十条」に改め、「及び第百八条（共済掛金の滞納処分）」を削る。

第四十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「組合」を「組合及び前項の市町村」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　農業災害補償法第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係並びに家畜共済の共済関係のどちらも存しない者と当該市町村との間に農作物共済及び蚕繭共済の共済関係又は家畜共済の共済関係が成立した場合（同法第八十五条の三第四項又は第六項の公示の際、同法第百四条第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立した場合を除く。）には、その者は、省令の定めるところにより、当該市町村の共済事業の実施区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合の組合員が前条第一項の規定により当該農業共済組合にきよ出すべきものと定められていた金額に相応する額の特別きよ出金を当該市町村に納付しなければならない。

第四十七条に次の一項を加える。

5　農業災害補償法第八十七条の二第七項の規定は、第二項の規定により徴収する特別きよ出金について準用する。

第四十八条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第二項中「次条第三項」を「次条第五項」に改める。

第四十九条第一項中「組合員（農業災害補償法第八十五条の三第四項又は第六項の公示の際、当該組合の区域をその共済事業の実施区域の全部又は一部とする市町村との間に同法第百四条第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立した者を除く。）が脱退したとき」を「その組合員であつた者」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「組合」を「組合及び第四十七条第二項の市町村」に、「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　組合が解散したときは、組合は、組合員（農業災害補償法第八十五条の四第五項の規定による解散の場合において、当該組合の区域をその共済事業の実施区域の全部又は一部とする市町村との間に同法第百四条第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済の共済関係が成立した者を除く。）に対し、その組合員が納付したきよ出金又は特別きよ出金に相当する金額を払いもどさなければならない。

3　第四十七条第二項の市町村は、当該市町村との間に存する共済関係の全部が消滅した者があるときは、その者に対し、その者が当該市町村の共済事業の実施区域の全部又は一部をその区域とする組合に納付したきよ出金又は当該組合若しくは当該市町村に納付した特別きよ出金に相当する金額を払いもどさなければならない。

第五十三条第一号中「第四十七条第三項」を「第四十七条第四項」に改め、同条第二号中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改める。

7　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「農業共済組合」を「農業共済組合又は農業災害補償法第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村」に改める。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十号（昭三二・五・二〇）

◎農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律

農業災害補償法臨時特例法（昭和二十七年法律第百九十四号）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　水稲について昭和三十一年産までのもの及び麦について昭和三十二年産までのものを共済目的とする農作物共済については、この法律の施行後でも、なお従前の例による。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十一号（昭三二・五・二〇）

◎農業災害補償法第百七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第五項の規定により昭和三十二年において行うべき水稲及び麦についての同条第四項の通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率の改訂は、同条第五項の規定にかかわらず、昭和三十三年において行うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十二号（昭三二・五・二〇）

◎日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「外国貿易」を「外国との貿易を主とする経済の交流」に、「輸出入金融」を「輸出入及び海外投資に関する金融」に改める。

第十条中「三人」を「五人」に改める。

第十八条から第十八条の三までを次のように改める。

（業務の範囲）

第十八条　日本輸出入銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一　設備（船舶及び車両を含む。）並びにその部分品及び附属品で本邦で生産されたもの並びに本邦で生産されたその他の製品でその輸出が本邦の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるもの（以下「設備等」という。）の本邦からの輸出を促進するため、本邦法人若しくは本邦人に対して当該輸出に必要な資金を貸し付け、又は銀行（銀行法第二条の規定による免許を受けた銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）に規定する長期信用銀行及び外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）に規定する外国為替銀行をいう。第三十九条第一項を除き、以下同じ。）に対してこれらの者のためにする当該資金に係る手形の割引をすること。

二　本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術（以下この条、第十八条の二第三項及び第二十条第二項において「技術」という。）の本邦法人又は本邦人からの提供を促進するため、当該本邦法人又は若しくは本邦人に対して当該技術の提供に必要な資金を貸し付け、又は銀行に対してこれらの者のためにする当該資金に係る手形の割引をすること。

三　本邦からの設備等の輸入又は技術の受入を促進するため、外国の政府、政府機関若しくは地方公共団体（以下「外国政府等」という。）又は外国法人に対して当該輸入又は受入に必要な資金を貸し付けること。

四　国民経済の健全な発展のために必要な原料、材料その他の物資（以下「重要物資」という。）の外国からの輸入が確実かつ適時に行われることを促進するため、本邦法人若しくは本邦人に対して当該輸入に係る前払に必要な資金を貸し付け、又は銀行に対してこれらの者のためにする当該資金に係る手形の割引をすること。

五　本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、本邦法人又は本邦人に対して海外投資に充てられるべき資金で次に掲げるものを貸し付けること。

イ　外国法人に出資し、若しくはその株式を取得し、又は外国法人に設備等を貸し付けるために必要な資金

ロ　当該本邦法人又は本邦人の出資（株式の所有を含む。）に係る外国法人に出資しようとする外国政府等又は他の外国法人若しくは外国人に対してこれに要する資金を貸し付けるために必要な資金

ハ　当該本邦法人又は本邦人が出資その他の方法により経営を実質的に支配している外国法人に対して貸し付けるために必要な資金で、当該外国法人によりその本邦外において行う事業につき設備の新設若しくは拡充のための資金又は当該設備の新設若しくは拡充に伴い必要とされる長期の資金（以下「設備資金等」という。）に充てられるもの

ニ　もつぱら海外投資を目的とする本邦法人に出資するために必要な資金で、その本邦法人によりイからハまでに掲げる資金に充てられるもの

六　本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、外国政府等に対して本邦法人又は本邦人の出資（株式の所有を含む。）に係る外国法人に出資するために必要な資金を貸し付けること。

七　本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、本邦法人（本邦法人又は本邦人が株式又は持分の全部を所有している外国法人を含む。）又は本邦人に対してその本邦外において行う事業に必要な設備資金等を貸し付けること。

八　本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため、外国政府等に対してその本邦外において行う事業に必要な設備資金等を貸し付け、若しくは当該外国政府等に当該設備の新設若しくは拡充のための資金又は当該設備資金等を貸し付ける本邦法人若しくは本邦人に対してこれを必要な資金を貸し付け、又は該当設備資金等を調達するために当該外国政府等が発行する公債を応募その他の方法により取得すること。

九　第一号、第二号、第四号、第五号、第七号又は前号の規定により資金の貸付を受けることができる本邦法人（第七号の場合にあつては、同号に規定する外国法人を含む。）又は本邦人に対して当該資金に係る債務を保証すること。

十　第五号の規定により資金の貸付を受けることができる本邦法人又は本邦人が同号の規定により当該本邦法人又は本邦人から資金の貸付を受けることとができる外国法人又は外国人の当該資金に係る債務を保証した場合において、当該本邦法人又は本邦人に対してその保証債務を保証すること。

十一　前各号の業務に附帯する業務

第十八条の二　日本輸出入銀行は、次の各号に該当するときに限り、資金の貸付、手形の割引、公債の取得又は債務の保証を行うことができる。

一　銀行が通常の条件により資金の供給を行うことが困難な場合

二　当該貸付に係る資金の償還、当該割引に係る手形の支払、当該取得に係る公債の償還又は当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合

2　前条第一号、第二号又は第四号の規定による資金の貸付は、銀行が日本輸出入銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限り、行うことができる。ただし、銀行が日本輸出入銀行とともに資金の貸付をすることが著しく困難であり、かつ、日本輸出入銀行による資金の貸付が当該各号に規定する貸付の目的を達成するため特に緊要であると認められる場合には、この限りでない。

3　前条第四号の規定による前払に係る資金の貸付若しくは手形の割引又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第九号の規定による債務の保証は、当該前払に係る資金（前払が設備等又は技術をもつて行われる場合には、当該設備等又は技術）が、その前払を受ける者によつて、当該前払に係る輸入契約に基く重要物資の本邦への輸出を行う

ために必要な資源の開発その他事業の拡充に充てられる場合又は当該前払をしなければ当該輸入契約に基く重要物資の本邦への輸出が著しく困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

4　前条第八号の規定による資金の貸付若しくは公債の取得又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第九号の規定による債務の保証は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一　外国政府等の行う事業が重要物資の資源を開発する事業であつて、その開発に係る重要物資の全部又は大部分が本邦に輸入されることが確実である場合

二　外国政府等がその行う事業に要する設備（船舶及び車両を含む。）、その部分品及び附属品並びに技術の全部又は大部分を本邦から輸入し、又は受け入れる場合

（借入金の限度額等）

第十八条の三　第三十九条第一項の規定による借入金の額は、第四条に規定する資本金及び第三十八条第一項に規定する準備金の額の合計額の二倍に相当する額をこえることとなつてはならない。

2　第十八条第一号から第八号までの規定による資金の貸付、手形の割引及び公債の取得に係る債権の現在額並びに同条第九号の規定による保証に係る債務及び第十号の規定により保証した保証債務に係る債務の現在額の合計額は、第四条に規定する資本金及び第三十八条第一項に規定する準備金の額並びに前項の規定による借入金の限度額の合計額をこえることとなつてはならない。

第十九条第一項中「第七号」を「第十号」に、「当該利率、歩合及び料率により収入する貸付金利息、手形割引料」を「日本輸出入銀行の収入する貸付金利息、手形割引料、公債の利子」に改める。

第二十条の見出しを「（貸付金の償還期限等）」に改め、同条第一項中「第一号、第三号若しくは第四号」を「第一号から第四号まで」に、「第七号」を「第九号」に、「第二号」を「第一号、第二号」に改める。

第二十条第二項中「（これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。）又は物資等」を「、技術の提供若しくは受入又は外国からの重要物資」に、「本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換を促進するため」を「第十八条第一号から第四号までに規定する資金の貸付又は手形の割引の目的を達成するため」に、「六月以内若しくは五年をこえ十年以内である場合」を「六月以内である場合若しくは当該償還期限若しくは履行期限が五年をこえる場合」に改める。

第二十条第三項中「第二号」を「第一号、第二号」に改める。

第二十条第四項中「第五号若しくは第六号の規定による資金の貸付」を「第五号から第八号までの規定による資金の貸付、公債の取得」に、「第七号」を「第九号若しくは第十号」に改め、同項中「貸付金」の下に「若しくは公債」を、「保証に係る債務」の下に「（同条第十号の規定による保証にあつては、その保証した保証債務に係る債務。以下次項において同じ。）」を加える。

第二十条第五項中「資金の貸付」の下に「、公債の取得」を、「当該貸付」の下に「、取得」を加え、同項中「外国における」を「本邦外における」に改め、同項中「貸付金」の下に「若しくは公債」を加え、同項中「十年をこえ十五年以内である場合」を「十年をこえる場合」に改める。

第二十二条中「物資等」を「公債の取得の方法、重要物資」に改める。

第二十四条中「輸出入金融」を「輸出入及び海外投資に関する金融」に改める。

第二十六条第二項中「手形割引料」の下に「、公債の利子」を加える。

第四十六条第五号を次のように改める。

五　第十八条の三第一項の規定に違反して資金の借入をし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付、手形の割引、公債の取得若しくは債務の保証をしたとき。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　設備等輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「輸出市場の開拓若しくは確保又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換」を「輸出入市場の開拓又は確保」に、「これに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の提供」を「本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術の本邦法人又は本邦人からの提供」に改める。

第三条第三項及び第九条中「十年」を「十年以上において政令で定める期間」に改める。

3　日本海外移住振興株式会社法（昭和三十年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号ただし書及び第三号ただし書を削る。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百二十三号（昭三一・五・二一〇）

◎日本道路公団法の一部を改正する法律

日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十九条の二」に改める。

第十九条第五号中「前四号」を「前五号」に、「委託により」を「委託に基き」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　高速自動車国道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、給油所その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行うこと。

第十九条に次の二項を加える。

2　公団は、前項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて次の業務を行うことができる。

一　前項第一号の道路で高架のものの新設又は改築

と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他政令で定める施設（以下「事務所等」という。）を、当該道路の新設又は改築に伴つて公団が取得した土地に建設し、及び管理すること。

二　委託に基き、前項第一号の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設すること。

3　公団は、第一項第四号及び前項の業務を行う場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

第三十条中「第十九条第一号及び第二号」を「第十九条第一項第一号及び第二号」に改める。

第六章中第三十九条の次に次の一条を加える。

（他の法令の準用）

第三十九条の二　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第四十一条第三号中「第十九条」を「第十九条第一項及び第二項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第百二十四号（昭三二・五・二〇）

◎技術士法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　試験（第四条―第十三条）
第三章　登録（第十四条―第二十三条）
第四章　技術士の義務（第二十四条―第二十六条）
第五章　技術士審議会及び技術士試験委員（第二十七条―第三十五条）
第六章　日本技術士会（第三十六条・第三十七条）
第七章　雑則（第三十八条・第三十九条）
第八章　罰則（第四十条・第四十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、技術士の資格を定め、その業務の適正を図り、もつて科学技術の向上と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「技術士」とは、第十四条の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者をいう。

（欠格条項）

第三条　次の各号の一に該当する者は、技術士となることができない。

一　禁治産者又は準禁治産者

二　禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

三　公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から二年を経過しない者

四　第三十九条の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

五　第十八条第二号又は第十九条の規定により登録の取消の処分を受け、その処分を受けた日から二年を経過しない者

六　弁理士法（大正十年法律第百号）第十七条第一項の規定により業務を禁止された者、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十二条第二号の規定により登録をまつ消された者、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により免許を取り消された者又は土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第十三条第一項第三号の規定により登録の取消の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から二年を経過しないもの

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者

二　前号に該当する者のほか、政令で定めるところにより、自然科学に関し前号の一に該当する者と同等以上の基礎的学力を有すると認められる者

（本試験）

第七条　本試験は、技術士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、総理府令で定める技術の部門（以下「技術部門」という。）ごとに行う。

2　本試験は、予備試験に合格した者又は前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して七年をこえるものに限り受けることができる。

（技術士の資格）

（予備試験）

第五条　予備試験は、技術士となるのに必要な基礎的学力を有するかどうかを判定することをその目的とし、理学、工学、農学その他総理府令で定める自然科学に属する科学の部門（以下「科学部門」という。）ごとに行う。

（予備試験の免除）

第六条　次の各号の一に該当する者に対しては、予備試験を免除する。

第八条　本試験に合格した者は、技術士となる資格を有する。

（受験手数料）

第九条　予備試験又は本試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

（合格証書）

第十条　予備試験又は本試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

（試験の執行）

第十一条　予備試験及び本試験は、毎年一回以上、科学技術庁長官が行う。

（合格の取消等）

第十二条　科学技術庁長官は、不正の手段によつて予備試験又は本試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めてその試験を受けさせないことができる。

（試験の細目）

第十三条　この章に規定するもののほか、科学部門、技術部門、試験科目、受験手続その他予備試験及び本試験に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第三章　登録

（登録）

第十四条　技術士となる資格を有する者が技術士となるには、技術士登録簿（以下「登録簿」という。）に、氏名及び住所、事務所の名称及び所在地、生年月日、合格した本試験の技術部門その他総理府令で定める事項の登録を受けなければならない。

（登録簿）

第十五条　登録簿は、科学技術庁に備える。

（登録証）

第十六条　科学技術庁長官は、技術士の登録をしたときは、申請者に技術士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

2　登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　氏名及び住所並びに事務所の名称及び所在地

三　生年月日

四　合格した本試験の技術部門

（登録証等の訂正）

第十七条　技術士は、前条第二項第二号又は第四号に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、科学技術庁長官に登録証を提出し、訂正を受けなければならない。

2　科学技術庁長官は、前項の規定により登録証の記載事項の訂正を行つたときは、第十四条の登録簿の登録事項の訂正をしなければならない。

（登録の取消等）

第十八条　科学技術庁長官は、技術士が次の各号の一に該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一　第三条各号の一に該当するに至つた場合（同条第五号に該当する場合を除く。）

二　虚偽又は不正の事実に基いて登録を受けた場合

第十九条　科学技術庁長官は、技術士が第二十四条から第二十六条までの規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めて技術士の名称の使用の停止を命ずることができる。

（登録の取消等の手続）

第二十条　科学技術庁長官は、技術士に第十八条第二号又は前条に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

2　科学技術庁長官は、第十八条第二号又は前条の規定により技術士の登録を取り消し、又はその名称の使用の停止をしようとするときは、当該技術士にあらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、聴聞しなければならない。

3　第十八条第二号又は前条の規定による登録の取消又は名称の使用の停止は、前項の規定による聴聞を行つた後、相当な証拠により第十八条第二号又は前条に該当する事実があると認めた場合において、あらかじめ技術士審議会の意見をきいてするものとする。ただし、当該技術士又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合においては、前項の規定による聴聞を行わないですることができる。

4　科学技術庁長官は、第一項の規定により事件について必要な調査をするため、当該職員をして次の各号に掲げる処分をさせることができる。

一　事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三　帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件を提出させること。

5　前項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

（登録の消除）

第二十一条　科学技術庁長官は、技術士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

（登録手数料等）

第二十二条　第十四条の規定により登録を受けようとする者、第十七条第一項の規定により登録証の訂正を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

（登録の細目）

第二十三条　この章に規定するもののほか、登録の手続、登録証の再交付及び返納、登録の消除その他技術士の登録に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第四章　技術士の義務

（信用失墜行為の禁止）

第二十四条　技術士は、技術士の信用を傷つけ、又は技術士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第二十五条　技術士は、正当の理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。技術士でなくなつた後においても、同様とする。

（名称表示の場合の義務）

第二十六条　技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門の全部又は一部を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。

第五章　技術士審議会及び技術士試験委員

（技術士審議会）

第二十七条　科学技術庁に、技術士審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第二十八条　審議会は、技術士に関する重要事項並びに技術士の登録の取消及びその名称の使用の停止に関し審議する。

第二十九条　審議会は、委員十五人以内をもつて組織する。

（会長）

第三十条　審議会の会長は、委員の互選によつて定める。

2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第三十一条　委員は、関係行政機関の職員及び技術士に関する事項について識見の高い者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（技術士試験委員）

第三十二条　科学技術庁に、技術士試験の事務をつかさどらせるため、技術士試験委員を置く。

2　技術士試験委員の定数は、政令で定める。

3　技術士試験委員は、技術士試験を行うについて必要な学識経験のある者のうちから、試験の執行ごとに、審議会のすいせんに基き、科学技術庁長官が任命する。

（委員等の勤務）

第三十三条　審議会の委員及び技術士試験委員は、非常勤とする。

（不正行為の禁止）

第三十四条　技術士試験委員その他技術士試験の事務をつかさどる者は、試験の執行について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

（議事手続等）

第三十五条　この章に定めるもののほか、審議会の議事その他その運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章　日本技術士会

（設立）

第三十六条　技術士は、全国を区域とする一の日本技術士会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

（目的）

第三十七条　日本技術士会は、技術士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第七章　雑則

（業務に対する報酬）

第三十八条　技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならない。

（名称の使用の制限）

第三十九条　技術士でない者は、技術士又はこれに類似する名称を使用してはならない。

第八章　罰則

第四十条　第二十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第四十一条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十九条の規定により技術士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止期間中に、技術士又はこれに類似する名称を使用したもの

二　第三十四条の規定に違反して、不正の採点をした者

三　第三十九条の規定に違反した者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　予備試験又は本試験は、第十一条の規定にかかわらず、昭和三十二年においては行わないことができる。

3　この法律の施行の際現に技術士又はこれに類似する名称を使用している者は、第三十九条の規定にかかわらず、昭和三十三年八月三十一日までは、なお従前の名称を使用することを妨げない。

（科学技術庁設置法の一部改正）

第二十条第一項の表中

科学技術審議会	科学技術に関する重要事項並びに日本学術会議の答申又は勧告に関する事項を審議すること。

を

技術士審議会	技術士に関する重要事項及び技術士の登録の取消等の処分に関し審議すること。
技術士試験委員	技術士試験を行うこと。
科学技術審議会	科学技術に関する重要事項並びに日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する事項を審議すること。

に改める。

（内閣総理大臣署名）

法律第百二十五号（昭三二・五・二〇）

◎船舶職員法の一部を改正する法律

船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

第二条第一項第三号中「日本船舶その他」を「日本船舶（本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行するものを除く。）その他」に改め、同条第二項中「一等船舶通信士」を「通信長」に改める。

第六条第三号中「二年」を「五年」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第十条第一項の規定又は海難審判法第四条第二項の裁決により業務の停止の処分を受けた者には、その業務の停止の期間中は、免許を与えない。

第八条の見出し中「有効期間」を「失効」に改め、同条第一項を次のように改める。

海技従事者が上級の資格についての免許を受けた

とき、又は第五条第二項の規定により船舶の機関の種類についての限定をした免許を受けた者が同一の資格についての限定をしない免許を受けたときは、下級の資格についての免許又は船舶の機関の種類についての限定をした免許は、その効力を失う。但し、船舶の機関の種類についての限定をしない免許を受けた者が、上級の資格についての免許で船舶の機関の種類についての限定をしたものを受けたときは、この限りでない。

第八条第二項中「、前項の有効期間中であつても」を削り、同条に次の一項を加える。

3　第十八条第三項の規定は、第一項の資格の上級及び下級の別に準用する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十条第一項中「一年以内」を「二年以内」に改め、同項ただし書中「海難審判法第二条の海難が発生したとき」を「発生した海難について海難審判庁が審判を開始したとき」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　運輸大臣は、海技従事者が心身の故障のため船舶職員たるに適しなくなつたと認めるときは、その免許を取り消すことができる。

第十一条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（海技試験官）

第十四条の二　運輸大臣は、関係職員のうちから海技試験官を任命し、運輸省令で定めるところにより、試験に関する事務を行わせるものとする。

第十八条第一項中「、別表第四又は別表第五」を「又は別表第四」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、機関又は無線電信（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第四条第二項（同法第十四条の規定に基く政令において準用する場合を含む。）の規定による無線電話を含む。）を有しない船舶にあつては、機関長、一等機関士、二等機関士若しくは三等機関士又は通信長、二等船舶通信士若しくは三等船舶通信士の職務を行う者を乗り組ませることを要しない。

第二十条中「又は別表第二」を削り、同条第三項中「別表第四又は別表第五」を「別表第六」を「別表第五」に改める。

第十九条を次のように改める。

（航海中の欠員）

第十九条　前条第一項及び第二項並びに第二十条の二の規定は、船舶職員として乗り組んだ海技従事者の死亡その他やむを得ない事由により船舶の航海中に船舶職員に欠員を生じた場合には、その限度において、当該船舶については、適用しない。但し、その航海の終了後は、この限りでない。

2　前項の場合においては、船舶所有者は、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

3　運輸大臣は、第一項の場合において、必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、その欠員を補充すべきことを命ずることができる。

第二十条に次の見出しを附する。

（船舶職員として船舶に乗り組ますべき者の資格についての特例）

第二十条第一号中「ひかれて」の下に「、又は随伴して」を加え、同条に次の一号を加える。

四　その他運輸省令で定める場合

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二　船舶所有者は、船舶を航行区域外に航行させようとするときは、第十八条の規定によるの外運輸大臣の指定する資格の海技従事者をその指定する職の船舶職員として船舶に乗り組ませなければならない。

第二十一条第一項中「、別表第四又は別表第五」を「又は別表第四」に、「船舶職員の業務を行つてはならない」を「船舶職員として乗り組んではならない」に改め、同条第二項中「又は別表第二」を削り、「船舶職員の業務を行つてはならない」を「船舶職員として乗り組んではならない」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条に規定する場合には、同条の規定により運輸大臣の指定する資格又はこれより上級の資格の海技従事者でなければ、当該船舶においてその指定する職の船舶職員として乗り組んではならない。

第二十二条中「船舶職員の業務を行つてもよい」を「船舶職員として乗り組むことができる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（航行の差止）

第二十二条の二　運輸大臣は、第十八条第一項若しくは第二項若しくは第二十条の二の規定又は第十九条第三項の規定による命令に違反する事実があると認める場合において、船舶の航行の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該船舶の航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、運輸大臣は、当該船舶の入港すべき港を指定するものとする。

2　運輸大臣は、前項の規定による処分に係る船舶について、同項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

第二十三条中「船舶職員の業務を行う場合」を「船舶職員として船舶に乗り組む場合」に改める。

第二十六条第二項中「五百円」を「八百円」に、「百円」を「二百円」に改める。

第四章中第二十九条の次に次の一条を加える。

（報告等）

第二十九条の二　運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、船舶所有者に対し、船舶職員の乗組若しくは船舶の運航の状況について報告させ、又はその職員に、船舶に立ち入り、帳簿書類若しくは海技免状を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、運輸省令で定めるところにより、海技従事者にその海技免状を提示させることができる。

第三十条第一号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第二十条の二」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第十九条第三項の規定による命令又は第二十二条の二第一項の規定による処分に違反した者

第三十一条第一号中「第二十一条第一項又は第二項」を「第二十一条第一項から第三項まで」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第二十九条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し虚偽の陳述をした者

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　左の各号の一に該当する者は、五千円以

下の過料に処する。

一　第十九条第二項、第二十三条又は第二十四条の規定に違反した者

二　第二十九条の二第四項の規定に違反して海技免状を提示しなかつた者

附則第九項中「その者の申請」を「昭和三十三年十月十四日までのその者の申請」に改める。

別表第一

別表第一から別表第四までを次のように改め、別表第五及び別表第七を削り、別表第六を別表第五とする。

船舶	船舶職員	資格
総トン数五トン未満の船舶で旅客運送の用に供するもの	船長	小型船舶操縦士
総トン数二十トン未満の帆船及び漁船並びに平水区域のみを航行する帆船	船長	小型船舶操縦士
総トン数百トン未満のもの　四十馬力以上の推進機関を有しないもの	船長	小型船舶操縦士
総トン数百トン未満のもの　四十馬力以上の推進機関を有するもの	機関長	丙種機関士
総トン数百トン以上のもの	船長	丙種航海士
	機関長	丙種機関士
総トン数二百トン未満のもの	船長	丙種航海士
	機関長	丙種機関士
総トン数二百トン以上五百トン未満のもの	船長	乙種二等航海士
	機関長	乙種二等機関士
総トン数五百トン以上千トン未満のもの	船長	乙種二等航海士
	機関長	乙種一等機関士
総トン数千トン以上のもの	船長	乙種一等航海士
	機関長	乙種一等機関士
総トン数五十トン未満のもの	船長	丙種航海士
	機関長	丙種機関士
総トン数五十トン以上百トン未満のもの	船長	乙種二等航海士
	機関長	乙種二等機関士
総トン数百トン以上三百トン未満のもの	船長	乙種二等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等機関士	丙種機関士
総トン数三百トン以上五百トン未満のもの	一等航海士	乙種二等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等機関士	乙種二等機関士
総トン数五百トン以上千トン未満のもの	一等航海士	乙種一等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等機関士	乙種二等機関士
総トン数千トン以上のもの	一等航海士	乙種一等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等機関士	乙種二等機関士
沿海区域を航行区域とする船舶及び第一種の従業制限を有する漁船	船長	乙種船長又は甲種二等航海士
	機関長	乙種機関長又は甲種二等機関士
総トン数五十トン以上千トン未満のもの	船長	乙種船長又は甲種二等航海士
	機関長	乙種機関長又は甲種二等機関士
総トン数千トン以上二千トン未満のもの	船長	乙種船長又は甲種一等航海士
	機関長	乙種機関長又は甲種一等機関士
総トン数二千トン以上三千トン未満のもの	船長	乙種船長又は甲種一等航海士
	機関長	乙種機関長又は甲種一等機関士
近海区域を航行区域とする船舶及び第二種又は第三種の従業制限を有する漁船で乙区域内において従業するもの	船長	乙種船長又は甲種二等航海士
	機関長	乙種機関長又は甲種二等機関士
三等機関士（近海区域を航行区域とする船舶を除く。）		乙種二等機関士

船舶	船舶職員	資格
総トン数五十トン未満のもの	船長	丙種船長
	機関長	丙種機関長
総トン数五十トン以上百トン未満のもの	船長	乙種二等航海士
	機関長	乙種二等機関士
総トン数百トン以上三百トン未満のもの	船長	乙種一等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等機関士	丙種機関士
総トン数三百トン以上五百トン未満のもの	一等航海士	乙種二等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等機関士	乙種二等機関士
総トン数五百トン以上千トン未満のもの	一等航海士	乙種一等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等機関士	乙種二等機関士
総トン数千トン以上二千トン未満のもの	一等航海士	乙種一等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等機関士	乙種二等機関士
総トン数二千トン以上三千トン未満のもの	一等航海士	乙種一等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等機関士	乙種二等機関士
総トン数五百トン以上千トン未満のもの	一等航海士	乙種二等航海士
	機関長	乙種二等機関士

総トン数三千トン以上のもの	船長	甲種船長
	一等航海士	乙種船長又は甲種二等航海士
	二等航海士	乙種一等航海士
	三等航海士	乙種二等航海士
	機関長	甲種機関長
	一等機関士	乙種機関長又は甲種二等機関士
	二等機関士	乙種一等機関士
	三等機関士	乙種二等機関士
総トン数二百トン未満のもの	船長	乙種一等航海士
	一等航海士	乙種二等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等機関士	乙種二等機関士
総トン数二百トン以上三百トン未満のもの	船長	乙種一等航海士
	一等航海士	乙種二等航海士
	機関長	乙種一等機関士
	一等機関士	乙種二等機関士
	二等機関士	乙種二等機関士
	船長	甲種二等航海士又は乙種船長
	一等航海士	乙種一等航海士

遠洋区域を航行区域とする船舶及び第二種又は第三種の従業制限を有する漁船で甲区域内において従業するもの	総トン数三百トン以上五百トン未満のもの	二等航海士	乙種二等航海士
		機関長	甲種二等機関士又は乙種機関長
		一等機関士	乙種一等機関士
		二等機関士	乙種二等機関士
	総トン数五百トン以上千トン未満のもの	船長	甲種一等航海士
		一等航海士	甲種二等航海士
		機関長	甲種一等機関士
		一等機関士	甲種二等機関士又は乙種機関長
		二等機関士	乙種一等機関士
	総トン数千トン以上千五百トン未満のもの	船長	甲種一等航海士
		一等航海士	甲種二等航海士
		二等航海士	甲種二等航海士
		三等航海士	乙種一等航海士
		機関長	甲種一等機関士
		一等機関士	甲種二等機関士
		二等機関士	甲種二等機関士
		三等機関士	乙種一等機関士
		船長	甲種船長
		一等航海士	甲種一等航海士

	総トン数千五百トン以上三千トン未満のもの	二等航海士	甲種二等航海士
		三等航海士	乙種一等航海士
		機関長	甲種機関長
		一等機関士	甲種二等機関士
		二等機関士	甲種二等機関士
		三等機関士	乙種一等機関士
	総トン数三千トン以上のもの	船長	甲種船長
		一等航海士	甲種一等航海士
		二等航海士	甲種二等航海士
		三等航海士	甲種二等航海士
		機関長	甲種機関長
		一等機関士	甲種一等機関士
		二等機関士	甲種二等機関士
		三等機関士	甲種二等機関士
	運輸省令で定める船舶職員	運輸省令で定める資格	

備考　乙区域とは、東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた区域をいい、甲区域とは、乙区域以外の区域をいう。

別表第二

旅客船の場合

船舶		船舶職員	資格
平水区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船	総トン数三千トン未満のもの	通信長	乙種船舶通信士
		通信長	甲種船舶通信士
	総トン数三千トン以上のもの	二等船舶通信士	丙種船舶通信士
		通信長	乙種船舶通信士
		通信長	甲種船舶通信士
		二等船舶通信士	乙種船舶通信士
近海区域を航行区域とする旅客船	総トン数五百トン未満のもの	通信長	乙種船舶通信士
		通信長	甲種船舶通信士
	総トン数五百トン以上のもの	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
		通信長	甲種船舶通信士
遠洋区域を航行区域とする旅客船	総トン数五百トン以上三千トン未満のもの	通信長	甲種船舶通信士
		二等船舶通信士	乙種船舶通信士
	総トン数三千トン以上のもの	通信長	甲種船舶通信士
		二等船舶通信士	乙種船舶通信士
		三等船舶通信士	乙種船舶通信士

別表第三

旅客船及び漁船以外の船舶の場合

船舶	船舶職員	資格
平水区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて旅客船以外のもの	通信長	乙種船舶通信士

別表第四

漁船の場合

船舶	船舶職員	資格
総トン数五百トン未満のもの	通信長	丙種船舶通信士
第一種の従業制限を有する漁船 総トン数五百トン以上のもの	通信長	乙種船舶通信士
総トン数五百トン未満のもの	通信長	丙種船舶通信士
第二種又は第三種従業制限を有する漁船で乙区域内において従業するもの 総トン数五百トン以上千六百トン未満のもの	通信長	乙種船舶通信士
総トン数千六百トン以上のもの	通信長	甲種船舶通信士

総トン数千六百トン未満のもの	通信長	甲種船舶通信士（近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶で旅客船以外のもの）
総トン数千六百トン以上五千五百トン未満のもの	通信長	甲種船舶通信士（近海区域を航行区域とする船舶で旅客船以外のもの）
	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五千五百トン以上のもの	通信長	甲種船舶通信士
	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
	三等船舶通信士	乙種船舶通信士

総トン数五百トン未満のもの	通信長	丙種船舶通信士（近海区域を航行区域とする船舶及び国際航海に従事しない船舶にあつては、乙種船舶通信士）
総トン数五百トン以上千六百トン未満のもの	通信長	乙種船舶通信士
総トン数千六百トン以上五千五百トン未満のもの	通信長	甲種船舶通信士
	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五千五百トン以上のもの	通信長	甲種船舶通信士
	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
	三等船舶通信士	乙種船舶通信士

総トン数五百トン未満のもの	通信長	丙種船舶通信士
総トン数五百トン以上千六百トン未満のもの	通信長	乙種船舶通信士
総トン数千六百トン以上五千五百トン未満のもの	通信長	甲種船舶通信士
	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
総トン数五千五百トン以上のもの	通信長	甲種船舶通信士
	二等船舶通信士	乙種船舶通信士
	三等船舶通信士	乙種船舶通信士

第二種又は第三種従業制限を有する漁船で甲区域内において従業するもの

備考　乙区域とは、東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた区域をいい、甲区域とは、乙区域以外の区域をいう。

附則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。

（遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律の廃止）

2　遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第十号）は、廃止する。

（経過規定）

3　この法律の施行の際現に効力を有する海技従事者の免許は、改正前の第八条第一項又は船舶職員法等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第十七号）附則第二項の規定にかかわらず、有効期間の定のないものとみなす。

4　この法律の施行の際現に存する船舶に乗り組ますべき船舶職員及びその資格については、昭和三十二年十月三十一日（この法律の施行の際現に本邦外にある船舶にあつては、最初に本邦の港に帰着した日から起算して一月を経過した日）までは、なお従前の例による。

5　改正後の第十九条第二項の規定は、この法律の施行の際現航海中の船舶については、その航海が終了するまでは、適用しない。

（乙種船舶通信士等の資格についての免許に関する特例）

6　昭和三十四年九月三十日までは、乙種船舶通信士及び丙種船舶通信士の資格についての海技従事者の免許は、第六条第一項第一号の規定にかかわらず、十八歳以上二十歳未満の者についても、与えることができる。

7　前項の規定により、二十歳未満で乙種船舶通信士の資格についての免許を受けた者は、二十歳に達するまでは、通信長として乙種船舶通信士の資格の海技従事者を乗り組ませるべき船舶については、その免許を受けなかつたものとみなす。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百二十六号（昭三二・五・二〇）

◎労働福祉事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十八条）
第三章　業務（第十九条・第二十条）
第四章　財務及び会計（第二十一条―第三十一条）
第五章　監督（第三十二条・第三十三条）
第六章　雑則（第三十四条―第三十八条）
第七章　罰則（第三十九条・第四十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　労働福祉事業団は、労働者災害補償保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　労働福祉事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、労働大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　事業団の資本金は、附則第六条第一項の規定により政府が出資した額と、附則第十条第一項の規定により事業団の設立に際し地方公共団体が出資した額の合計額とする。

2　事業団は、必要があるときは、労働大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、事業団に出資することができる。

4　政府は、前項の規定により事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品（以下本条中「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5　前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（登記）

第五条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　事業団でない者は、労働福祉事業団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、事業団の業務を監査する。

（役員の任命）

第十条　理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2　理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十一条　役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二　政党の役員

三　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十三条　労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条　事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第十六条　理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十七条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十八条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十九条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十三条第一項の保険施設のうち、療養施設、職業再教育施設その他政令で定める施設の設置及び運営を行うこと。

二　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第二十七条の二第一項の施設のうち、政令で定める職業訓練施設、宿泊施設その他の施設の設置及び運営を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　事業団は、前項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るため必要な業務を行うことができる。

（業務方法書）

第二十条　事業団は、業務開始の際、労働大臣の指示する方針に従つて業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十一条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）

第二十二条　事業団は、毎事業年度、労働大臣の指示する方針に従つて、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十三条　事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十四条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下本条中「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3　事業団は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十五条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（一時借入金）

第二十六条　事業団は、労働大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2　前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

（交付金）

第二十七条　政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）

第二十八条　事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の取得

二　銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第二十九条　事業団は、労働省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならない。

（規程）

第三十条　事業団は、業務開始の際、次の事項について規程を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　会計に関する事項

二　役員及び職員の給与及び退職手当に関する事項

（労働省令への委任）

第三十一条　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十二条　事業団は、労働大臣が監督する。

2　労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十三条　労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第三十四条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（恩給）

第三十五条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（以下本条中「公務員」という。）又は同条に規定する公務員とみなされる者（以下本条中「公務員とみなされる者」という。）が引き続いて事業団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は労働福祉事業団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2　他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3　事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて事業団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき（事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて事業団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。）は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該事業団の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4　第一項（他の法律の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項（他の法律の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び前項の規定は、事業団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5　第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用又は準用については、事業団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

（大蔵大臣との協議）

第三十七条　労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第四条第二項、第二十条第一項、第二十二条、第二十六条第一項、第二十九条又は第三十条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十条第二項、第二十九条又は第三十一条の規定により労働省令を定めようとするとき。

三　第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

四　第二十八条第二号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第三十八条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

第七章　罰則

第三十九条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により労働大臣の認可又は承認を受け

（以下本条中「公務員とみなされる者」という。）が引き続いて事業団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は労働福祉事業団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2　他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3　事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて事業団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき（事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて事業団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。）は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該事業団の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4　第一項（他の法律の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項（他の法律の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び前項の規定は、事業団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5　第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用又は準用については、事業団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第三十六条　事業団は、前条第一項において同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける事業団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

（大蔵大臣との協議）

第三十七条　労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第四条第二項、第二十条第一項、第二十二条、第二十六条第一項、第二十九条又は第三十条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十条第二項、第二十九条又は第三十一条の規定により労働省令を定めようとするとき。

三　第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

四　第二十八条第二号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第三十八条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

第七章　罰則

第三十九条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により労働大臣の認可又は承認を受け

なければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

六　第三十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　労働大臣は、第十条第一項の規定の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

（設立に際しての出資）

第三条　労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2　事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事務の引継）

第五条　政府は、事業団の設立に際し、労働者災害補償保険法第二十三条第一項の保険施設及び失業保険法第二十七条の二第一項の施設であつて、事業団がその成立の日において第十九条第一項第二号及び第二号の規定により行うこととされている業務に相当するものに関する事務を事業団に引き継ぐものとする。

（設立に際しての出資）

第六条　政府は、事業団の設立に際し、その際現に有する前条に規定する保険施設及び施設の用に供する不動産及びこれに附属する物品その他事業団がその業務を行うに必要と認められる財産を目的として、これらの財産の価額の合計額に相当する額を事業団に出資するものとする。

2　第四条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による政府の出資について準用する。

（最初の事業年度の特例）

第七条　事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第八条　事業団の最初の事業年度の業務については、第十九条第一項中「施設の設置及び運営」とあるのは、「施設の運営」と読み替えるものとする。

第九条　事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞な

く」と読み替えるものとする。

（地方公共団体の出資）

第十条　地方公共団体は、当分の間、自治庁長官の承認を受けて、事業団に出資することができる。

2　第四条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地方公共団体の出資について準用する。

（労働者災害補償保険法の改正）

第十一条　労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一項を加える。

政府は、前項の保険施設のうち、労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）第十九条第一項第一号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。

（失業保険法の改正）

第十二条　失業保険法の一部を次のように改正する。

第二十七条の二に次の一項を加える。

政府は、第一項の施設のうち、労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）第十九条第一項第二号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。

（労働者災害補償保険特別会計法の改正）

第十三条　労働者災害補償保険特別会計法（昭和二十二年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保険施設費」の下に「、労働福祉事業団への出資金及び交付金」を加える。

（失業保険特別会計法の改正）

第十四条　失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保険施設費」の下に「、労働福祉事業団への出資金及び交付金」を加える。

（登録税法の改正）

第十五条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「、労働福祉事業団法」を加え、同条第十八号中「日本開発銀行」の下に「、労働福祉事業団」を加え、同条に次の一号を加える。

二十七　労働福祉事業団ガ労働福祉事業団法第十九条ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の改正）

第十六条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ二　労働福祉事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の改正）

第十七条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の七の次に次の一号を加える。

四の八　労働福祉事業団

（法人税法の改正）

第十八条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「森林開発公団」の下に「、労働福祉事業団」を加える。

（地方税法の改正）

第十九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「森林開発公団」の下に「、労働福祉事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十　労働福祉事業団が労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）第十九条第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

十七　労働福祉事業団が労働福祉事業団法第十九条第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

（行政管理庁設置法の改正）

第二十条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び森林開発公団」を「、森林開発公団及び労働福祉事業団」に改める。

（建設省設置法の改正）

第二十一条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「日本道路公団」の下に「、労働福祉事業団」を加える。

（労働省設置法の改正）

第二十二条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）に基いて、労働福祉事業団に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

第五条の二に次の二項を加える。

3　大臣官房に労働福祉事業団監理官一人を置く。

4　労働福祉事業団監理官は、命を受けて、次条第一項第十一号の三に規定する事務を行う。

第六条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三　労働福祉事業団の業務の監督その他労働福祉事業団法の施行に関すること。

（北海道開発法の改正）

第二十三条　北海道開発法（昭和二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「日本住宅公団」の下に「、労働福祉事業団」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・労働・建設大臣署名）

法律第百二十七号（昭三二・五・二三）

◎地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律

第一条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四条の三を第四条の四とし、第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体における年度間の財政運営の考慮）

第四条の二　地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は予算をもつて定めるもの以外の債務の負担の原因となる契約の締結その他支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。

第五条第三項中「第三百十三条第二項」を「第三百十三条第三項」に、「同法同条第三項」を「同法同条第五項」に改める。

第六条の見出し中「公営企業」を「公営企業等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の公営企業の外、地方公共団体が行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行わなければならない。

第七条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二　内閣総理大臣が定める特定計画に基く地籍調査に要する経費

第十一条の二中「第十条の二第四号」を「第十条第八号の二、第十条の二第四号」に改める。

第十七条の二第三項中「不服があるときは、」の下に「自治庁長官を経由して、」を加える。

第二十条の二第一項中「又は支出時期その他支出」を「、支出時期、支出金の交付に当つて附された条件その他支出金の交付に当つてされた指示その他の行為」に改め、「地方公共団体は、」の下に「自治庁長官を経由して内閣に対し意見を申し出、又は」を加える。

第二条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「財政再建団体がその財政再建計画について第三条第一項の規定による自治庁長官の承認を受ける日前に」を「財政再建団体（財政再建債を起さない財政再建団体を除く。以下本項中同じ。）が」に、「当該承認を受けた日以後においては、」を「当該財政再建団体の財政再建計画について第三条第一項の規定による自治庁長官の承認を受けた日以後（当該承認を受けた日以後において起された地方債については、当該起された日以後の分」の下に「当該承認を受けた日以後において起された地方債については、当該起された日以後の分）」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の地方財政再建促進特別措置法附則第四項の規定は、財政再建団体が、同法の施行の日以後この法律の施行の日の前日までの間において地方財政再建促進特別措置法第二十四条第一項の規定により起した地方債についても、適用する。

（内閣総理大臣臨時代理・大蔵大臣署名）

法律第百二十八号（昭三二・五・二七）

◎国会議員の秘書の給料等に関する法律（衆法）

（給料）

第一条　国会議員の秘書は、給料として月額二万三千百円を受ける。

（滞在雑費）

第二条　国会議員の秘書は、国会開会中（参議院の緊急集会の場合を含む。）に限り、日額二百円の定額によつて滞在雑費を受ける。

（期末手当）

第三条　国会議員の秘書で六月十五日及び十二月十五日（これらの日が日曜日に当るときは、それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）に在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受ける。

2　期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において同項に規定するものが受けるべき給料の月額に、同項の期日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合（十二月十

五日に在職する者が受けるべき期末手当の額については、次に掲げる割合に百分の二百三十を乗じて得た割合）を乗じて得た額とする。

一　在職期間が六月の場合　百分の五十

二　在職期間が三月以上六月未満の場合　百分の三十

三　在職期間が三月未満の場合　百分の十五

（勤勉手当）

第四条　国会議員の秘書で六月十五日及び十二月十五日に在職する者は、次の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の在職期間に応じて、勤勉手当を受ける。

一　六月十五日　同日以前六月以内の期間

二　十二月十五日　同日以前十二月以内の期間

2　勤勉手当の額は、それぞれ前項の期日現在において同項に規定するその者が受けるべき給料月額に、同項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合（十二月十五日に在職する者が受けるべき勤勉手当の額については、次に掲げる割合に百分の二百を乗じて得た割合）を乗じて得た額とする。

一　在職期間が六月以上の場合　百分の二十五

二　在職期間が三月以上六月未満の場合　百分の十五

三　在職期間が三月未満の場合　百分の七・五

（在職日の特例）

第五条　六月一日から六月十四日までの間又は十二月一日から十二月十四日までの間に、議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、その満限に達した日又は解散の日に在職する国会議員の秘書は、六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ在職したものとみなし、前二条の期末手当及び勤勉手当を受ける。

（細則）

第六条　この法律に定めるもののほか、国会議員の秘書の給料等の支給に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、第一条及び第二条の規定は、昭和三十二年四月一日から適用する。

2　国会議員の秘書が、改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の規定に基き、昭和三十二年四月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、この法律による給料の内払とみなす。

3　改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十条の二の規定により昭和三十二年四月一日以後の分として既に受けた帯在手当は、この法律による帯在雑費とみなす。

4　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十条の二を削る。

第十一条中「第九条及び第十条の費用」を「第九条の通信費」に改める。

第十一条の二第一項中「並びにこれらの秘書」を削り、同条第二項中「又は給料」を削る。

第十一条の三及び第十一条の四を削り、第十一条の五を第十一条の三とする。

5　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）及び同法第十三条の規定に基く国会議員の歳費、旅費及び手

当等支給規程」を「国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）及び同法第六条の規定に基く国会議員の秘書の給料等支給規程」に改める。

（内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第百二十九号（昭三二・五・一七）

◎国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（衆法）

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭和二十六年法律第六十八号）の全部を改正する。

1　国会の閉会中常任委員会及び特別委員会においては、各議院の議決で特に付託された案件について審査するため、議長、副議長及び当該委員は、月額二万五千円の定額によつて審査雑費を受ける。ただし、月の中途において国会が閉会又は開会（参議院の緊急集会の場合を含む。）された場合における審査雑費は、国会閉会中の日数を基礎として日割によつて計算する。

2　前項の規定による審査雑費は、委員が他の委員会の委員を兼ねる場合その他いかなる場合においても、重複して受けることができない。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、第二十六回国会の閉会の日から適用する。

（内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第百三十号（昭三一・五・二七）

◎地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十五」を「百分の二十六」に改める。

第十条第三項中「八月三十一日以後」を「九月一日以後」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　三六四、六〇〇円
	二　土木費		
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　四三九
		道路の延長	一メートルにつき　二二四五
	2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき　一五三八六
		橋りょうの延長	一メートルにつき　一、五三六七二
	3　河川費	河川の延長	一メートルにつき　二一八四
	4　港湾費	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき　一、六〇〇〇〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき　二六〇四
		面積	一平方キロメートルにつき　六九、三九六〇〇
	三　教育費		
	1　小学校費	児童数	一人につき　二、〇三八〇〇
		学級数	一学級につき　九一、六八九〇〇
		学校数	一校につき　一九一、八三五〇〇
		生徒数	一人につき　二、七六九〇〇
	2　中学校費	学級数	一学級につき　一二四、六〇八〇〇
		学校数	一校につき　一九四、六〇〇〇〇
		生徒数	一人につき　一二、七五二〇〇
	3　高等学校費	生徒数	一人につき　六〇四二
	4　その他の教育費	人口	一人につき　五〇、五一六、〇〇〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　一〇三、八八
	2　社会福祉費	人口	一人につき　一一一、八三
	3　衛生費	人口	一人につき　一三四、五五
	4　労働費	工場事業場労働者数	一人につき　一三六、二一
		失業者数	一人につき　一八、八四一、〇〇
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	耕地の面積	一町歩につき　九二七〇〇
		農家数	一戸につき　一、六五九〇〇
	2　林野行政費	民有林野の面積	一町歩につき　九五三〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき　五、四六八〇〇
	4　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき　三〇四、三四
	六　その他の行政費		
	1　徴税費	道府県税の税額	千円につき　七九〇〇
	2　その他の諸費	人口	一人につき　一七二、二二
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき　九五
	一　消防費	人口	一人につき　二一三六八
	二　土木費		
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　五八〇
		道路の延長	一メートルにつき　五四八
	2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき　一四三五〇
		橋りょうの延長	一メートルにつき　二五四、六四
	3　港湾費	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき　三、一〇〇、〇〇〇
		港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長	一メートルにつき　一、六〇〇、〇〇〇
	4　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき　一六七五
		土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき　四五八
	5　その他の土木費	人口	一人につき　一七一九
		面積	一平方キロメートルにつき　一一四、一四〇〇〇
市町村	一　小学校費	児童数	一人につき　九〇三〇〇
		学級数	一学級につき　三〇、〇〇九四〇〇
		学校数	一校につき　一〇五、〇六〇、〇〇〇
	二　中学校費	生徒数	一人につき　一、〇二六〇〇
		学級数	一学級につき　三四、一九八〇〇
		学校数	一校につき　一四四、六六〇、〇〇〇
	三　高等学校費	生徒数	一人につき　一二、七五二、〇〇〇
	四　その他の教育費	人口	一人につき　一〇〇、八七
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	市部人口	一人につき　一〇五六八
	2　社会福祉費	人口	一人につき　六五六二
	3　衛生費	人口	一人につき　一三七〇〇
	4　労働費	失業者数	一人につき　一八、八四一〇〇
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	農家数	一戸につき　一、一二一〇
	2　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき　一八〇五〇
	3　その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき　三八八九五
	六　その他の行政費		
	1　徴税費	市町村税の税額	千円につき　七〇〇〇
	2　戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき　二一三一
		世帯数	一世帯につき　八七七一
	3　その他の諸費	人口	一人につき　三九〇六二
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき　九五

第十二条第二項の表を次のように改める。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一　警察職員数	警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	人
二　人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
三　市部人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市に係る人口	人
四　町村部人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該道府県の人口のうち町村に係る人口	人
五　道路の面積	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳（以下「道路台帳」という。）に記載されている道路で当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの面積	平方メートル
六　道路の延長	道路台帳に記載されている道路で当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの延長	メートル
七　橋りようの面積	道路台帳に記載されている橋りようで当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの面積	平方メートル
八　橋りようの延長	道路台帳に記載されている橋りようで当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの延長	メートル
九　河川の延長	河川法（明治二十九年法律第七十一号）第十四条に規定する河川台帳に記載されている河川で当該地方団体がその経費を負担するものの河岸のうち、当該地方団体の区域内に所在するものの延長	メートル
十　港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条に規定する指定統計調査（以下「指定統計調査」という。）で港湾に係る最近の調査（以下「港湾調査」という。）の結果によるけい船岸の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの（漁港にあつては、農林大臣が行つた最近の調査の結果によるけい留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条の漁港に係るもの）	メートル
十一　港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	最近の港湾調査の結果による防波堤、防砂堤、導流堤等の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの（漁港にあつては、農林大臣が行つた最近の調査の結果による外かく施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港法第二条の漁港に係るもの）	メートル
十二　都市計画区域における人口	官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条の規定による都市計画区域に係るもの	人
十三　土地区画整理事業の施行区域の面積	当該地方団体の面積のうち、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第三項又は第四項の規定に基く土地区画整理事業を施行する区域の面積	坪
十四　面積	建設省地理調査所において公表した最近の当該地方団体の面積	平方キロメートル
十五　小学校の児童数	道府県にあつては最近の学校に係る指定統計調査（以下「学校基本調査」という。）の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数	人
十六　小学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の学級数	学級
十七　小学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数	校
十八　中学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校に在学する学齢生徒の数	人
十九　中学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の学級数	学級
二十　中学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果によ	校

二十一　高等学校の生徒数	る当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	人
二十二　盲学校、ろう学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等学校（定時制の課程の市町村立の高等学校を含む。）に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の高等学校に在学する生徒の数	人
二十三　工場事業場労働者数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部に在学する幼児、児童及び生徒の数	人
二十四　失業者数	最近の事業所に係る指定統計調査（以下「事業所統計調査」という。）の結果による当該道府県に所在する事業所の従業者数	人
二十五　耕地の面積	労働大臣が行つた最近の調査の結果による当該地方団体における失業者数	人
二十六　農家数	最近の農業に係る指定統計調査（以下「世界農業センサス」という。）の結果による当該道府県の耕地の面積	町歩
二十七　民有林野の面積	最近の世界農業センサスの結果による当該地方団体の農家数	戸
二十八　水産業者数	農林大臣が行つた最近の調査の結果による当該道府県の民有林野の面積	町歩
二十九　商工業の従業者数	最近の漁業に係る指定統計調査の結果による当該道府県の水産業者数	人
三十　林業、水産業及び鉱業の従業者数	最近の事業所統計調査の結果による当該地方団体の商工業の従業者数	人
三十一　道府県税の税額	最近の国勢調査の結果による当該市町村の林業、水産業及び鉱業の従業者数	人
三十二　市町村税の税額	当該年度における当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）について第十四条第二項の基準税率をもつて算定した額の八分の十に相当する額	千円
	当該年度における当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）について第十四条第二項の基準税率をもつて算定した額の七分の十に相当する額	千円
三十三　本籍人口	当該市町村の戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第七条の規定による戸籍簿に記載された者の数	人
三十四　世帯数	官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の世帯数	世帯
三十五　災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため起した地方債の当該年度における元利償還金	円

第十三条第四項各号列記以外の部分中ただし書を削り、同項第三号中「この場合において、道府県についてイ及びロに規定する算定をあわせて行うときは、ロにより算定した数値にイにより算定した数値から一を控除した数値を加算するものとする。」を削り、同号イ中「所得」を「道府県税の税額」に改め、同号ロに次のただし書を加える。

ただし、道府県の土木費又は産業経済費のうち総理府令で定めるものに係る係数の算定方法については、総理府令で特例を設けることができる。

第十三条第八項中「前七項」を「前八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「人口が急増した地方団体」の下に「、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体」を加え、「前六項」を「前七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第三項第一号から第四号までの補正の二以上をあわせて行う場合においては、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含

む。）を連乗して得た率によるものとする。ただし、道府県について第三項第三号の補正のうち道府県の態容に応ずる補正を他の補正とあわせて行う場合においては、当該事由以外の事由について算定した率又は当該事由以外の事由について算定した率を連乗して得た率に、当該事由について算定した率から一を控除した数値を加算して得た率によるものとする。

第十四条第一項中「当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額」の下に「、当該市町村の特別とん譲与税の収入見込額」を加え、同条第三項の表道府県の項中「第七十二条第四項第五項」を「第七十二条第五項」に、「第七十二条第六項」を「第七十二条第七項」に、「第三百四十九条の三に規定する大規模の償却資産」を「第三百四十九条の四に規定する大規模の償却資産又は同法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産」に、「第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五」に改め、同表市町村の項中「第七十二条第四項」を「第七十二条第五項」に、「第七十二条第六項」を「第七十二条第七項」に、「第三百四十九条の三に規定する大規模の償却資産」を「第三百四十九条の四に規定する大規模の償却資産又は同法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産」に改める。

第十五条第二項中「二月末日以後」を「三月一日以後」に改める。

第十六条第二項中「交付税の総額に変更があつたこと」の下に「、大規模な災害があつたこと」を、「前年度の交付税の額」の下に「、大規模な災害による特別の財政需要の額」を加える。

第十八条第一項に後段として次のように加える。

項中	「 八 入湯税	旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項のホテル及び同法同条第三項の旅館で鉱泉浴場を持つもの又は鉱泉浴場を利用するものの客室の畳数 」を
	八 特別とん譲与税	特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第二条の規定により算定した額 」に改める。

第十八条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村にあつては、当該審査の請求は、都道府県知事を経由してしなければならない。

第十八条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村の審査の請求に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

第十九条第二項中「錯誤に係る数を普通交付税の算定の基礎に用いた年度（「交付年度」という。以下本項において同じ。）以後の年度においては」を「普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度においては」に、「交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであつた普通交付税の額に満たないときは」に改め、同条第六項に後段として次のように加え、同項を同条第七項とする。

この場合において、市町村の異議の申立に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

第十九条第四項中「前三項の措置」を「前五項の規定による措置」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「起過する部分については、当該事実を発見した年度若しくはその翌年度において当該地方団体に交付すべき交付税の額からこれを減額し、又はその減額すべき額が交付すべき交付税の額をこえるときはこれを返還させなければならない。」を「超過する部分（「超過額」という。以下本項及び次項において同じ。）については、当該事実を発見したとき、直ちに当該超過額を返還させなければならない。」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方団体が当該地方交付税を受領した日の翌日から返還の日までの期間に応じ、百円について一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を国に納付しなければならない。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後災害があつたことその他特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、自治庁長官は、当該加算金を減免し、又は期限を指定して延納を許可することができる。

第十九条第二項の次に次の一項を加える。

3　廃置分合又は境界変更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に対する前二項の規定の適用については、総理府令で特例を設けることができる。

第二十条第二項中「前条第一項、第二項及び第五項の決定」を「前条第一項から第五項まで及び第七項の規定による決定」に改める。

第二十条の二第四項中「第十九条第四項から第六項まで」を「第十九条第四項から第八項まで」に改める。

第二十条の三第一項中「第十九条第三項若しくは」を削り、同条第二項中「第十九条第二項若しくは第三項」を「第十九条第二項から第五項まで」に、「交付税の額の全部又は一部を返還させた場合」を「交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合」に、「その返還された額」を「その返還された額」に、「当該返還された年度」を「当該返還され、若しくは納付された年度」に改める。

第二十二条中「交付税を交付する場合」の下に「並びに加算金を納付させる場合」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の地方交付税から適用する。ただし、改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十九条（第五項を除く。）の規定は、昭和三十一年度分以前の地方交付税又は昭和二十八年度分以前の地方財政平衡交付金について、昭和三十二年度以降においてその額の算定の基礎に用いた数に錯誤があつたことを発見した場合についても適用する。

2　昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律（昭和三十二年法律第十四号）の規定により、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の一部が昭和三十二年度分の地方交付税の総額に加算されることとなつた場合においては、新法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、昭和三十二年度分として交付すべき普通交付税の総額は、加算されない前の地方交付税の総額の百分の九十二に相当する額に当該加算された額を加算した額とし、特別交付税の総額は、加算されない前の地方交付税の総額の百分の八に相当する額とする。

3　前項の場合において、昭和三十二年度の基準財政需要額の算定に用いる地方行政に要する経費の測定単位及び測定単位ごとの単位費用は、道府県及び市

町村を通じ、新法第十二条に定めるところによるほか、次の表に掲げるところによるものとする。

経費の種類	測定単位	単位費用
特別地方債償還費		円 銭
1　特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき　一〇〇
2　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る利子	一円につき　五〇

4　前項の場合において、測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に掲げる算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基いて、総理府令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一　特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度において、特別の措置として発行を許可された地方債（以下「特別措置債」という。）で、自治庁長官が指定するものに係る昭和三十二年度における元利償還金	円
二　公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る利子	昭和二十一年度から昭和三十年度までの間に、国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費の財源に充てるため発行を許可された地方債（特別措置債を除く。）並びに災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る昭和三十二年度における元利償還金	円

（内閣総理大臣臨時代理・大蔵大臣署名）

法律第百三十一号（昭三二・五・二七）

◎宅地建物取引業法の一部を改正する法律（衆法）

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　登録（第三条―第十二条）」を「第二章　登録（第三条―第十二条）　第二章の二　営業保証金（第十二条の二―第十二条の七）」に改める。

第一条中「取締」を「規制」に改める。

第四条第一項に次の一号を加える。

五　第十一条の二第一項に規定する取引主任者の氏名（同条第二項本文の場合においては、その旨及び同項本文の規定に該当する者の氏名）

第四条第二項第四号中「の略歴」を「及び第十一条の二第一項に規定する取引主任者の略歴」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第十一条の二第一項に規定する取引主任者（同条第二項本文の場合においては、同項本文の規定に該当する者）が宅地建物取引員試験に合格した者であることを証明する書面及びその者が同条第一項各号に掲げる者（同条第二項本文の場合においては、同項但書に掲げる者）に該当しないものであることを誓約する書面

第五条第一項に次のただし書を加える。

但し、第三条第一項の登録にあつては、当該登録申請者が第十二条の二の規定による供託をした旨を供託物受入の記載ある供託書の写を添附して届け出た後でなければ、登録をすることができない。

第八条第二項中「第五条第一項」を「第五条第一項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、事務所の新設による登録事項の変更の届出があつた場合においては、当該宅地建物取引業者が第十二条の三の規定による供託をした旨を供託物受入の記載ある供託書の写を添附して届け出た後でなければ、登録の変更をすることができない。

第八条に次の一項を加える。

3　新たに事務所を設置した宅地建物取引業者は、前項の規定による登録の変更をした後でなければ、その事務所について営業を開始してはならない。

第八条の次に次の一条を加える。

（登録換）

第八条の二　宅地建物取引業者は、その主たる事務所を登録を受けている都道府県の区域外に移転するときは、建設省令の定めるところにより、登録換の申請書を登録を受けている都道府県知事を経由して移転後の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の登録換は、第三条第三項の更新の登録とみなし、この法律（第十条第一項第二号を除く。）の規定を適用する。但し、第五条第二項及び第六条第三項中「当該登録申請者」とあるのは、「当該登録申請者及び従前の登録をした都道府県知事」と読み替えるものとする。

第十条第一項に次の一号を加える。

三　第八条の二第二項の規定により適用される第五条第二項又は第六条第三項の規定による通知があつたとき。

第十一条の次に次の二条を加える。

（取引主任者の設置）

第十一条の二　宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、宅地建物取引員試験に合格した者（以下「宅地建物取引員」という。）であつて左の各号に該当しないものを、専任の取引主任者として、一人以上置かなければならない。

一　第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者又は禁治産者

二　第六条第二項第一号に掲げる者又は未成年者

2　前項の規定は、宅地建物取引業者（法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員）が宅地建物取引員であるときは、その者が、みずから、主として業務に従事する事務所については、適用しない。但し、その者が前項第一号に掲げる者であるとき、又は営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であるときは、この限りでない。

3　宅地建物取引業者は、左の各号に掲げる場合においては、当該事務所につき、当該各号の場合に該当することを知つた時から二週間以内に、第一項の規定による取引主任者の選任をしなければならない。

一　取引主任者が第一項各号の一に該当するに至つたとき。

二　取引主任者が欠けるに至つたとき（前項の事務所について、第一項の規定が適用されるに至つた場合を含む。）。

三　新たに事務所を設置したとき。

（試験）

第十一条の三　都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、宅地建物取引員試験（以下「試験」という。）を行わなければならない。

2　試験は、宅地建物取引業に関して、必要な知識について行う。

3　試験を受けようとする者は、条例の定めるところにより、五百円以下の受験手数料を都道府県に納めなければならない。

第十二条の見出し中「無登録事業」を「無登録事業等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第五条第一項の規定による登録を受けない者は、宅地建物取引業を営む旨の標示をし、又は宅地建物取引業を営む目的をもつて、広告をしてはならない。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　営業保証金

（営業保証金の額及び供託）

第十二条の二　宅地建物取引業を営む者は、営業保証金を主たる事務所のもよりの供託所に供託しなければならない。

2　前項の営業保証金の額は、主たる事務所につき十万円、その他の事務所につき事務所ごとに五万円の割合による金額の合計額とする。但し、その額は、三十万円をこえないものとする。

（事務所新設の場合の営業保証金）

第十二条の三　宅地建物取引業者は、第五条第一項の規定による登録を受けた後新たに事務所を設置したときは、当該事務所につき前条第二項に規定する割合の金額の営業保証金を供託しなければならない。但し、その者が供託する営業保証金の総額が三十万円をこえることとなるときは、その超過分については、この限りでない。

2　前条第一項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

（営業保証金の還付）

第十二条の四　宅地建物取引業者と宅地建物取引業に関し取引をした者は、その取引により生じた債権に関し、宅地建物取引業者が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の権利の実行に関し必要な事項は、法務省令・建設省令で定める。

（営業保証金の不足額の供託）

第十二条の五　宅地建物取引業者は、前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が第十二条の二第二項に規定する額に不足することとなつたときは、法務省令・建設省令で定める日から二週間以内にその不足額を供託しなければならない。

2　宅地建物取引業者は、前項の規定により営業保証金を供託したときは、建設省令の定めるところにより、二週間以内にその旨を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（営業保証金の保管換）

第十二条の六　宅地建物取引業者は、その主たる事務所を移転したときは、法務省令・建設省令の定めるところにより、遅滞なく、費用を予納して、営業保証金を供託している供託所に対し、移転後の主たる事務所のもよりの供託所への営業保証金の保管換を請求しなければならない。

（営業保証金の取りもどし）

第十二条の七　第十条第一項の規定による登録のまつ消（第八条の二第二項の規定により適用される第五条第二項の規定による通知があつた場合における登録のまつ消を除く。）又は第二十条第四項の規定による登録のまつ消があつたときは、宅地建物取引業者であつた者又はその承継人は、当該宅地建物取引業者であつた者が供託した営業保証金を取りもどすことができる。宅地建物取引業者が一部の事務所を廃止した場合において、営業保証金の額が第十二条の二第二項に規定する額をこえることとなつたときは、その超過額についてもまた同様とする。

2　前項の営業保証金の取りもどしは、当該営業保証金につき第十二条の四第一項の権利を有する者に対し、六箇月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることができない。但し、営業保証金を取りもどすことができる事由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

3　前項の公告その他営業保証金の取りもどしに関し必要な事項は、法務省令・建設省令で定める。

第二十条第二項第三号中「第十四条」を「第十一条の二第三項、第十二条の五第一項、第十四条」に改める。

第二十二条の二の次に次の一条を加える。

（宅地建物取引員会及び宅地建物取引員会連合会）

第二十二条の三　宅地建物取引員は、都道府県の区域ごとに、宅地建物取引員会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2　宅地建物取引員会は、全国を単位として、宅地建物取引員会を会員とする宅地建物取引員会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

3　宅地建物取引員会及び宅地建物取引員会連合会は、宅地建物取引員の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて宅地又は建物の取引に係る業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第二十三条中「前条」を「第二十二条の二」に改め、「並びに信託会社及び信託業務を兼営する銀行」を削る。

第二十四条第二号中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

第二十六条中「第十四条」を「第八条第三項、第十一条の二第三項、第十二条第二項、第十四条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に個人である宅地建物取引業者（宅地建物取引法第八条第一項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）又は宅地建物取引業者である法人（この法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいる信託会社及び信託業務を兼営する銀行を含む。）の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）であつて、この法律の施行の日から二年をこえない範囲内において政令で定める日（以下「指定日」という。）までにおいて、引き続く四年をこえる期間宅地建物取引業者又は宅地建物取引業者である法人（宅地建物取引業を営む信託会社及び信託業務を兼営する銀行を含む。）の役員であり、かつ、建設省令の定めるところにより都道府県知事が行う選考により、宅地建物取引業に関し必要な知識を有すると認められた者は、改正後の宅地建物取引業法の適用については、同法第十一条の二第一項に規定する宅地建物取引員とみなす。

3　第十一条の三第三項の改正規定は、前項の選考について準用する。

4　第十一条の二の改正規定は、指定日までは適用しない。

5　指定日の翌日において現に設置されている宅地建物取引業者の事務所に関しては、改正後の宅地建物取引業法第十一条の二の規定及び同法第八条中同法第四条第一項第五号に係る部分の規定の適用については、同日新たに設置されたものとみなす。

6　第二章の二の改正規定は、この法律の施行の際現に宅地建物取引業者であるもの（この法律の施行の際現に宅地建物取引業者であつて、この法律の施行の日以後において宅地建物取引業法第三条第三項の更新の登録を受けた者を含む。）に対しては、昭和三十四年七月三十一日までは適用しない。

7　前項に規定する者は、昭和三十四年八月三十一日までに、第十二条の二の改正規定により営業保証金の供託をし、当該供託をした旨を供託物受入の記載ある供託書の写を添附して、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

8　前項の規定に違反した者は、改正後の宅地建物取引業法第十二条の五第一項の規定に違反したものとみなし、同法の規定を適用する。

9　この法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいる信託会社及び信託業務を兼営する銀行は、改正後の宅地建物取引業法第五条第一項の規定による登録を受けないでも、この法律の施行の日から起算して二箇月間を限り、宅地建物取引業者とみなす。その者がその期間内に同法第四条の規定により登録を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

10　附則第六項から第八項までの規定は、この法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいる信託会社又は信託業務を兼営する銀行であつて、前項の期間内に改正後の宅地建物取引業法第四条の規定により登録を申請し、かつ、同法第五条第一項の規定により登録を受けたものについて準用する。

11　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号の一部（地方自治法の一部改正）

別表第三第一号百十九の二中「及び業務の停止」を「、宅地建物取引員試験及び宅地建物取引業者の業務の停止」に改める。

（内閣総理大臣臨時代理・法務・建設大臣署名）

法律第百三十二号（昭三二・五・二七）

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び地方道路税」を「、地方道路税及び特別とん税」に、「及び地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）による地方道路譲与税の譲与金」を「、地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）による地方道路譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）による特別とん譲与税の譲与金」に改める。

第四条中「百分の二十五」を「百分の二十六」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第三条及び第四条の規定は、昭和三十二年度分の予算から適用する。

（内閣総理大臣臨時代理・大蔵大臣署名）

法律第百三十三号（昭三二・五・二七）

◎造幣局特別会計法の一部を改正する法律

造幣局特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　資本及び資産（第十条―第十七条）」を「第二章　資本及び資産（第十条―第十七条の三）」に、

「第四章　運転資金（第二十二条―第二十四条）
第五章　資金計画（第二十五条）
第六章　予算（第二十六条―第二十八条）
第七章　収入及び支出（第二十九条―第三十五条）
第八章　決算（第三十六条）
第九章　雑則（第三十七条―第三十八条）」

を

「第四章　予算（第二十二条―第二十四条）
第五章　収入及び支出（第二十五条）
第六章　決算（第二十六条―第三十一条）
第七章　雑則（第三十二条―第三十五条）」

に改める。

第二条中「、配給」を削る。

第四条の見出し及び第一項並びに第五条（見出しを含む。）中「計理」を「経理」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

第九条中「補助貨幣」の下に「（貨幣法（明治三十年法律第十六号）第三条に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）第二条に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。）」を加え、「価額」を「額面額の合計額」に改める。

第十条第二項中「引換貨幣」を「規定する引換貨幣」に改め、同条第四項中「一時借入金、」を削り、同条に次の一項を加える。

5　前項に規定する前受金とは、第十八条第一項に規定する補助貨幣回収準備資金から第十八条の二第二項の規定により払出を受けた地金の価額は、その払出を受けた時の価額による。第十六条第一項中「の支出」を削り、「計理」を「経理」に改め、同条第二項中「の支出額」を削り、同条第三項中「の支出」を削り、「計理」を「経理」に改める。

第十七条の見出しを「（作業資産の価額の改定等）」に改め、同条第二項中「以下に低落した場合に限り、時価によりこれを減額しなければならない。」を「に比して著しく不適当となつたときは、大蔵大臣の定めるところにより、価額を改定しなければならない。」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前項の規定により作業資産の価額を改定したときは、当該改定による増減額は、大蔵大臣の定めるところにより、固有資本の増加又は減少に充てるものとする。

第十四条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により固定資産の価額を減額し、又は削除したときは、当該減額し、又は削除した額は、大蔵大臣の定めるところにより、固有資本の減少に充てるものとする。

第十五条第三項を次のように改める。

3　第十八条第一項に規定する補助貨幣回収準備資金から第十八条の二第二項の規定により払出を受けた地金の価額は、その払出を受けた時の価額による。

第十七条第三項中「前二項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定により固定資産の価額を改定したときは、当該改定による増減額は、大蔵大臣の定めると

は、当該改定による増減額は、大蔵大臣の定めるところにより、前受金の増額又は減額に充てるものとする。

4　作業資産に属する物品を譲渡したときは、当該物品の価額に相当する金額は、大蔵大臣の定めるところにより、前受金の減額に充てるものとする。

第二章中第十七条の次に次の二条を加える。

（不用地金の回収準備資金への組入）

第十七条の二　作業資産に属する地金で補助貨幣の製造の用に供する目的をもつて取得したものが不用になつたときは、これを第十八条第一項に規定する補助貨幣回収準備資金に組み入れるものとする。

2　前項に規定する地金について同項の規定による組入を行つたときは、当該地金の価額に相当する金額は、前受金の減額に充てるものとする。

（歳入の調査決定額に係る前受金の整理）

第十七条の三　この会計において歳入金（第十八条の二第三項の規定による組入金を除く。）の調査決定があつたときは、その調査決定額は、大蔵大臣の定めるものを除くほか、同項の規定による組入金の増額に充てるものとする。

第十八条第一項中「又は第三十二条第一項」を削り、「第十八条の二第三項」を「第十八条の四」に、「及び第十九条第二項の規定による運用利益金」を「、第十九条第三項に規定する利益金及び第二十七条ただし書の規定による組入金」に改め、同条第二項中「必要な金額に充てるものとする。」を「充てるほか、次条第一項又は第二項に定めるところにより使用するものとする。」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第二項に規定する引換貨幣及び回収貨幣の価額は、地金の時価による。

第十八条第一項の次に次の一項を加える。

2　政府において引き換え、又は回収した補助貨幣（以下「引換貨幣及び回収貨幣」という。）は、回収準備資金に編入し、同資金において保有するものとする。

第十八条の二を次のように改める。

（回収準備資金の使用）

第十八条の二　回収準備資金に属する現金は、予算の定めるところにより、造幣局の事業に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用に充てることができる。

2　回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）は、大蔵大臣の定めるところにより、補助貨幣の製造に要する地金として使用するため、この会計に払い出すことができる。

3　第一項に規定する経費又は費用に充てる金額は、毎会計年度、あらかじめ回収準備資金からこの会計に組み入れることができる。

第十八条の二の次に次の三条を加える。

（固定資産の増加）

第十八条の三　前条第一項に規定する固定資産の拡張及び改良の費用に充てる金額を同条第三項の規定により回収準備資金からこの会計に組み入れた場合において、この会計においてその費用を支出したときは、次に定めるところにより経理するものとする。

一　当該支出が第十三条に規定する償却資産以外の資産に係るものである場合には、その支出額は、この会計の固有資本の増加に充てる。

二　当該支出が第十三条に規定する償却資産に係るものである場合において、その支出額が同条の規定により当該年度において行うべき減価償却の額をこえるときは、そのこえる額は、その前年度の末日における減価償却費受入未済金の減額に充てて、なお残余があるときは、その額は、この会計

の固有資本の増加に充てる。

三　当該支出が第十三条に規定する償却資産に係るものである場合において、その支出額が当該年度において行うべき減価償却の額に満たないときは、その満たない額は、減価償却費受入未済金として整理する。

（一般会計からの繰入）

第十八条の四　この会計において、回収準備資金の不足により補助貨幣の引換又は回収に支障を生ずることとなつた場合には、その不足をうめるため必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から回収準備資金に繰り入れることができる。

（引換貨幣及び回収貨幣の価額の改定及び削除）

第十八条の五　回収準備資金に属する引換貨幣及び回収貨幣が変質し、又は滅失したときは、その価額を減額し、又は削除するものとする。

第十九条の見出しを「（回収準備資金の運用及び運用益の処理等）」に改め、同条第二項中「前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金」を「前二項の規定による運用又は売払により生じた利益金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）は、同資金に属する現金に不足を生じた場合その他必要がある場合には、大蔵大臣の定めるところにより、売り払うことができる。

第二十条中「定めるところにより、」を「定めるところによるものとし、その現金は」に、「計理」を「経理」に改める。

第四章及び第五章を削り、第二十六条を第二十二条とし、同条の前の章名を次のように改める。

第四章　予算

第二十七条を第二十三条とし、第二十八条第二項第二号中「及び第二十五条の規定による実績表」を「、補助貨幣回収準備資金の増減に関する実績表及び補助貨幣製造事業実績表」に改め、同項第三号中「及び第二十五条の規定による計画表」を「、補助貨幣回収準備資金の増減に関する計画表及び補助貨幣製造事業予定計画表」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十九条を第二十五条とし、同条の前の章名を次のように改める。

第五章　収入及び支出

第三十条中「及び資本増減表」を「、資本増減表、補助貨幣回収準備資金の増減に関する実績表及び補助貨幣製造事業実績表」に改め、同条を第二十六条とし、同条の前の章名を次のように改める。

第六章　決算

第三十一条を削り、第三十二条を次のように改める。

（利益の処理）

第二十七条　この会計の毎会計年度の決算上利益を生じたときは、次条の規定により繰り越された損失を当該利益の額をもつてうめ、当該利益の額になお残余があるときは、これを翌年度に繰り越すものとする。ただし、当該残余のうち大蔵大臣の定める額は、回収準備資金に繰り入れることができる。

第三十三条中「損失を生じたときは」の下に「、前条の規定によりこれをうめ、なお、不足するときは」を加え、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（剰余金の繰越）

第二十九条　この会計の毎会計年度における歳入の収納済額から歳出の支出済額を控除した剰余は、第二十七条ただし書の規定により回収準備資金に繰り入れるものを除くほか、流動資産として翌年度に繰り越し、予算の定めるところにより使用することがで

きる。

第三十四条を第三十条とし、第三十五条第二項第二号中「及び第二十五条の規定による実績表」を「、補助貨幣回収準備資金の増減に関する実績表及び補助貨幣製造事業実績表」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次の章名を削り、同条の次に次のように加える。

第七章　雑則

（余裕金の運用）

第三十二条　この会計に余裕金があるときは、資金運用部に預託することができる。

第三十六条第一項中「当該年度の出納の完結まで」を「当該年度内」に改め、同条を第三十三条とし、第三十七条及び第三十八条を三条ずつ繰り上げる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度の予算から適用する。

2　昭和三十三年四月一日において、この会計の保有する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）は、造幣局の事業のうち造幣事業以外のものに係るものとして大蔵大臣が定めるものを除くほか、補助貨幣回収準備資金に編入し、同資金において保有することができる。

3　造幣局特別会計法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十四号）附則第二項又はこの法律による改正前の造幣局特別会計法第三十二条の規定によりこの会計から一般会計又は補助貨幣回収準備資金に納付し、又は編入すべき利益で、昭和三十三年三月三十一日においてまだ当該納付又は編入がされていないものについては、同日以後においては、当該納付又は編入がないものとする。

4　第二項の規定により補助貨幣回収準備資金に編入された地金の価額が前項の規定により納付又は編入を要しないこととされた利益の額の合計額をこえるときは、そのこえる額に相当する金額は、政令で定めるところにより、この会計の固有資本又は前受金の減少に充てるものとする。

5　前項に規定する地金の価額は、時価を参酌して大蔵大臣が定めるところによる。

6　昭和三十二年度の決算の確定の日において、この会計の同年度以前の年度に係る決算上の損失があるときは、その合計額は、政令で定めるところにより、この会計の固有資本の減少に充てるものとする。

（大蔵大臣・内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第百三十四号（昭三二・五・二七）

◎臨時通貨法の一部を改正する法律

臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五十円」を「百円、五十円」に、「八種」を「九種」に改める。

第三条中「五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄」を「百円ノ臨時補助貨幣ハ二千円迄、五十円ノ臨時補助貨幣ハ千円迄」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第百三十五号（昭三二・五・二七）

◎準備預金制度に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、通貨調節手段としての準備預金制度を確立し、わが国の金融制度の整備を図るとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「指定金融機関」とは、銀行（銀行法（昭和二年法律第二十一号）第二条の規定による免許を受けた銀行をいう。）並びに長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）に規定する長期信用銀行をいう。）、外国為替銀行（外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）に規定する外国為替銀行をいう。）、相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫のうち政令で定めるものをいう。

2　この法律において「法定準備預金額」とは、指定金融機関がこの法律の規定により保有しなければならない日本銀行に対する預け金の最低額をいう。

3　この法律において「準備率」とは、指定金融機関の預金（外貨預金その他の政令で定める預金を除き、貯金及び定期積金を含む。以下同じ。）の額に対する当該指定金融機関の法定準備預金額の比率をいう。

4　この法律において「定期性預金」とは、払戻について期限の定がある預金で政令で定めるもの及び定期積金をいう。

（日本銀行預け金の保有義務）

第三条　指定金融機関は、日本銀行が次条の規定により準備率を定めた場合には、第七条第一項に規定する方法で計算した法定準備預金額以上の金額を、日本銀行に対する預け金として保有しなければならない。

（準備率の設定、変更又は廃止）

第四条　日本銀行は、通貨の調節を図るため必要があると認める場合には、準備率を設定し、変更し、又は廃止することができる。

2　前項の準備率は、百分の十をこえることができない。

3　日本銀行は、第一項の規定により準備率を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第五条　日本銀行は、前条の規定により準備率を設定し、変更し、又は廃止する場合には、定期性預金及びその他の預金の別又は政令で定める指定金融機関別に設定し、変更し、又は廃止することができる。

（公告）

第六条　第四条の規定による準備率の設定、変更又は廃止は、日本銀行の公告によって行う。

（法定準備預金額等の計算方法）

第七条　指定金融機関の法定準備預金額は、当該指定金融機関のその月中の毎日（当日が休日のときは前日。以下次項において同じ。）の終業時の預金の残高にそれぞれその日における準備率を乗じて得た金額の合計額を、その月の日数で除して計算する。この場合において、その月のうちに準備率が定められていない日があるときは、その日については、準備率を零として計算するものとする。

2　指定金融機関の第三条に規定する日本銀行に対する預け金の額は、その月の政令で定める日から起算して一月間の毎日の終業時における当該指定金融機関に係る日本銀行の預り金（政令で定めるものを除

く。）の残高の合計額を、当該期間の日数で除して計算する。

（預け金の額が不足する場合の措置）

第八条 前条第二項の規定により計算した指定金融機関の日本銀行に対する預け金の額が同条第一項の規定により計算した当該指定金融機関の法定準備預金額に達しない場合には、当該指定金融機関は、その不足額について、当該法定準備預金額の計算の基礎となつた月の日数に応じ、その月の末日における日本銀行の商業手形についての割引歩合に日歩一銭を加えた歩合により計算した金額を、政令で定めるところにより、日本銀行に納付しなければならない。

2 日本銀行は、前項の規定により納付された金額を、政令で定めるところにより、政府に納付しなければならない。

3 第一項の規定により日本銀行に納付された金額又は前項の規定により日本銀行が納付した金額は、日本銀行の法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による所得の計算上、それぞれ益金又は損金に算入しない。

（報告書の提出）

第九条 指定金融機関は、政令で定めるところにより、その預金又は日本銀行に対する預け金の状況に関する報告書を日本銀行に提出しなければならない。

（政令への委任）

第十条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条ノ三第六号を次のように改める。

六 準備預金制度に関する法律第四条ノ規定ニ依ル準備率ノ設定、変更又ハ廃止

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五十八号を第五十九号とし、第三十八号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 準備預金制度の運用を監督すること。

第十二条第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 日本銀行の行う準備率の設定、変更又は廃止を認可すること。

第十五条第二項中「第五十三号及び第五十四号」を「第五十四号及び第五十五号」に改める。

第十六条第二項中「第五十五号から第五十七号」を「第五十六号から第五十八号」に改める。

第二十九条中「第四十一号」を「第四十二号」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第百三十六号（昭三二・五・二七）

◎預金等に係る不当契約の取締に関する法律

（定義）

第一条 この法律において「金融機関」とは、銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会その他預金等の受入及び資金の融通を業とする者をいう。

2 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金、相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）第二条第一項第一号に規定する掛金及び信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条に規定する契約による金銭信託をいう。

3 この法律において「特別の金銭上の利益」とは、利息、手数料、礼金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、預金等をする者が当該預金等に関し次に掲げるもののほかに受ける金銭上の利益をいう。

一 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第二条の規定により定められた最高限度の金利による利息（定期積金にあつては、その契約に係る給付金額から払込金の金額の合計額を控除した金額に相当するもの）及び配当

二 相互銀行法第三条の規定による免許を受ける際に認められ、又は同法第九条第三号の規定によりその変更について認可を受けた最高限度の掛金の利廻による利益（掛金契約に係る給付金額から掛金の金額の合計額を控除した金額に相当するものをいう。）

三 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第二条第二項に規定する割増金附貯蓄につき受ける割増金

（預金等に係る不当契約の禁止）

第二条 金融機関に預金等をする者は、当該預金等に関し、特別の金銭上の利益を得る目的で、特定の第三者と通じ、当該金融機関を相手方として、当該預金等に係る債権を担保として提供することなく、当該預金等に係る債権を担保として提供することを約してはならない。

2 金融機関に預金等をすることについて媒介をする者は、当該預金等に関し、当該預金等をする者に特別の金銭上の利益を得させる目的で、特定の第三者と通じ、又は自己のために、当該金融機関を相手方として、当該預金等に係る債権を担保として提供することを約してはならない。

第三条 金融機関は、預金等をし、又はその媒介をする者で前条第一項又は第二項に規定する目的を有するものを相手方として、当該預金等に係る債権を担保とすることなく、これらの規定に規定する旨を約してはならない。

（罰則）

第四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条の規定に違反した者

二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、預金等をする者が当該預金等に関し資金の融通をし、又は当該第三者のために債務の保証をすべき旨を約してはならない。

2 金融機関に預金等をすることについて媒介をする者は、当該預金等に関し、当該預金等をする者に特別の金銭上の利益を得させる目的で、特定の第三者と通じ、又は自己のために、当該金融機関を相手方として、当該預金等に係る債権を担保として提供することを約してはならない。

第三条 金融機関は、預金等をし、又はその媒介をする者で前条第一項又は第二項に規定する目的を有するものを相手方として、当該預金等に係る債権を担保とすることなく、これらの規定に規定する旨を約してはならない。

（罰則）

第四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条の規定に違反した者

二 いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、預金等をする者が当該預金等に関し資金の融通をし、又は当該第三者のために債務の保証をすべき旨を約してはならない。

ず、第二条の規定の禁止を免かれる行為をした者

第五条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条の規定に違反したとき。

二　いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、第三条の規定の禁止を免かれる行為をしたとき。

2　金融機関の役員又は職員は、第三条に規定する旨を約した場合には、その相手方が第二条第一項又は第二項に規定する目的を有することを知らなかつたことを理由として、前項の処罰を免かれることができない。ただし、その知らなかつたことについて過失のないことの証明があつたときは、この限りでない。

3　前項の場合において、同項に規定する目的を有することを知らなかつたことについて過失があるにとどまるときは、情状によりその刑を免除することができる。

第六条　法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第百三十七号（昭三二・五・二八）

◎私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律

私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の二」に、「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第一章中第六条の次に次の一条を加える。

（戸籍書類の無料証明）

第六条の二　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、組合又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

第十二条第二項中「十五人以内」を「二十一人以内」に改める。

第十四条中「使用される者（以下「教職員等」という。）」を「使用される者で学校法人等から給与を受けるもの（以下「教職員等」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　学校法人等に使用される者で、公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱を受け、その取扱の期間中、学校法人等から給与の全部又は一部の支給を受けるものは、前項の規定の適用については、常時勤務に服する者とみなす。

第十五条中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第十六条中「第二号から第四号まで」を「第二号若しくは第四号に掲げる事由に該当するに至つた日若しくはその翌日又は第三号」に、「第十四条各号」を「第十四条第一項各号」に改める。

第十七条に次の二項を加える。

2　組合員がその資格を喪失した後再び組合員たる資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間を合算する。ただし、前後の組合員であつた期間を合算した期間が二十年に達しないときは、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員の期間の計算については、この限りでない。

3　組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に再び組合員たる資格を取得した場合における後の組合員であつた期間の計算については、第一項の規定にかかわらず、その期間に算入しない。

第十八条中「分べん」を「分べん」に、「災やく」を「災やく」に改める。

第十九条第一項第一号中「医療機関」を「医療機関又は薬局」に改める。

第二十条中「り災給付」を「り災給付」に改める。

第二十二条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	六、〇〇〇円	六、五〇〇円未満
第二級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上　七、五〇〇円未満
第三級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上　八、五〇〇円未満
第四級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上　九、五〇〇円未満
第五級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上　一一、〇〇〇円未満
第六級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上　一三、〇〇〇円未満
第七級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上　一五、〇〇〇円未満
第八級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上　一七、〇〇〇円未満
第九級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上　一九、〇〇〇円未満
第十級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上　二一、〇〇〇円未満
第十一級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上　二三、〇〇〇円未満
第十二級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上　二五、〇〇〇円未満
第十三級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上　二七、〇〇〇円未満

第十四級	二八、〇〇〇円
第十五級	三〇、〇〇〇円
第十六級	三三、〇〇〇円
第十七級	三六、〇〇〇円
第十八級	三九、〇〇〇円
第十九級	四二、〇〇〇円
第二十級	四五、〇〇〇円
第二十一級	四八、〇〇〇円
第二十二級	五二、〇〇〇円

	二七、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満
	二九、〇〇〇円以上三一、五〇〇円未満
	三一、五〇〇円以上三四、五〇〇円未満
	三四、五〇〇円以上三七、五〇〇円未満
	三七、五〇〇円以上四〇、五〇〇円未満
	四〇、五〇〇円以上四三、五〇〇円未満
	四三、五〇〇円以上四六、五〇〇円未満
	四六、五〇〇円以上五〇、〇〇〇円未満
	五〇、〇〇〇円以上

第二十二条第二項から第四項までを次のように改める。

2　標準給与は、組合員が毎年七月一日現に使用される学校法人等において同日前二月間に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として定める。

3　前項の規定によつて定められた標準給与は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準給与とする。

4　第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者及び第七項の規定により七月から十月までのいずれかの月から標準給与が変更される組合員については、その年に限り適用しない。

第二十二条に次の四項を加える。

5　組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在により標準給与を定める。この場合において、週その他月以外の一定期間により給与が支給される給与については、その給与の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を給与月額とする。

6　前項の規定によつて定められた標準給与は、組合員の資格を取得した月からその年の九月（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の九月）までの各月の標準給与とする。

7　第二項又は第五項の規定によつて標準給与が定められた組合員について現に使用される学校法人等において継続した二月間に受けた給与の総額を二で除して得た額が、その者の標準給与の基礎となつた給与月額にくらべて著しく高低を生じ、文部省令で定める程度に達したときは、その額を給与月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準給与が変更されるものとする。

8　前項の規定によつて変更された標準給与は、その年の九月（七月から十二月までのいずれかの月から変更されたものについては、翌年の九月）までの各月の標準給与とする。

第二十五条中「第六十二条」を「第六十二条の二」に改め、同条の表中

第三十条第一項 第三十七条第一項 第四十二条第一項 第四十五条第一項 第五十五条第一項 第五十七条第一号及び第四号	公務
	職務

を

第三十四条第二項	専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合若しくは市町村職員共済組合の組合員又は組合員でない健康保険若しくは船員保険の被保険者を含む。

」に、

第三十条第一項 第三十七条第一項 第四十二条第一項 第四十五条第一項 第五十五条第一項 第五十七条第一号及び第四号	前項の場合において	前項の場合において、学校法人等が虚偽の報告若しくは証明をし、又は
第二十九条の二第二項	その保険医	その学校法人等又は保険医
第二十九条の二第三項	国税徴収の例によることができる。この場合において、組合は、滞納処分を行うには、大蔵大臣の認可を受けなければならない。	私立学校教職員共済組合法第三十条及び第三十一条の規定を準用する。

同表の上欄中「第四十条第二項」を「第四十条第二項及び第三項」に、「第四十四条」を「第四十四条第四項」に、「第四十一条第二項　第四十二条第三項」を「第四十一条第三項　第四十二条第二項　第四十四条の二第三項」に改める。

第五章第二節中第二十五条の次に次の一条を加える。

（資格喪失後の継続給付の受給条件）

第二十五条の二　前条において準用する国家公務員共済組合法第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項若しくは第三項、第五十五条第五項又は第五十六条第一項後段若しくは第三項の規定による給付を受けるには、組合員の資格を喪失した日の前日まで継続して一年以上組合員であつたことを要する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（掛金の繰上徴収）

第二十九条の二　掛金は、次の各号に掲げる場合においては納期前であつても、すべて徴収することができる。

第三十一条第一項第一号	組合（第六十三条の二第一項に規定する連合会を含む。）	組合	これらの給付（市町村職員共済組合法による給付に相当するものを含む。）の
第三十四条第一項	公務	職務	これらの給付

一　学校法人等が次のいずれかに該当する場合
イ　国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。
ロ　強制執行を受けるとき。
ハ　破産の宣告を受けたとき。
ニ　競売の開始があつたとき。
二　学校法人等が、解散をした場合
三　組合員の勤務する私立学校又は私立各種学校が、廃止された場合

第三十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により掛金を徴収するときは、この限りでない。

第三十条第二項中「督促状により指定すべき期限は、」の下に「前条各号の一に該当する場合を除き、」を加える。

第三十一条第一項中「前条の規定による督促」の下に「又は第二十九条の二各号（第一号ハを除く。）の一に該当したことにより納期を繰り上げてする掛金の納入の告知」を加え、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第三十三条の見出しを「（国税徴収法の準用）」に改め、同条中「徴収金に関する書類の送達」を「徴収金」に、「第四条ノ九及び第四条ノ十」を「第四条ノ二から第四条ノ五まで、第四条ノ九、第四条ノ十及び第九条ノ二」に改める。

第三十八条中「第七十一条第二項及び第三項並びに」を「第七十一条第二項から第四項まで及び」に改める。

第四十六条第一項中「第三十一条第三号」を「第三十一条第一項第三号」に、「医療機関に」を「保険医療機関若しくは保険薬局に」に、「診療を行つた医療機関の病院若しくは診療所」を「療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局」に改め、同条第二項中「医療機関又は」を「保険医療機関若しくは保険薬局又は」に、「当該医療機関」を「当該保険医療機関又は保険薬局」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（国家公務員共済組合法の改正の場合の経過措置）

第四十八条の二　第二十五条又は第三十八条において準用する国家公務員共済組合法の規定が改正せられた場合におけるこの法律の適用について必要な経過措置に関しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。

附　則

（施行期日）

1　この法律中目次の改正規定、第六条の次に一条を加える改正規定、第十二条第二項、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条及び第二十二条の改正規定、第二十五条の次に一条を加える改正規定、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十三条の改正規定、第四十八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三項から附則第五項までの規定は、昭和三十二年六月一日から施行し、その他の規定は、各規定につき、同日から起算して二箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（組合員たる期間の計算に関する経過措置）

2　この法律による改正後の第十七条第二項の規定は、同項の改正規定の施行の日前に再び組合員たる資格を取得した者に係る給付で同日以後に給付事由が生じたものの基礎となるべき組合員たる期間の計算についても、適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3　昭和三十二年六月一日前に組合員たる資格を取得して同日まで引き続き組合員たる資格を有する者の同年同月から同年九月までの各月の標準給与については、その者が同日に組合員たる資格を取得したものとみなしてこの法律による改正後の第二十二条第五項の規定を適用するものとする。

（資格喪失後の期間に係る継続給付に関する経過措置）

4　昭和三十二年六月一日において現に第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項若しくは第三項、第五十五条第五項又は第五十六条第一項後段若しくは第三項の規定により給付を受けている者の当該給付については、この法律による改正後の第二十五条の二の規定は、適用しない。

（掛金徴収に関する経過措置）

5　昭和三十二年五月以前の月に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第三十条の規定の適用を妨げない。

（文部・厚生大臣臨時代理・内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第百三十八号（昭三二・五・二八）

◎中小企業の資産再評価の特例に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号。以下「再評価法」という。）の規定による再評価を十分に行わなかつた中小企業たる法人又は個人に対し、減価償却資産についてさらに再評価を行う機会を与え、再評価税を軽減する等再評価法の特例を定めて再評価の実施を促進することにより減価償却を可能にして企業経理の合理化を図り、もつて中小企業の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「再評価」、「再評価日」、「事業」、「減価償却資産」、「有形減価償却資産」、「無形減価償却資産」又は「再評価差額」とは、それぞれ再評価法第二条第二項若しくは第四項から第八項までに規定する再評価、再評価日、事業、減価償却資産、有形減価償却資産、無形減価償却資産又は再評価差額をいう。

2　この法律において「基準日」とは、再評価法第三条本文（再評価の基準日）に規定する基準日（昭和二十八年一月一日）をいう。ただし、基準日の特例資産については、同条ただし書に定める日をいう。

3　この法律において「再評価可能資産」とは、減価償却資産のうち次に掲げる資産をいう。

一　昭和二十八年一月一日において減価償却資産であつた資産（基準日の特例資産を除く。）

二　基準日の特例資産のうち、その基準日が法人にあつては昭和三十二年中に最初に開始する事業年度開始の日以前に、個人にあつては同年一月一日以前に到来した減価償却資産

三　昭和二十八年一月一日において個人の事業の用に供していない資産で、同日後昭和三十二年一月一日以前に当該個人の事業の用に供したため、減価償却資産に該当することとなつたもの

4　この法律において「基準日の特例資産」とは、再評価法第三条各号（基準日の特例）に規定する資産をいう。

5　この法律において「事業年度」とは、第三条第一項第二号及び第四号を除くほか、法人税法第七条（法人の事業年度）に定める事業年度をいう。

（再評価を行うことができる法人及びその再評価の時期）

第三条　法人（次に掲げる法人を除く。）は、当該法人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有する再評価可能資産（再評価法第七条（帳簿価額のない資産の再評価）の規定により再評価を行うことができないものを除く。以下次項において同じ。）について、再評価法第十三条第一項（法人の資産の再評価の時期）に定めるもののほか、昭和三十二年中に開始する事業年度開始の日（当該開始の日が二以上あるときは、そのいずれか一の日。以下次項において同じ。）現在において、同法第六条第一項（法人の資産の再評価）の規定による再評価を行うことができる。

一　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号。以下「資本充実法」という。）の施行の日（昭和二十九年六月一日）において資本の額が五千万円以上であつた株式会社

二　資本充実法の施行の日において資本の額が三千万円以上五千万円未満の株式会社で、同日を含む事業年度（資本充実法第二条第二項（定義）に規定する事業年度をいう。以下第四号において同じ。）開始の日において当該会社が有する同法第二条第五項に規定する要再評資産の当該開始の日における再評価限度額（資本充実法第二条第四項に規定する再評価限度額をいう。）の合計額が一億円以上であつたもの

三　資本充実法第十四第条第一項（要再評価会社が合併した場合の再評価の強制）の規定により同法第六条第一項（再評価の強制）の規定による再評価を行わなければならないこととされた法人

四　前三号に掲げる法人以外の法人で、昭和二十八年又は昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一の日において、最低限度以上の再評価（資本充実法第十九条第二項（再評価税等の減免を受ける要件となる再評価）に規定する最低限度以上の再評価をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行つたもの及び資本充実法第十九条第三項の規定により最低限度以上の再評価を行つたものとみなされたもの

2　前項各号に掲げる法人以外の法人（前項の規定に基いて再評価法第六条第一項（法人の資産の再評価）の規定による再評価を行つた法人を除く。）が合併により消滅した場合において、その合併の日が昭和二十八年一月一日（合併法人（合併により設立した法人又は合併後存続する法人をいう。以下この条において同じ。）が前項第一号又は第二号に掲げる株式会社であるときは、昭和二十九年六月一日とし、同項第三号に掲げる法人であるときは、資本充実法第十四条第一項の規定により再評価を行わなければならない最後の日とし、同項第四号に掲げる法人であるときは、最低限度以上の再評価を行い、又は同法第十九条第三項の規定により行つたものとみなされた日とする。）後、合併法人の昭和三十二年十二月三十一日を含む事業年度終了の日（その日が昭和三十三年六月三十日後であるときは、同日）までの日であるときは、合併法人は、当該合併により消滅した法人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有していた再評価可能資産で当該合併により取得し、引き続き同法の施行地において有するものについて、同法第十四条第一項（合併の場合における再評価）に定めるもののほか、合併の時期の区分に応じ次に掲げる日現在において、同項の規定による再評価を行うことができる。

一　合併の日が昭和三十一年十二月三十一日以前であるときは、昭和三十二年中に開始する事業年度開始の日

二　合併の日が昭和三十二年一月一日以後であるときは、当該合併の日又は同日後同年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一の日

（再評価を行うことができる個人及びその再評価の時期）

第四条　個人（次に掲げる個人を除く。）は、当該個人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有する再評価可能資産について、再評価法第十三条第三項（個人の減価償却資産の再評価の時期）に定めるもののほか、昭和三十二年一月一日現在において同法第八条第一項（個人の減価償却資産の再評価）の規定による再評価を行うことができる。

一　昭和二十八年一月一日又は昭和二十九年一月一日において最低限度以上の再評価を行つた個人

二　資本充実法第十九条第四項（再評価税等の減免を受ける要件となる再評価を行つたものとみなす場合）の規定により最低限度以上の再評価を行つたものとみなされた個人

2　前項各号に掲げる個人以外の個人（前項の規定に基いて再評価法第八条第一項（個人の減価償却資産の再評価）の規定による再評価を行つた個人を除く。）が昭和三十二年一月一日から昭和三十三年三月十五日までの間に死亡した場合においては、当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、当該個人が基準日から引き続き再評価法の施行地において有していた再評価可能資産について、同法第十六条第一項から第三項まで（死亡の場合の再評価の承継）に定めるもののほか、昭和三十二年一月一日現在においてこれらの規定による再評価を行うことができる。

3　再評価法第四条の二（相続人を所有者とみなす場合）の規定は、第一項各号に掲げる個人の有していた資産については、適用しない。

（再評価限度額の計算に適用する倍数）

第五条　前二条の規定に基いて再評価を行う場合において、有形減価償却資産（鉱業の用に供する有形減価償却資産で個人の有する家屋以外のものを除く。）

ついて、再評価法第六条第一項（法人の再評価）又は第十四条第三項（合併の場合における再評価）の規定により行う再評価

二　第四条の規定の適用を受ける個人又は相続人が、基準日の特例資産でその基準日が昭和三十二年一月一日後に到来するものについて、再評価法第八条第一項（個人の減価償却資産の再評価）又は第十六条第二項（死亡の場合の再評価の承継）の規定により行う再評価

三　第四条の規定の適用を受ける個人又は相続人が、当該個人又は被相続人が基準日から引き続き再評価法の施行地に有する資産でその事業の用に供していないものを昭和三十二年一月一日後にその事業の用に供したため減価償却資産に該当することとなつたものについて、同法第十条第一項（非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価）又は第十六条第三項の規定により行う再評価

（法人の再評価の申告期限）

第七条　第三条の規定に基いて再評価を行つた法人の当該再評価に係る再評価法第四十五条第一項（法人の再評価の申告）の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、再評価日を含む事業年度終了の日から二月以内（当該再評価に係る再評価日を含む事業年度終了の日が昭和三十三年四月三十日後であるときは、同年六月三十日まで）とする。

（個人の再評価の申告期限）

第八条　第四条第一項の規定に基く再評価を行つた個人の当該再評価に係る再評価法第四十六条第一項又は第二項（個人の減価償却資産の再評価の申告）の規定による申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、昭和三十三年一月十六日から同年三月十五日までとする。

2　第四条第二項の規定に基いて再評価を行つた相続人の当該再評価に係る再評価法第四十六条第一項又は第三項の規定による申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、相続の開始又は遺贈（包括遺贈又は被相続人の相続人に対する遺贈に限る。）の事実があつたことを知つた日から四月を経過した日の前日（その日が昭和三十二年八月三十一日以前であるときは、同日）までとする。

（法人の再評価税の納付）

第九条　第三条の規定に基く再評価又は第六条第二項第一号に掲げる再評価を行つた法人のこれらの再評価に係る再評価税の再評価法第五十一条第一項（法人の減価償却資産についての再評価税の納付）の規定による納期は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価日を含む事業年度から当該再評価日以後三年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内とし、各納期において納付すべき同項の規定による再評価税額は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価税額に当該各事業年度の月数（これらの再評価に係る再評価日が事業年度開始の日以外の日である場合における当該再評価日を含む事業年度については、当該再評価日から当該事業年度終了の日までの月数とし、これらの再評価に係る再評価日から三年を経過した日の前日を含む事業年度については、三十六から既に当該再評価税の納付すべき額の計算の基礎となつた月数を控除した月数とする。）を乗じて三十六で除して計算した金額とする。

2　前項に規定する再評価を行つた法人が合併により消滅した場合において、合併法人が合併により取得した当該再評価の行われた減価償却資産についての同項の規定による再評価税額で合併の日から起算して二月を経過した日までにまだ納期が到来していないものがあるときは、合併法人が再評価法第三十八条第一項（納税義務の継承）の規定により当該資産について納付すべき再評価税額については、被合併法人の当該資産についての再評価日を合併法人の当該資産についての再評価日とみなし、合併の日から合併の日を含む事業年度終了の日までの月数を当該事業年度の月数とみなして、同項の規定を適用する。

3　前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（個人の再評価税の納付）

第十条　第四条の規定に基く再評価又は第六条第二項第二号若しくは第三号に掲げる再評価を行つた個人又は相続人のこれらの再評価に係る再評価税の再評価法第五十三条第一項（個人の減価償却資産についての再評価税の納付）の規定による納期は、同項の規定にかかわらず、これらの再評価に係る再評価日の属する年の翌年から三年間、毎年一月十六日（第六条第二項第二号又は第三号に掲げる再評価に係る再評価税にあつては、二月十六日）から三月十五日まで（再評価法第四十六条第一項又は第三項（個人の減価償却資産の再評価の申告）の規定による申告書の提出期限が再評価日の属する年の翌年三月十五日後であるときは、当該提出期限の属する年については、当該申告書の提出期限まで）とし、各納期において納付すべき同項の規定による再評価税額は、同項の規定にかかわらず、当該再評価に係る再評価税額の三分の一に相当する金額とする。

（再評価税の繰上徴収及び延納等に関する規定の不適用）

第十一条　再評価法第五十一条第三項（法人の減価償却資産の譲渡の場合の再評価税の繰上徴収）、第五十三条第三項（個人の減価償却資産の譲渡の場合の再評価税の繰上徴収）、第五十六条から第五十九条まで（法人及び個人の減価償却資産の再評価税の延納）、第八十四条（再評価積立金を取りくずした場合の再評価税の免除）、第八十六条（個人の減価償却資産の譲渡損等の場合の再評価税の免除）及び第八十八条（所得税法の規定による控除不足がある場合の再評価税の免除）の規定は、第六条の規定の適用を受ける再評価税については、適用しない。

2　再評価法第十三条第二項（同法第十四条第五項、第四十五条第四項、第五十一条第四項又は第七十一条第三項において準用する場合を含む。）（法人の事業年度が六月をこえる場合に一事業年度とみなすもの）の規定は、第六条の規定の適用を受ける再評価及びこれに係る再評価税（追徴税額を含む。）については、適用しない。

（再評価積立金の全額の資本への組入れの時期）

第十二条　第三条の規定に基く再評価又は第六条第二項第一号に掲げる再評価を行つた法人がこれらの再評価に係るものとして再評価法第百二条（再評価積立金）の規定により積み立てた金額について同法第百九条第四項又は第五項（再評価積立金の資本への組入れ）の規定によりその全額を資本に組み入れることができる時期は、これらの項の規定にかかわらず、当該再評価に係る再評価税を完納した日と昭和三十五年一月一日とのいずれか遅い日とする。

（再評価の限度額等についての再評価法の適用）

第十三条　再評価法第四十八条（修正申告書）、第六十五条（再評価額等の更正）又は第百二十五条（限度額をこえる再評価についての罰則）の規定の適用については、第五条及び再評価法第三章の規定により計算した再評価の限度額を同法第三章に規定する限度額とし、第六十条（繰上納付）、第六十四条（再評価税の督促）又は第七十七条（利子税額）の規定の適用については、第九条又は第十条の納期及び納期限をそれぞれ同法第五十一条第一項（法人の減価償却資産についての再評価税の納付）又は第五十三条第一項（個人の減価償却資産についての再評価税の納付）に規定する納期及び納期限とする。

別表甲　有形減価償却資産（鉱業の用に供するものを除く。）についての再評価倍数表

（一）

取得の時期＼耐用年数	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
明治33年以前									
明治34年									
明治35年									
明治36年									
明治37年									
明治38年									
明治39年									
明治40年									
明治41年									
明治42年									
明治43年									
明治44年									
明治45年 大正元年									
大正2年									
大正3年									0.10
大正4年									0.10
大正5年									0.13
大正6年									0.14
大正7年									0.13
大正8年									0.12
大正9年									0.13
大正10年								0.12	0.22
大正11年								0.15	0.27
大正12年								0.17	0.34
大正13年							0.10	0.21	0.39
大正14年							0.15	0.29	0.47
大正15年 昭和元年							0.19	0.37	0.66
昭和2年						0.12	0.25	0.50	0.84
昭和3年						0.14	0.34	0.61	1.1

13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
			0.13	0.25	0.38	0.57	0.81	1.1	1.6	2.1	2.5
			0.13	0.26	0.46	0.65	0.98	1.3	1.9	2.4	2.9
			0.20	0.33	0.52	0.78	1.1	1.5	2.0	2.6	3.2
		0.13	0.19	0.37	0.55	0.85	1.2	1.5	2.2	2.8	3.3
		0.12	0.23	0.41	0.64	0.87	1.3	1.6	2.3	2.9	3.4
		0.17	0.27	0.43	0.65	0.97	1.3	1.7	2.4	3.0	3.5
		0.16	0.32	0.47	0.73	1.1	1.5	1.8	2.5	3.2	3.8
	0.10	0.20	0.34	0.49	0.78	1.2	1.5	1.9	2.6	3.3	3.9
	0.11	0.26	0.41	0.61	0.91	1.4	1.8	2.2	3.0	3.8	4.4
	0.16	0.32	0.48	0.74	1.2	1.6	2.0	2.5	3.5	4.3	5.1
0.11	0.16	0.37	0.57	0.83	1.3	1.8	2.3	2.8	3.8	4.8	5.5
0.10	0.20	0.40	0.60	0.95	1.4	1.9	2.5	3.0	4.1	5.0	5.9
0.15	0.24	0.43	0.71	1.0	1.5	2.0	2.6	3.2	4.3	5.3	6.1
0.15	0.29	0.52	0.81	1.2	1.7	2.3	2.9	3.5	4.8	5.8	6.7
0.20	0.35	0.65	0.99	1.4	2.0	2.7	3.5	4.1	5.6	6.8	7.8
0.25	0.44	0.74	1.2	1.6	2.3	3.0	3.9	4.6	6.1	7.4	8.5
0.25	0.45	0.73	1.1	1.5	2.1	2.8	3.6	4.2	5.6	6.7	7.7
0.26	0.42	0.68	1.0	1.4	1.9	2.5	3.2	4.0	5.0	5.9	6.8
0.23	0.37	0.62	0.89	1.2	1.7	2.2	2.7	3.4	4.2	5.0	5.7
0.22	0.36	0.58	0.82	1.2	1.6	2.0	2.5	3.1	3.8	4.5	5.1
0.26	0.40	0.62	0.88	1.2	1.6	2.1	2.6	3.2	3.9	4.6	5.1
0.38	0.62	0.92	1.3	1.8	2.4	3.0	3.7	4.5	5.5	6.5	7.3
0.49	0.73	1.2	1.6	2.1	2.8	3.5	4.3	5.2	6.3	7.3	8.2
0.57	0.86	1.3	1.8	2.4	3.1	3.9	4.7	5.7	6.9	8.0	8.9
0.64	0.99	1.5	2.0	2.6	3.4	4.2	5.1	6.1	7.3	8.5	9.5
0.80	1.2	1.8	2.4	3.1	3.9	4.9	5.8	7.0	8.3	9.6	11
1.1	1.6	2.3	3.1	3.9	5.0	6.2	7.4	8.8	11	12	14
1.4	2.0	2.8	3.7	4.7	6.0	7.4	8.7	11	13	14	16
1.7	2.3	3.3	4.3	5.4	6.8	8.3	9.7	12	14	16	17

25 年	26 年	27 年	28 年	30 年	32 年	35 年	36 年	40 年	41 年	45年	46年
3.2	3.9	4.7	5.7	7.8	11	15	17	24	25	34	36
3.8	4.5	5.4	6.5	8.8	12	16	18	26	28	37	39
4.0	4.8	5.8	6.9	9.4	13	17	19	27	29	39	41
4.2	4.9	5.9	7.1	9.5	13	17	19	27	29	38	41
4.4	5.2	6.1	7.3	9.8	13	18	20	28	29	38	41
4.4	5.3	6.3	7.4	9.8	13	18	20	27	29	38	40
4.7	5.6	6.6	7.8	11	14	18	20	28	29	38	41
4.8	5.7	6.7	7.9	11	14	18	20	27	29	38	40
5.5	6.5	7.6	8.9	12	16	20	22	30	32	41	43
6.3	7.4	8.6	11	14	17	22	25	33	35	45	47
6.8	8.0	9.3	11	14	18	24	26	35	37	47	49
7.2	8.4	9.7	12	15	19	24	27	36	37	48	50
7.5	8.7	10	12	15	19	25	27	36	37	47	50
8.2	9.5	11	13	16	21	26	29	38	40	50	52
9.4	11	13	15	19	23	29	32	42	44	55	57
11	12	14	16	20	25	31	34	44	46	57	60
9.2	11	13	14	18	22	27	30	38	40	50	52
8.1	9.2	11	12	15	19	23	25	32	34	42	43
6.7	7.7	8.7	9.9	13	16	19	21	26	27	34	35
6.1	6.9	7.8	8.8	11	14	17	18	23	24	29	30
6.0	6.8	7.7	8.7	11	13	16	17	22	23	28	29
8.6	9.6	11	13	15	18	22	24	30	31	38	29
9.6	11	13	14	17	20	24	26	32	34	40	42
11	12	13	15	18	21	25	27	34	35	42	43
11	13	14	16	19	22	26	28	35	36	42	44
13	14	16	17	20	24	29	31	37	39	46	47
16	17	19	21	25	29	34	37	45	46	54	56
18	20	22	24	28	33	39	41	50	51	60	62
20	21	23	26	30	35	41	44	52	54	63	65

50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年	耐用年数 ／ 取得の時期
46	58	61	69	73	82	98	110	124	明治33年以前
50	63	66	75	79	89	105	118	133	明治34年
51	65	68	77	81	91	108	121	135	明治35年
51	63	67	75	79	89	105	117	131	明治36年
51	63	66	74	78	87	103	115	128	明治37年
49	61	65	72	76	84	99	110	123	明治38年
50	62	65	72	76	85	99	110	123	明治39年
49	60	63	70	74	82	95	106	117	明治40年
53	65	68	75	79	88	102	113	125	明治41年
58	71	74	82	86	95	110	122	135	明治42年
60	73	76	84	89	97	113	124	137	明治43年
60	73	77	84	89	97	112	123	136	明治44年
60	72	76	83	87	95	110	120	132	明治45年 大正元年
63	75	79	86	90	99	113	124	135	大正2年
69	82	86	94	98	107	122	133	146	大正3年
71	84	88	96	100	110	125	136	148	大正4年
61	73	76	83	86	94	107	116	126	大正5年
51	60	63	68	71	77	88	95	103	大正6年
41	48	50	54	57	61	69	75	81	大正7年
35	41	43	46	48	52	58	63	68	大正8年
34	39	41	44	45	49	55	57	64	大正9年
45	53	55	59	61	66	73	79	85	大正10年
48	56	58	62	65	70	77	83	89	大正11年
50	57	59	64	66	71	79	84	90	大正12年
50	58	60	64	66	71	78	84	90	大正13年
54	62	64	68	70	75	83	89	95	大正14年
64	72	75	80	82	88	97	103	110	大正15年 昭和元年
70	79	82	87	90	96	105	112	119	昭和2年
73	82	85	90	93	98	108	114	121	昭和3年

(二)

取得の時期＼耐用年数	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
昭和4年						0.20	0.43	0.80	1.3
昭和5年					0.14	0.31	0.66	1.2	1.9
昭和6年					0.21	0.49	0.98	1.8	2.7
昭和7年					0.26	0.59	1.2	2.0	3.0
昭和8年				0.10	0.29	0.68	1.3	2.1	3.2
昭和9年				0.16	0.41	0.85	1.6	2.6	3.8
昭和10年				0.22	0.53	1.1	1.9	3.1	4.5
昭和11年				0.27	0.68	1.4	2.3	3.6	5.2
昭和12年			0.10	0.32	0.76	1.5	2.4	3.7	5.2
昭和13年			0.14	0.44	0.97	1.8	2.9	4.3	6.0
昭和14年			0.19	0.55	1.2	2.1	3.3	4.8	6.6
昭和15年			0.26	0.69	1.4	2.4	3.7	5.3	7.1
昭和16年		0.11	0.37	0.91	1.8	2.9	4.4	6.1	8.0
昭和17年		0.15	0.50	1.2	2.2	3.5	5.1	6.9	8.9
昭和18年		0.23	0.69	1.5	2.7	4.2	5.9	8.0	11
昭和19年		0.33	0.89	1.9	3.2	4.7	6.6	8.7	11
昭和20年 1月－3月	0.10	0.42	1.1	2.1	3.4	5.0	6.8	8.7	11
昭和20年 4月－6月	0.11	0.43	1.1	2.1	3.3	4.8	6.5	8.3	11
昭和20年 7月－9月	0.12	0.45	1.1	2.1	3.3	4.7	6.3	8.0	9.8
昭和20年 10月－12月	0.10	0.36	0.83	1.6	2.5	3.6	4.7	6.0	7.2
昭和21年 1月－2月	0.07	0.24	0.54	0.99	1.6	2.2	2.9	3.7	4.5
昭和21年 3月	0.05	0.18	0.40	0.73	1.2	1.6	2.1	2.7	3.2
昭和21年 4月－6月	0.04	0.14	0.31	0.57	0.88	1.3	1.7	2.1	2.5
昭和21年 7月－9月	0.04	0.14	0.30	0.53	0.81	1.2	1.5	1.9	2.2
昭和21年 10月－12月	0.04	0.13	0.28	0.50	0.75	1.1	1.4	1.7	2.0
昭和22年 1月－3月	0.04	0.13	0.28	0.49	0.73	1.0	1.3	1.6	1.9
昭和22年 4月－6月	0.04	0.11	0.23	0.39	0.59	0.79	1.1	1.3	1.5
昭和22年 7月－9月	0.03	0.07	0.14	0.24	0.35	0.46	0.59	0.72	0.85
昭和22年 10月－12月	0.02	0.06	0.11	0.19	0.27	0.36	0.46	0.56	0.65

13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
2.0	2.8	3.9	5.1	6.3	7.9	9.6	12	14	16	18	19
2.9	4.0	5.5	7.1	8.8	11	14	16	18	21	24	26
4.1	5.6	7.6	9.7	12	15	18	21	24	28	31	34
4.5	6.0	8.0	11	13	16	18	21	24	28	31	33
4.6	6.1	8.2	11	13	15	18	21	23	27	30	32
5.4	7.1	9.3	12	14	17	20	23	26	29	32	35
6.3	8.2	11	13	16	19	22	25	28	31	35	37
7.2	9.3	12	15	17	21	24	27	30	33	37	39
7.1	9.0	12	14	16	19	22	25	27	31	33	36
8.0	10	13	15	18	21	24	26	29	32	35	37
8.7	11	14	16	19	21	24	27	29	32	35	37
9.2	12	14	17	19	22	24	27	29	32	34	36
11	13	15	18	20	23	25	28	30	33	36	37
12	14	17	19	21	24	26	29	31	34	36	38
13	15	18	20	23	25	28	30	32	35	37	39
14	16	18	21	23	25	28	30	32	34	36	38
13	15	18	20	22	24	26	27	29	31	33	34
13	14	16	18	20	22	24	25	27	29	30	32
12	14	16	17	19	21	23	24	26	27	29	30
8.6	9.9	12	13	14	15	17	18	19	20	21	22
5.3	6.0	6.8	7.6	8.3	9.0	9.7	11	11	12	13	13
3.8	4.3	4.9	5.4	5.9	6.4	6.9	7.4	7.8	8.3	8.7	9.0
2.9	3.3	3.8	4.2	4.5	4.9	5.3	5.7	6.0	6.4	6.7	6.9
2.6	3.0	3.3	3.7	4.0	4.4	4.7	5.0	5.3	5.6	5.8	6.0
2.4	2.7	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.4	4.7	4.9	5.2	5.4
2.2	2.5	2.8	3.1	3.4	3.6	3.9	4.1	4.3	4.6	4.8	4.9
1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	3.2	3.3	3.5	3.7	3.8
0.98	1.1	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.1
0.75	0.84	0.94	1.1	1.1	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.6	1.6

25 年	26 年	27 年	28 年	30 年	32 年	35 年	36 年	40 年	41 年	45年	46年
22	24	26	29	33	39	45	48	57	59	68	70
29	32	35	38	44	50	58	62	73	75	87	89
38	41	44	48	56	64	73	78	91	94	108	111
37	40	44	47	54	62	71	75	87	90	102	105
36	38	42	45	51	58	66	69	81	83	94	96
38	41	44	48	54	61	69	73	84	86	97	99
41	44	47	51	57	64	72	75	87	89	100	102
43	46	49	53	59	66	74	77	88	90	101	103
39	41	44	47	53	58	65	68	77	79	87	89
40	43	46	49	54	59	66	69	77	79	87	89
40	42	45	48	53	58	64	66	74	76	83	85
39	41	44	46	51	56	61	63	70	71	78	79
40	42	45	47	51	56	61	63	69	71	77	78
41	43	45	47	51	55	60	61	68	69	74	75
41	43	45	48	51	55	59	61	67	68	73	74
40	42	44	46	49	52	56	58	63	63	68	69
36	38	39	41	43	46	49	50	54	55	59	59
33	35	36	37	40	42	45	46	50	50	53	54
31	32	34	35	37	40	42	43	46	47	50	50
23	24	24	25	27	29	30	31	33	34	36	36
14	14	15	15	16	17	18	19	20	20	21	22
9.4	9.8	11	11	12	12	13	13	14	14	15	15
7.2	7.5	7.8	8.0	8.5	9.0	9.6	9.8	11	11	12	12
6.3	6.5	6.8	7.0	7.4	7.8	8.3	8.5	9.1	9.2	9.7	9.8
5.6	5.8	6.0	6.2	6.5	6.9	7.3	7.5	8.0	8.0	8.5	8.6
5.2	5.3	5.5	5.7	6.0	6.3	6.7	6.8	7.3	7.3	7.7	7.8
4.0	4.1	4.2	4.4	4.6	4.8	5.1	5.2	5.5	5.6	5.9	5.9
2.2	2.3	2.4	2.4	2.6	2.7	2.8	2.9	3.1	3.1	3.3	3.3
1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5

50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年	耐用年数 ／ 取得の時期
79	88	91	96	99	105	114	121	128	昭和4年
100	112	115	121	125	132	143	152	160	昭和5年
123	138	141	149	153	162	175	185	195	昭和6年
117	129	133	140	143	151	163	172	181	昭和7年
107	118	121	127	130	137	147	155	162	昭和8年
109	120	123	129	132	139	149	156	164	昭和9年
112	122	125	131	134	140	150	157	165	昭和10年
112	123	125	131	134	140	149	156	162	昭和11年
97	105	108	112	114	119	127	132	138	昭和12年
96	104	106	110	113	117	124	129	134	昭和13年
91	98	100	104	106	110	116	121	125	昭和14年
85	92	93	97	98	102	107	111	115	昭和15年
83	89	91	94	95	98	103	107	110	昭和16年
80	86	87	90	91	94	98	101	105	昭和17年
79	83	85	87	88	91	95	98	101	昭和18年
73	77	78	80	81	83	87	89	91	昭和19年
62	66	66	68	68	71	73	75	77	1月－3月
57	60	60	62	63	64	66	68	70	4月－6月
53	55	56	57	58	59	62	63	65	7月－9月
38	40	40	41	42	43	44	45	46	10月－12月
23	24	24	24	25	25	26	27	27	1月－2月
16	17	17	17	17	18	18	19	19	3月
12	13	13	13	13	14	14	14	15	4月－6月
11	11	11	11	12	12	12	12	13	7月－9月
8.9	9.3	9.4	9.6	9.7	10	11	11	11	10月－12月
8.2	8.5	8.6	8.8	8.9	9.0	9.3	9.5	9.7	1月－3月
6.2	6.4	6.5	6.6	6.7	6.9	7.0	7.2	7.3	4月－6月
3.4	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1	7月－9月
2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	3.0	10月－12月

昭和20年

昭和21年

昭和22年

（三）

取得の時期＼耐用年数		4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
昭和23年	1月－3月	0.02	0.06	0.12	0.19	0.27	0.36	0.45	0.54	0.63
	4月－6月	0.03	0.07	0.12	0.20	0.28	0.37	0.46	0.55	0.63
	7月－9月	0.02	0.04	0.08	0.13	0.18	0.23	0.28	0.34	0.39
	10月－12月	0.02	0.04	0.07	0.12	0.16	0.21	0.25	0.30	0.35
昭和24年	1月－3月	0.02	0.04	0.08	0.12	0.16	0.21	0.25	0.30	0.34
	4月－6月	0.02	0.05	0.08	0.12	0.17	0.21	0.25	0.30	0.34
	7月－9月	0.02	0.05	0.08	0.13	0.17	0.21	0.26	0.30	0.34
	10月－12月	0.03	0.05	0.09	0.13	0.18	0.22	0.27	0.31	0.35
昭和25年	1月－3月	0.03	0.06	0.10	0.14	0.18	0.23	0.27	0.31	0.35
	4月－6月	0.03	0.06	0.10	0.15	0.19	0.24	0.28	0.33	0.37
	7月－9月	0.03	0.07	0.10	0.15	0.19	0.23	0.27	0.31	0.35
	10月－12月	0.03	0.07	0.10	0.14	0.19	0.22	0.26	0.30	0.33
昭和26年	1月－3月	0.04	0.07	0.10	0.14	0.18	0.22	0.26	0.29	0.32
	4月－6月	0.04	0.08	0.11	0.16	0.20	0.23	0.27	0.30	0.34
	7月－9月	0.05	0.08	0.13	0.17	0.21	0.25	0.29	0.32	0.35
	10月－12月	0.05	0.09	0.14	0.18	0.23	0.27	0.30	0.34	0.37
昭和27年		0.06	0.11	0.15	0.20	0.24	0.28	0.32	0.36	0.39

上記の表に該当する耐用年数がない資産については、当該資産の耐用年数のこの表の直近の長い耐用年数を当該資産の耐用年数とみなして、この表を適用する。

13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
0.73	0.81	0.90	0.97	1.1	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5
0.73	0.81	0.89	0.97	1.1	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5	1.5
0.44	0.49	0.54	0.59	0.63	0.67	0.71	0.74	0.78	0.82	0.85	0.87
0.39	0.43	0.84	0.51	0.55	0.59	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.76
0.38	0.42	0.46	0.50	0.53	0.57	0.60	0.62	0.65	0.68	0.71	0.73
0.38	0.42	0.46	0.49	0.53	0.56	0.59	0.61	0.64	0.67	0.69	0.71
0.38	0.42	0.45	0.49	0.52	0.55	0.58	0.60	0.63	0.65	0.68	0.69
0.39	0.43	0.46	0.49	0.52	0.55	0.58	0.61	0.63	0.66	0.68	0.70
0.39	0.42	0.46	0.49	0.52	0.55	0.57	0.60	0.62	0.65	0.67	0.68
0.41	0.44	0.47	0.51	0.53	0.56	0.59	0.61	0.63	0.66	0.68	0.69
0.39	0.42	0.45	0.48	0.50	0.53	0.55	0.57	0.59	0.61	0.63	0.65
0.37	0.39	0.42	0.45	0.47	0.49	0.52	0.54	0.55	0.57	0.59	0.60
0.35	0.38	0.40	0.43	0.45	0.47	0.49	0.51	0.52	0.54	0.55	0.57
0.37	0.39	0.42	0.44	0.46	0.48	0.50	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58
0.38	0.41	0.44	0.46	0.48	0.50	0.52	0.54	0.55	0.57	0.58	0.59
0.40	0.43	0.45	0.48	0.50	0.52	0.53	0.55	0.57	0.58	0.60	0.61
0.42	0.44	0.47	0.49	0.51	0.53	0.55	0.57	0.58	0.60	0.61	0.62

50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年	耐用年数 / 取得の時期	
2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	1月 — 3月	昭和23年
2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.6	2.7	2.7	4月 — 6月	
1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	7月 — 9月	
1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	10月 — 12月	
1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1月 — 3月	昭和24年
1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	4月 — 6月	
1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	7月 — 9月	
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	10月 — 12月	
0.97	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1月 — 3月	昭和25年
0.97	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	4月 — 6月	
0.90	0.92	0.93	0.94	0.94	0.96	0.98	0.99	1.0	7月 — 9月	
0.82	0.84	0.85	0.86	0.87	0.88	0.89	0.91	0.92	10月 — 12月	
0.76	0.78	0.79	0.80	0.80	0.81	0.83	0.84	0.85	1月 — 3月	昭和26年
0.77	0.79	0.80	0.81	0.81	0.82	0.83	0.85	0.85	4月 — 6月	
0.78	0.80	0.80	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85	0.86	7月 — 9月	
0.79	0.81	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85	0.86	0.87	10月 — 12月	
0.80	0.82	0.82	0.83	0.83	0.84	0.85	0.86	0.87	昭和27年	

25年	26年	27年	28年	30年	32年	35年	36年	40年	41年	45年	46年
1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	2.0	2.0	2.2	2.2	2.3	2.3
1.6	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2
0.90	0.93	0.96	0.98	1.1	1.1	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3
0.79	0.81	0.83	0.85	0.89	0.93	0.97	0.99	1.1	1.1	1.1	1.2
0.75	0.77	0.79	0.81	0.85	0.89	0.92	0.94	0.99	1.0	1.1	1.1
0.73	0.75	0.77	0.79	0.83	0.86	0.90	0.91	0.96	0.97	1.1	1.1
0.72	0.73	0.75	0.77	0.80	0.84	0.87	0.89	0.93	0.93	0.97	0.98
0.72	0.73	0.75	0.77	0.80	0.83	0.87	0.88	0.92	0.93	0.96	0.97
0.70	0.72	0.74	0.75	0.78	0.81	0.84	0.85	0.89	0.90	0.93	0.94
0.71	0.73	0.75	0.76	0.79	0.82	0.85	0.86	0.90	0.91	0.94	0.95
0.66	0.68	0.69	0.71	0.73	0.76	0.79	0.80	0.83	0.84	0.87	0.87
0.62	0.63	0.64	0.66	0.68	0.70	0.73	0.74	0.77	0.77	0.80	0.80
0.58	0.59	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.69	0.71	0.72	0.74	0.74
0.59	0.60	0.62	0.63	0.65	0.67	0.69	0.70	0.72	0.73	0.75	0.76
0.61	0.62	0.63	0.64	0.66	0.68	0.70	0.71	0.73	0.74	0.76	0.76
0.62	0.63	0.64	0.65	0.67	0.69	0.71	0.72	0.74	0.75	0.77	0.77
0.64	0.65	0.66	0.67	0.69	0.70	0.72	0.73	0.75	0.76	0.78	0.78

取得の時期＼種類		実用新案権及び意匠権	漁業権、特許権及び営業権	電気ガス供給施設利用権及び商標権	水利権	専用側線利用権及び鉄道軌道連絡通行施設利用権
昭和23年	1月－3月		0.36	1.5	2.0	2.5
	4月－6月		0.43	1.5	2.0	2.4
	7月－9月		0.30	0.87	1.2	1.5
	10月－12月		0.30	0.76	0.99	1.3
昭和24年	1月－3月		0.32	0.74	0.94	1.2
	4月－6月		0.34	0.73	0.92	1.1
	7月－9月		0.36	0.72	0.89	1.1
	10月－12月		0.39	0.73	0.89	1.1
昭和25年	1月－3月		0.40	0.72	0.87	1.1
	4月－6月		0.43	0.73	0.88	1.1
	7月－9月		0.43	0.69	0.81	0.94
	10月－12月	0.13	0.41	0.64	0.75	0.86
昭和26年	1月－3月	0.15	0.41	0.61	0.71	0.80
	4月－6月	0.19	0.43	0.62	0.72	0.81
	7月－9月	0.22	0.46	0.64	0.73	0.82
	10月－12月	0.26	0.48	0.66	0.74	0.83
昭和27年		0.30	0.51	0.68	0.76	0.84

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年一月一日から適用する。

2　第八条第二項に規定する相続人が同項の規定により昭和三十二年八月三十一日までに再評価法第四十六条第一項（個人の減価償却資産の再評価の申告）の規定による申告書を提出しなければならない場合において、当該相続人が所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十九条第一項若しくは第三項（死亡の場合の申告）又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条第一項（相続税の申告書）の規定により提出すべき申告書の提出期限が同日前であるときは、その提出期限は、これらの所得税法又は相続税法の規定にかかわらず、同日までとする。

3　法人又は個人が第三条又は第四条の規定に基いて再評価を行つた場合において、当該法人又は個人がその再評価を行つた償却資産（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第四号（固定資産税に関する用語の意義）に規定する償却資産をいう。以下同じ。）に対する昭和三十三年度から昭和三十五年度までの各年度分の固定資産税の賦

別表乙　無形減価償却資産（鉱業権を除く。）についての再評価倍数表

取得の時期＼種類		実用新案権及び意匠権	漁業権、特許権及び営業権	電気ガス供給施設利用権及び商標権	水利権	専用側線利用権及び鉄道軌道連絡通行施設利用権
昭和3年						3.9
昭和4年						14
昭和5年						29
昭和6年						48
昭和7年						56
昭和8年						59
昭和9年						69
昭和10年						78
昭和11年						85
昭和12年						78
昭和13年					12	82
昭和14年					21	81
昭和15年					28	79
昭和16年					35	80
昭和17年				1.6	40	79
昭和18年				12	45	79
昭和19年				19	46	74
昭和20年	1月－3月			23	44	64
	4月－6月			22	40	59
	7月－9月			22	38	55
	10月－12月			17	28	39
昭和21年	1月－2月			11	17	23
	3月			7.3	12	17
	4月－6月			5.6	9.0	13
	7月－9月			5.1	7.9	11
	10月－12月			4.7	7.0	9.3
昭和22年	1月－3月			4.4	6.5	8.5
	4月－6月			3.5	5.0	6.5
	7月－9月			2.0	2.8	3.6
	10月－12月			1.5	2.1	2.7

課期日のいずれか一の日における当該資産の価額が当該資産に対する昭和三十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をこえるときは、当該資産に対して当該法人又は個人に課するその日に係る年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格は、地方税法第三百八十九条第一項（道府県知事又は自治庁長官による価格の決定）、第四百十条（市町村長による価格等の決定）、第四百十四条（償却資産の価格の最低限度）及び第七百四十三条第一項（大規模の償却資産の価格等の決定等）の規定にかかわらず、当該資産に対する昭和三十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格とする。

4　法人又は個人が再評価を行つた償却資産で前項の規定の適用を受けるものに対し同項に規定する各年度分の固定資産税を課する場合において、当該資産に対する昭和三十二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格が重大な錯誤により、又は特別の事由による軽減により、他の類似の償却資産の同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比して明らかに、かつ、著しく低いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ自治庁長官に届け出て、その低いと認められる価格をこえ、当該再評価を行つた償却資産の昭和二十七年十二月三十一日における旧再評価限度相当額（資本充実法第二十条第二項第一号（再評価税の免除額の算出の基礎となる金額）に規定する旧再評価限度相当額をいう。）（昭和二十五年一月一日以後取得した償却資産については、当該資産の昭和二十七年十二月三十一日における帳簿価額（資本充実法第二条第三項に規定する帳簿価額をいう。）以下の価格により当該資産に対して課する固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格を決定することができる。

5　附則第三項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人又は個人が次項の規定による申告をその期限内にした場合に限り、適用する。

6　第三条又は第四条の規定に基いて再評価を行つた法人又は個人が再評価を行つた償却資産に対する固定資産税について附則第三項の規定による軽減を受けようとするときは、総理府令で定めるところにより、昭和三十五年までの各年の一月一日から一月三十一日までに地方税法第三百八十三条（償却資産の申告）（同法第七百四十五条（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する場合を含む。）又は第三百九十四条（道府県知事又は自治庁長官によつて評価される固定資産の申告）の規定による申告をする際に、これらの規定に規定する事項のほか、第三条又は第四条の規定に基く再評価を行つた旨及び当該再評価を行つた日その他当該軽減に関し必要な事項を市町村長、都道府県知事又は自治庁長官に申告しなければならない。

7　所得税法の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項第二号中「再評価額（再評価を二回行つたときは、二回目の再評価額）」を「再評価額（再評価を二回以上行つたときは、最終の回の再評価額）」に改める。

8　資産再評価法の一部を次のように改正する。

第百二十二条第一項中「この法律の施行」を「再評価税に関する調査その他この法律の施行」に改める。

9　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「五百万円」を「千万円」に、「合計額を附記」を「合計額（最低限度以上の再評価を行わなかつた会社で中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百三十八号）

第三条の規定に基いて再評価を行つたものにあつては、これらの合計額に代え、同条の規定に基く再評価を行つた旨並びに当該再評価を行つた日における減価償却資産の再評価後簿価総額及び再評価限度額の合計額）を附記」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第百三十九号（昭三二・五・二八）

◎公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法（昭和三十年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「五月一日」の下に「（政令で定める集団的な住宅の建設により五月一日以降政令で定める日までの間に新たに校舎の不足を生じた場合には、文部大臣の定める日）」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第百四十号（昭三二・五・二八）

◎生糸製造設備臨時措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　設備処理組合及び設備処理組合連合会（第三条―第二十三条）
第三章　設備処理命令（第二十四条―第三十条）
第四章　雑則（第三十一条―第三十四条）
第五章　罰則（第三十五条―第四十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、過剰な生糸製造設備の処理を円滑に行うことにより、生糸製造業の合理化を促進し、もつて生糸の輸出の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「生糸製造業者」とは、製糸業法（昭和七年法律第二十九号）第二条第一項の免許を受けている者及び蚕糸業法（昭和二十年法律第五十

七号）第十八条の規定に基く命令の規定により玉糸製造業の許可を受けている者（政令で定める者を除く。）をいう。

（設備処理組合）

第二章　設備処理組合及び設備処理組合連合会

第三条　生糸製造業者は、政令で定める生糸製造業の区分（以下「事業区分」という。）ごとに、当該事業区分に属する事業を行う生糸製造業者の当該事業区分に係る生糸製造設備（繰糸機及びこれに附帯する政令で定める設備をいう。以下同じ。）が全体として原料繭の供給事情からみて過剰であると認められる場合における過剰生糸製造設備の相当な部分（以下単に「過剰設備」という。）の処理を行うため、設備処理組合（以下「組合」という。）を組織することができる。

（法人格）

第四条　組合は、法人とする。

（原則）

第五条　組合は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

一　営利を目的としないこと。

二　組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三　組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

（名称）

第六条　組合は、その名称中に設備処理組合という文字を用いなければならない。

2　組合でない者は、その名称中に設備処理組合という文字を用いてはならない。

（地区の重複禁止）

第七条　同一の事業区分に属する事業を行う生糸製造業者の組織する組合の地区は、相互に重複するものがあつてはならない。

（組合員の資格）

第八条　組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める事業区分に属する事業を行う生糸製造業者で、組合の地区内に生糸を製造する事業場を有するものとする。

（設立の認可）

第九条　組合を設立するには、その組合員になろうとする四人以上の者が発起人となることを要する。

2　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書類を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

3　農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　第五条各号の要件を備えていること。

二　設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

三　その地区及び構成がその事業を行うのに適当なものであること。

（定款）

第十条　組合の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業

二　名称

三　地区

四　事務所の所在地

五　組合員たる資格に関する規定

六　組合員の加入及び脱退に関する規定

七　組合員の権利義務に関する規定

八　事業の執行に関する規定

九　役員に関する規定

十　会議に関する規定

十一　会計に関する規定

十二　公告の方法

2　組合の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。

（事業）

第十一条　組合は、次に掲げる事業を行うことができる。

一　過剰設備を廃棄、格納その他の方法により処理する事業

二　前号に掲げる事業に附帯する事業

（設備処理規程の設定）

第十二条　組合は、前条第一号の事業を行おうとするときは、過剰設備の処理の内容及びその実施に関する規程（以下「設備処理規程」という。）を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　農林大臣は、前項の認可（変更の認可を含む。）の申請があつた場合において、当該設備処理規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一　過剰設備を処理するため必要な最少限度をこえていること。

二　不当に差別的であること。

三　一般消費者及び養蚕業者その他の関連事業者の利益を不当に害すること。

3　農林大臣は、第一項の認可（変更の認可を含む。）の申請があつた場合において、認可又は不認可の処分をしようとするときは、蚕糸業振興審議会の意見を聞かなければならない。

（設備処理規程の変更等）

第十三条　農林大臣は、設備処理規程の内容が前条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、その事項を示してこれを変更すべきことを命じなければならない。

2　農林大臣は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、当該設備処理規程を廃止すべきことを命ずることができる。

3　農林大臣は、第二十四条第一項の規定による命令をしようとするとき、又はした後において、特に必要があると認めるときは、当該命令に係る組合に対し、その事項を示して設備処理規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　農林大臣は、前三項の規定による命令をしようとするときは、蚕糸業振興審議会の意見を聞かなければならない。

（設備処理規程の廃止）

第十四条　第二十四条第一項の規定による命令があつた場合には、当該命令に係る設備処理規程の廃止は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　組合は、設備処理規程を廃止したとき（前項に規定する場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

（設備処理規程の設定等に関する決議）

第十五条　設備処理規程の設定、変更又は廃止は、総会の決議によらなければならない。

2　前項の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3　設備処理規程の設定は、第一項の規定にかかわらず、創立総会の決議によつてもすることができる。

（過怠金）

第十六条　組合は、定款の定めるところにより、設備処理規程に違反した組合員に対して過怠金を課することができる。

ことができる。

（解散）

第十七条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当すると認めるときは、その組合の解散を命ずることができる。

一　第五条の要件を欠くに至つたとき。

二　定款で定める事業以外の事業を行つたとき。

三　第十三条第二項の規定による命令に従わないとき。

四　第二十六条の規定による命令又は第二十三条において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百六条第一項の規定による命令に従わないとき。

2　第二十四条第一項の規定による命令があつた場合における当該命令に係る組合の解散（前項の規定に基く命令によるもの及び第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十二条第一項第二号又は第三号の規定によるものを除く。）は、第二十三条において準用する同法第六十二条第一項の規定にかかわらず、農林大臣が解散の届出を受理した日から二週間を経過しなければ、その効力を生じない。

（設備処理組合連合会）

第十八条　同一の事業区分に属する事業を行う生糸製造業者の組織する組合は、全国を地区とする一個の設備処理組合連合会（以下「連合会」という。）を組織することができる。

（法人格）

第十九条　連合会は、法人とする。

（連合会の事業）

第二十条　連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。

一　過剰設備の処理に関する基準の設定及びこれに基いてする会員の設備処理規程についての調整に関する事業

二　会員の行う過剰設備の処理の事業に直接必要な資金の調整に関する事業

三　前二号に掲げる事業に附帯する事業

（議決権及び選挙権）

第二十一条　会員は、各〻一個の議決権及び役員の選挙権を有する。ただし、会員たる組合の組合員の数に応じて、農林省令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる。

（連合会に関する準用規定）

第二十二条　第五条第一号及び第二号、第六条、第九条、第十条並びに第十二条から第十七条までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第六条中「設備処理組合」とあるのは「設備処理組合連合会」と、第九条第一項中「その組合員になろうとする四人以上の者」とあるのは「その会員になろうとする二以上の組合」と、第十二条第一項中「前条第一号」とあるのは「第二十条第一号又は第二号」と、「過剰設備の処理の内容及びその実施に関する規程（以下「設備処理規程」という。）」とあるのは「同条第一号の基準又は同条第二号の調整の実施に関する規程（以下「調整規程」という。）」と、同条第二項及び第十三条第二項中「当該設備処理規程」とあるのは「当該調整規程」と、第十三条第一項及び第三項並びに第十四条から第十六条までの規定中「設備処理規程」とあるのは「調整規程」と、第十五条第二項中「総組合員の半数以上」とあるのは「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」と読み替えるものとする。

（中小企業等協同組合法の準用）

第二十三条　中小企業等協同組合法第二条（登記）、第四条第二項（住所）、第十一条第二項から第五項まで、第十二条、第十四条、第十九条（第一項第四号を除く。）（組合員）、第二十七条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで（設立）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の二から第三十八条の二まで、第三十九条（第二項第三号を除く。）、第四十条から第四十二条まで（役員）、第四十六条から第五十条まで、第五十一条（第一項第二号を除く。）、第五十二条から第五十四条まで（総会）、第六十二条、第六十三条第一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで、第六十八条、第六十九条（解散及び清算）、第八十三条第一項、第二項（ただし書及び第五号を除く。）及び第五項、第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十八条から第九十二条まで、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条、第九十五条第一項及び第二項、第九十七条から第百三条まで（登記）、第百四条、第百五条、第百五条の四並びに第百六条第一項（監督）の規定は、組合及び連合会に、同法第十一条第一項（議決権及び選挙権）の規定は、組合に準用する。この場合において、同法第二十八条中「前条第一項」とあるのは「生糸製造設備臨時措置法（昭和三十二年法律第百四十号）第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）」と、同法第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第六十二条第二項、第六十三条第三項、第九十七条第三項、第百四条、第百五条、第百五条の四及び第百六条第一項中「行政庁」とあるのは「農林大臣」と、同法第四十条の二中「総組合員の十分の一以上」とあるのは、連合会については「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、同法第四十一条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員の五分の一以上」とあるのは、連合会については「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、同法第四十一条第一項中「出席者の過半数」とあるのは、連合会については「出席した会員の議決権の過半数に相当する議決権を有する会員」と、同法第四十一条第二項、第百四条第一項、第百五条第一項及び第百六条第一項中「規約」とあるのは、組合については「設備処理規程」、連合会については「調整規程」と、同法第五十一条第三項及び第六十三条第四項中「第二十七条の二第三項及び第四項」とあるのは「生糸製造設備臨時措置法第九条第三項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）」と、同法第五十三条中「総組合員の半数以上」とあるのは、連合会については「議決権の総数の半数以上に相当する議決権を有する会員」と、同法第六十二条第一項第五号中「第百六条第二項」とあるのは「生糸製造設備臨時措置法第十七条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）」と、同法第六十四条第四項中「第三十五条第四項本文及び第五項本文」とあるのは「第三十五条第四項本文」と、同法第八十三条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込とあるのは「生糸製造設備臨時措置法第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）の認可」と、同法第八十四条第一項中「前条第二項」とあるのは「前条第二項（ただし書及び第五号を除く。）」と、同法第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十九条並びに第九十五条第一項及び第二項中「第八十三条第二項」とあるのは「第八十三条第二項（ただし書及び第五号を除く。）」と、同法第八十五条第一項中「同条第二項」とあるのは「同条第二項（ただし書及び第五号を除く。）」と、同法第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業等協同組合中央会登記簿」とあるのは「設備処

理組合登記簿及び設備処理組合連合会登記簿」と、同法第九十三条第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と、同法第九十八条第二項中「第九十三条第三項及び前条第二項」とあるのは「前条第二項」と、同法第百五条第一項中「その総数の十分の一以上」とあるのは、連合会については「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と読み替えるものとする。

第三章　設備処理命令

（過剰設備の処理に関する命令）

第二十四条　同一の事業区分に属する事業を行う生糸製造業者の大部分が、単一の組合の組合員としてその設備処理規程の適用を受け、又は連合会の会員たる組合でその設備処理規程の内容が当該連合会の定める第二十条第一号の基準に適合しているもの（以下「適合組合」という。）の組合員としてその設備処理規程の適用を受け、これらの設備処理規程に基いて過剰設備の処理を行つている場合において、当該事業区分に属する事業を行う生糸製造業者でこれらの設備処理規程の適用を受けないものの事業活動が第一条に規定する目的を達成する上に著しい障害となつており、かつ、次に掲げる要件のすべてが備わつているときは、農林大臣は、蚕糸業振興審議会の意見を聞いて、当該事業区分に属する事業を行う生糸製造業者のすべてに対し、当該単一組合又は当該適合組合の設備処理規程の全部又は一部を指定して、その定に従うべきことを農林省令をもつて命ずることができる。

一　当該単一組合又は当該連合会及びその会員たる適合組合の自主的活動のみをもつてしては第一条に規定する目的を達成することが著しく困難であると認められること。

二　当該単一組合又は当該連合会及びその会員たる適合組合がこの項の規定による命令に係る設備処理規程又はこれに係る調整規程の定を公正かつ能率的に運用するに足る十分な能力を有すること。

三　この項の規定による命令に係る設備処理規程の定には、過剰設備の処理に伴う各生糸製造業者の負担の公平を確保し、かつ、相当の対価をもつてその処理が行われるような内容の定が含まれていること。

2　前項の規定による命令は、当該単一組合又は当該連合会の申請により行うものとする。

3　農林大臣は、第一項の規定による命令をしようとするときは、同項の規定により蚕糸業振興審議会の意見を聞く前に、農林省令で定める手続により、その概要を示して当該連合会の会員たる適合組合及び当該事業区分に属する事業を行う生糸製造業者に意見を述べる機会を与え、その意見を述べた者があつたときは、その概要を書面にして当該審議会に意見を聞く際提出しなければならない。

4　第一項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る単一組合又は適合組合は、当該命令に係る設備処理規程の定に従い、当該命令に係る事業を実施するものとし、当該連合会は、その調整規程の定に従い、当該命令に係る事業の実施を確保するため必要な連合会の事業を実施するものとする。

（書類の備付及び閲覧）

第二十五条　前条第一項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る組合の理事は、当該命令に係る設備処理規程の定の運用に関する書類であつて農林省令で定めるものを作成し、これをその主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　前条第一項の規定により一の組合の設備処理規程

の定に従うべき旨の命令を受けた生糸製造業者は、何時でも、当該組合の理事に対し、前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監督上必要な命令）

第二十六条　農林大臣は、第二十四条第一項の規定による命令をした場合において、当該命令の公正かつ円滑な実施を確保し、又は当該命令に係る生糸製造業者が簡易かつ能率的に過剰設備の処理を行うことができるようにするため特に必要があるときは、その必要の限度において、当該命令に係る組合又はその組合が属する連合会に対し、期間を定めて、当該命令に係る業務につき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（役員の解任）

第二十七条　農林大臣は、第二十四条第一項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る組合又はその組合が属する連合会の役員が同条第四項の事業に係る業務に関し法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款又は設備処理規程若しくは調整規程に違反し、役員たるに適しないと認めるときは、これを解任することができる。

（組合の役員等の地位）

第二十八条　第二十四条第一項の規定による命令があつた場合には、当該命令に係る組合又はその組合が属する連合会の役員又は職員で同条第四項の事業に係る業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（不服の申立）

第二十九条　第二十四条第一項の規定による命令があつた場合において、当該命令に係る設備処理規程の定に基いてした組合の処分に不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、農林大臣に不服を申し立てることができる。ただし、処分のあつた日から六十日を経過したときは、不服の申立をすることができない。

2　農林大臣は、前項の申立があつたときは、文書をもつて決定をし、これをその申立をした者及びその申立に係る処分をした組合に送付しなければならない。

（立入検査）

第三十条　農林大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、生糸製造業者の事業場又は事務所に立ち入り、生糸製造設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章　雑則

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第三十一条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、設備処理規程又は調整規程及びこれらに基いてする行為には適用しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　不公正な取引方法を用いるとき、又は組合の組合員若しくは連合会の会員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二　次条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。（同条第三項の規定による請求に

応じ、農林大臣が第十三条第一項又は第二項（これらの規定を第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による処分をした場合を除く。）

2　次条第三項の規定による請求が設備処理規程又は調整規程の定の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その設備処理規程又は調整規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基いてする行為には、適用しない。

（公正取引委員会との関係）

第三十二条　農林大臣は、第十三条第一項、第二項又は第三項（これらの規定を第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による命令をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

2　農林大臣は、第十二条第一項（第二十二条において準用する場合を含む。）の認可（変更の認可を含む。）をしようとするとき、又は第二十四条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

3　公正取引委員会は、第十二条第一項（第二十二条において準用する場合を含む。）の認可を受けた設備処理規程又は調整規程の内容が同条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、農林大臣に対し、第十三条第一項又は第二項（これらの規定を第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4　公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

（報告）

第三十三条　農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、生糸製造業者又は組合若しくは連合会から報告を徴することができる。

（権限の委任）

第三十四条　第三十条第一項及び前条並びに第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第百五条の四の規定による農林大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

第五章　罰則

第三十五条　第二十四条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条　設備処理規程若しくは調整規程を定めないで、又は設備処理規程若しくは調整規程について第十二条第一項（第二十二条において準用する場合を含む。）の認可を受けないで第十一条第一号又は第二十条第一号若しくは第二号の事業を行つた組合又は連合会の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第三十七条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第六条第二項（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第十三条第三項（第二十二条において準用する場合を含む。）又は第二十六条の規定による命令に違反した組合又は連合会の理事

三　第三十条又は第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第百五条第二項若しくは第百五条の四の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四　第三十三条又は第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第百五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第三十九条　第二十五条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだ組合の理事は、三万円以下の過料に処する。

第四十条　次の場合には、その行為をした組合又は連合会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定に基いて組合又は連合会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二　第十四条第二項の規定による届出を怠つたとき。

三　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第十四条の規定に違反したとき。

四　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第十九条第二項又は第四十一条第四項の規定に違反したとき。

五　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第二十一条第一項（同法第三十条第三号を除く。）又は第四十条第一項の規定に違反したとき。

六　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第三十一条、第三十五条の二又は第六十二条第二項の規定に違反したとき。

七　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項の規定に違反したとき。

八　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第三十七条（同法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第三十九条（第二項第三号を除く。）又は第四十条（これらの規定を同法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十条の二（同法第六十九条において準用する場合を含む。）又は第二十三条において準用する同法第四十二条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第四十二条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する商法第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第四十六条の規定に違反したとき。

十三　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する商法第三十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十六　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十七　第二十三条において準用する中小企業等協同組合法第八十三条第一項、第二項（ただし書及び第五号を除く。）若しくは第五項、第八十四条第一項、第八十五条、第八十六条第一項（同法第九十条第二項において準用する場合を含む。）、第八十八条、第八十九条、第九十条第一項又は第九十一条の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

附　則

1　この法律は、昭和三十二年十一月一日から施行する。

2　この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。

3　この法律が効力を失う際現に存する組合及び連合会（次項において「旧組合」という。）については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

4　旧組合でこの法律が効力を失う時から起算して二年を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する

5　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業等協同組合中央会」の下に「、設備処理組合、設備処理組合連合会」を、「中小企業等協同組合法」の下に「、生糸製造設備臨時措置法」を加える。

6　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二の次に次の一号を加える。

六ノ十三　設備処理組合又ハ設備処理組合連合会ノ生糸製造設備臨時措置法第十一条第一号又ハ第二十条第二号ノ事業トシテ行フ過剰設備ノ買収若ハ処分又ハ資金ノ受入若ハ交付ニ関シ発スル証書、帳簿

7　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「調整組合及び同連合会」の下に「、設備処理組合及び同連合会」を加える。

8　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「調整組合及び同連合会」の下に「、設備処理組合及び同連合会」を加える。

9　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「調整組合連合会」の下に「、設備処理組合及び設備処理組合連合会」を加える。

（内閣総理大臣臨時代理・大蔵・農林大臣署名）

法律第百四十一号（昭三二・五・二八）

◎機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第十六条を除く。）中「通商産業大臣」を「主務大臣」に改め、第九条中「通商産業省令」を「主務省令」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣臨時代理・通商産業・運輸大臣署名）

法律第百四十二号（昭三二・五・二八）

◎東北興業株式会社法の一部を改正する法律

東北興業株式会社法（昭和十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東北開発株式会社法

第一条から第三条までを次のように改める。

第一条　東北開発株式会社ハ東北地方ノ開発ヲ促進シ国民経済ノ発展ニ寄与スル為同地方ニ於ケル殖産興業ニ必要ナル事業ヲ営ムコトヲ目的トスル株式会社トス

第二条　本法ニ於テ東北地方トハ青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及新潟県ノ区域トス

第三条　東北開発株式会社（以下「会社」ト称ス）ノ株式ハ額面株式トス

政府ハ予算ノ範囲内ニ於テ会社ニ対シ出資スルコトヲ得

第四条中「東北興業株式会社」を「会社」に、「帝国臣民」を「日本国民」に、「帝国法人」を「日本国法人」に改める。

第五条中「東北興業株式会社」を「会社」に、「政府」を「内閣総理大臣」に改める。

第一章中第五条の次に次の一条を加える。

第五条ノ二　会社ニ非ザル者ハ東北開発株式会社ノ名称ヲ以テ其ノ商号ト為スコトヲ得ズ

第六条を次のように改める。

第六条　会社ニ左ノ役員ヲ置ク

一　理事七人以内
　内総裁一人副総裁一人

二　監事二人以内

第七条第一項を次のように改める。

総裁ハ会社ヲ代表ス

第七条第三項を次のように改め、同条第四項中「東北興業株式会社ノ業務」を「会社ノ会計」に改める。

理事ハ理事会ヲ構成シ会社ノ業務執行ヲ決ス

第八条を次のように改める。

第八条　総裁及副総裁ハ内閣総理大臣之ヲ命ジ其ノ他ノ理事及監事ハ株主中ヨリ株主総会ニ於テ候補者ヲ選挙シ内閣総理大臣其ノ中ヨリ之ヲ命ズ

理事ノ任期ハ四年監事ノ任期ハ二年トス

第九条中「総裁、副総裁及理事」を「理事」に、「他

ノ職務又ハ商業」を「他ノ報酬アル職務又ハ営業」に、「政府」を「内閣総理大臣」に改める。

「**第三章** 営業」を「**第三章** 事業」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「東北興業株式会社」を「会社」に改め、同条第五号中「振興」を「ノ開発」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 産業立地条件ヲ整備スル為必要ナル施設ニ関スル事業

「**第四章** 東北興業債券」を「**第四章** 東北開発債券」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 会社ハ商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条ノ規定ニ依ル制限ニ拘ラズ資本及準備金ノ総額ノ五倍ヲ限リ東北開発債券ヲ発行スルコトヲ得

第十二条中「東北興業債券」を「東北開発債券」に、「政府」を「内閣総理大臣」に改める。

第十二条ノ二及び第十三条中「東北興業債券」を「東北開発債券」に改める。

第十四条中「東北興業債券」を「東北開発債券」に、「東北興業株式会社」を「会社」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ先取特権ノ順位ハ民法（明治二十九年法律第八十九号）ノ規定ニ依ル一般ノ先取特権ニ次グモノトス

第十五条中「東北興業株式会社」を「会社」に、「東北興業債券」を「東北開発債券」に改める。

第十六条中「東北興業株式会社」を「会社」に、「毎営業年度」を「毎決算期」に改める。

第十七条中「政府ハ東北興業株式会社」を「内閣総理大臣ハ本法ニ定ムル所ニ依リ会社」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 会社新株ヲ発行セントスルトキ、弁済期限一年ヲ超ユル資金ノ借入ヲ為サントスルトキ又ハ命令ヲ以テ定ムル重要ナル財産ヲ譲渡シ担保ニ供シ若ハ有償ニテ取得セントスルトキハ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十九条中「定款ノ変更」の下に「、資本ノ減少」を加え、「政府」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十条中「東北興業株式会社ハ政府」を「会社ハ内閣総理大臣」に改める。

第二十一条 会社ハ毎営業年度開始前ニ事業計画、資金計画及収支予算ヲ設定シ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条ノ二 会社ハ毎営業年度終了後三月以内ニ其ノ営業年度ノ財産目録、貸借対照表及損益計算書並営業報告書ヲ内閣総理大臣ニ提出スベシ

第二十二条中「政府ハ東北興業株式会社」を「内閣総理大臣ハ会社」に、「振興上」を「ノ開発促進上」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 会社ノ業務ヲ監視セシムルタメ別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ東北開発株式会社監理官ヲ置ク

第二十四条中「東北興業株式会社監理官」を「東北開発株式会社監理官」に、「東北興業株式会社」を「会社」に改める。

第二十五条中「政府ハ東北興業株式会社」を「内閣総理大臣ハ会社」に改める。

第二十五条ノ二を次のように改める。

第二十五条ノ二 会社ハ法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条ノ規定ニ拘ラズ毎決算期ニ於ケル配当シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ対シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ対シ利益ノ配当ヲ為スコトヲ要セズ

会社ハ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ対シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エテ利益ノ配当ヲ為ス場合ハ其ノ割合ヲ超エテ配当シ得ベキ利益金額ヲ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ対シテハ一政府ノ所有スル株式ニ対シテハ五ノ割合ヲ以テ配当スベシ但シ政府ノ所有スル株式ニ対スル利益ノ配当ガ年百分ノ十ノ割合ヲ超ユルコトナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 内閣総理大臣第十二条又ハ第十八条乃至第二十一条ニ定ムル認可ヲ為サントスルトキハ大蔵大臣ト協議スベシ但シ第十九条ニ定ムル認可ニ付テハ資本ノ減少ノ決議ニ係ルモノニ限ル

第二十六条ノ二及び第二十六条ノ三を削る。

第二十七条各号列記以外の部分中「東北興業株式会社」を「会社」に、「百円以上二千円以下」を「三十万円以下」に改め、「副総裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副総裁又ハ理事ヲ過料ニ処スルコト亦同ジ」を削り、同条第三号及び第四号中「東北興業債券」を「東北開発債券」に改める。

第二十八条中「東北興業株式会社ノ総裁、副総裁及理事」を「会社ノ理事」に、「二十円以上二百円以下」を「三万円以下」に改める。

第二十九条 会社ノ理事、監事其ノ他ノ職員其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ収受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス因テ不正ノ行為ヲ為サザリシトキ又ハ相当ノ行為ヲ為サザリシトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ収受シタル賄賂ハ之ヲ没収ス其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴ス

第二十九条の次に次の二条を加える。

第二十九条ノ二 前条第一項ノ賄賂ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減軽シ又ハ免除スルコトヲ得

第二十九条ノ三 第五条ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ五万円以下ノ過料ニ処ス

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（商号についての特例）

2 改正後の東北開発株式会社法第五条ノ二の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に東北開発株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

（登録税の免除）

3 この法律による商号の変更に伴い必要な登記については、登録税を免除する。

（罰則の経過規定）

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

5 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（建設省設置法の一部改正）

6 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四 削除

第四条第三項中「第四号」を「第五号」に改める。

（経済企画庁設置法の一部改正）

7　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号への次に次のように加える。

ト　東北開発株式会社法（昭和十一年法律第十五号）

第九条第四号の次に次の一号を加える。

五　東北開発株式会社を監督すること。

第十二条に次の二項を加える。

7　開発部に東北開発株式会社監理官一人を置く。

8　東北開発株式会社監理官は、命を受け、東北開発株式会社法第二十四条に定める事務を行う。

（行政機関職員定員法の一部改正）

8　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の総理府の項中「三六六人」を「三六七人」に、「一九、七一一人」を「一九、七一二人」に、同表の建設省の項中「九、九〇六人」を「九、九〇六人」に改める。

（登録税法の一部改正）

9　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十一号中「東北興業債券」を削る。

（経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正）

10　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号中「東北興業株式会社」を「削除」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

11　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条中「及び株式会社科学研究所」を「、株式会社科学研究所及び東北開発株式会社」に改め、同条に次の一項を加える。

2　東北開発株式会社が発行する社債で、商法第三百三条の規定による払込があつた日（売出の方法により発行した場合においては、売出満了の日）から最終の償還期限に至る期間が一年をこえるものの払込の登記についての登録税の額は、登録税法第六条第十一号の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

12　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百六条中「東北興業株式会社」を「東北開発株式会社」に改める。

（内閣総理大臣臨時代理・大蔵・建設大臣署名）

法律第百四十三号（昭三二・五・三一）

◎公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律（参法）

（目的）

第一条　この法律は、公立学校の学校医の公務上の災害に対する補償を行うとともに、当該補償に要する経費についての費用負担に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（補償義務）

第二条　地方公共団体は、その設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）の非常勤の学校医（以下「学校医」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。）に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。

（補償の種類）

第三条　この法律により地方公共団体が行う学校医の公務上の災害に対する補償（以下「補償」という。）の種類は、次に掲げるものとする。

一　療養補償（学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合における必要な療養の実施又は必要な療養の費用の支給）

二　休業補償（学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときにおける補償）

三　障害補償（学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつた場合においてなお存する身体障害に対する補償）

四　遺族補償（学校医が公務上死亡した場合におけるその遺族に対する補償）

五　葬祭補償（学校医が公務上死亡した場合における葬祭を行う者に対する補償）

六　打切補償（学校医が療養補償開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合における補償）

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第四条　前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。ただし、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校（以下「義務教育諸学校」という。）の学校医に関するものについては、都道府県の条例で定める。

2　前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師として医療に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるようにこれを定めなければならない。

（都道府県の負担）

第五条　都道府県は、市町村立の義務教育諸学校の学校医に係るこの法律による補償に要する経費を負担しなければならない。

（国の負担）

第六条　国は、公立の義務教育諸学校の学校医に係るこの法律による補償に要する経費の二分の一を負担する。

（協議）

第七条　市町村の教育委員会は、第五条に規定する学

校医に係るこの法律による補償を行う場合においては、あらかじめ都道府県の教育委員会と協議しなければならない。

（審査）

第八条　この法律による公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、当該都道府県の人事委員会に対し、人事委員会規則で定めるところにより、審査の請求をすることができる。

2　前項の請求があつたときは、当該都道府県の人事委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当該教育委員会に通知しなければならない。

3　第一項の規定による審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（損害賠償の免責）

第九条　地方公共団体は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において、国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）による損害賠償の責を免かれる。

（第三者に対する損害賠償の請求）

第十条　地方公共団体は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合においてこの法律による補償を行つたときは、その価額の限度においてて、この法律による補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、この法律による補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、地方公共団体は、その価額の限度において、この法律による補償の責を免かれる。

（補償を受ける権利）

第十一条　学校医が離職した場合においても、この法律による補償を受ける権利は、影響を受けない。

2　この法律による補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

（時効）

第十二条　この法律による補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効により消滅する。

（非課税等）

第十三条　この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第十四条　この法律による補償に関する書類には、印紙税を課さない。

（無料証明）

第十五条　教育委員会又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「第十三条（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）」の下に「、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律第三条第四号」を加える。

3　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第六号中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。防衛庁職員給与法第二十七条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）」を加える。

第六百七十二条第六号中「国家公務員災害補償法」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律」を加える。

（内閣総理大臣臨時代理・大蔵・文部・厚生大臣臨時代理署名）

法律第百四十四号（昭三二・五・三一）

◎教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

（衆法）

教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4　旧陸軍士官学校、旧陸軍航空士官学校、旧陸軍経理学校、旧海軍兵学校、旧海軍機関学校又は旧海軍経理学校を卒業した者であつて、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百四十四号）の施行の際現に一年以上小学校、中学校又は高等学校の教員の職にあるものは、この法律の規定の適用については、第二条第一項の表第六号上欄に掲げる者及び同表第七号上欄の高等学校高等科若しくは専門学校を卒業した者又は大学予科を修了した者とみなす。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣臨時代理署名）

法律第百四十五号（昭三二・五・三一）

◎農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律

（衆法）

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、高等学校における農業又は水産に係る産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第三条の三の規定に基き、国立又は公立の高等学校において農業又は水産に係る産業教育に従事する教員に対して支給する産業教育手当に関し必要な事項を規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「教員」とは、教諭、助教諭又は常時勤務に服することを要する講師をいう。

（国立高等学校の教員の産業教育手当）

第三条　農業又は水産に関する課程を置く国立の高等